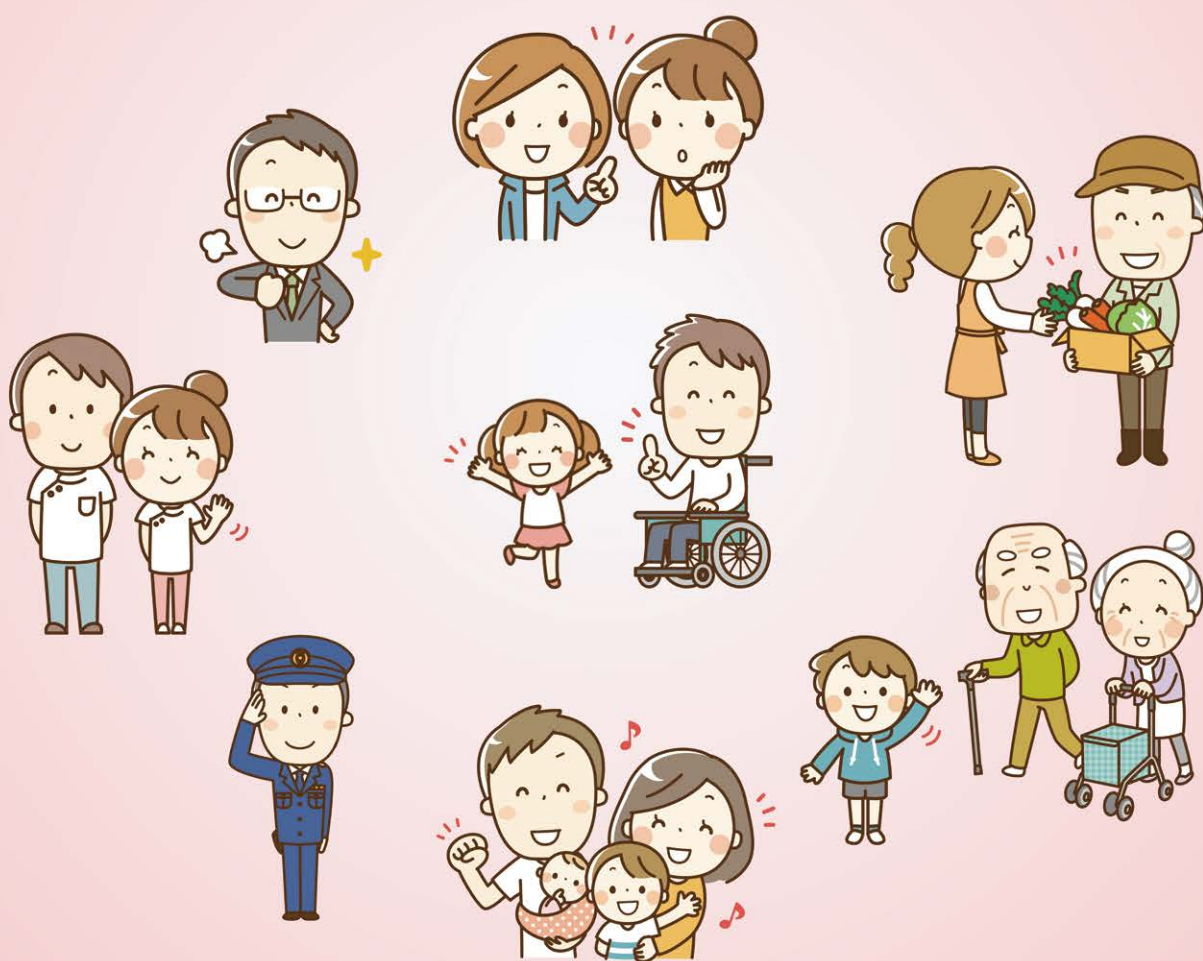


亶理町地域福祉計画

亶理町再犯防止推進計画

亶理町成年後見制度利用促進基本計画

～ 地域で支え合うまちの実現 ～



令和5年3月

亶理町



はじめに

人口の減少や少子高齢化が進行する中、核家族化や価値観の多様化など、社会の変化が進み、地域とのつながりの希薄化や社会的孤立といった、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、それに伴い複雑化・複合化・多様化した生活課題が出てきています。



このような中、本町では、住民の皆様が健康で生きがいを持ち、安心して生活することができる地域社会を築くため、行政だけでなく住民とのパートナーシップによる地域福祉の推進が不可欠であることを踏まえ、地域共生社会の実現に向けて今後の本町の地域福祉の方向付けを行うことを目的に、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とした「亘理町地域福祉計画」を新たに策定いたしました。

また、本計画は、犯罪や非行をした人の地域での生活と社会復帰を支える「再犯防止推進計画」と、判断能力が十分でない方の権利を擁護する「成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定し、安全で安心して暮らせる地域福祉を推進してまいります。

今後もあらゆる立場の人が助け合いの意識を持ち、地域で支え合うまちをめざし、町民の皆様や関係機関と手を携えながら地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、皆様のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました亘理町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、町民意向調査にご協力いただきました町民の皆様、関係機関の皆様に心から感謝申し上げます。

亘理町長 山田周伸

目 次

第1部 亶理町地域福祉計画	1
第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 基本方針	4
3 地域共生社会とは	5
4 地域福祉とは	6
5 本計画における自助・互助・共助・公助の考え方	6
6 計画の法的根拠と位置づけ	7
7 計画の期間	12
8 計画策定の体制	13
9 地域福祉に係わる圏域	14
10 地域福祉に関する制度の動向	15
第2章 現状と課題	17
1 本町の状況	17
2 町民アンケート調査・団体ヒアリング調査結果からみる現状	23
3 課題	52
第3章 計画の基本的な考え方	55
1 基本理念	55
2 基本目標	55
3 施策の体系	57
第4章 施策の展開	58
▶基本目標1 やさしさにあふれる人づくり	58
1 人にやさしいまちづくりを進めます	58
2 権利が守られるまちづくりを進めます	61
▶基本目標2 支え合いのある地域づくり	63
1 身近な地域活動への参加を進めます	63
2 地域福祉を支える団体との連携・協働を進めます	66
3 地域の交流、福祉活動を進めます	68
▶基本目標3 自立生活を支える仕組みづくり	70
1 福祉サービスの適切な利用を進めます	70
2 福祉に関する施策やサービスを進めます	75
3 生活困窮者に対する支援を進めます	80
▶基本目標4 安心して暮らせる環境づくり	82
1 暮らしやすい生活環境づくりを進めます	82
第2部 亶理町再犯防止推進計画	87
第1章 計画の策定にあたって	89
1 計画策定の趣旨	89

2	計画の法的根拠と位置づけ	90
3	計画の期間	90
4	再犯防止に関する制度の動向	91
第2章	現状と課題	93
1	統計からみる現状	93
2	町民アンケート調査・団体ヒアリング調査結果からみる現状	94
3	町の施策	95
4	課題	95
第3章	計画の基本的な考え方	96
1	基本目標	96
第4章	施策の展開	96
基本施策1	町民の関心と理解の醸成に向けた周知・啓発	96
基本施策2	関係機関、団体との連携の推進	96
基本施策3	罪を犯した人の自立支援の推進	97
第3部	亶理町成年後見制度利用促進基本計画	99
第1章	計画の策定にあたって	101
1	計画策定の趣旨	101
2	計画の法的根拠と位置づけ	102
3	計画の期間	102
4	成年後見制度に関する制度の動向	103
第2章	現状と課題	107
1	町民アンケート調査・団体ヒアリング調査結果からみる現状	107
2	課題	109
第3章	計画の基本的な考え方	110
1	基本目標	110
第4章	施策の展開	110
基本施策1	成年後見制度に対する理解促進	110
基本施策2	権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化と中核機関の設置	110
基本施策3	任意後見制度の利用促進	112
基本施策4	町長申立の適切な実施	112
基本施策5	成年後見制度利用支援事業（助成制度）の推進	112
基本施策6	後見人等の担い手の確保・育成	112
第4部	計画の推進体制と進捗管理	113
1	計画の推進体制	115
2	計画の進捗管理	116
第5部	資料編	117
1	亶理町地域福祉計画策定委員会	119
2	計画の策定経過	121
3	用語集	122

第 1 部 巨理町地域福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

全国的に人口の減少や少子高齢化が進行する中、核家族や一人暮らし世帯の増加、価値観の多様化、働き方やライフスタイルの変化などによって家族や家庭のあり方の変化が進み、地域とのつながりの希薄化や社会的孤立などがみられます。さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、失業や収入が減少したことによる生活困窮者の増加、地域活動の中止などの影響が出ています。

本町では、平成23年に発生した東日本大震災で多くの被害を受け、令和2年度までの10年間を計画期間とする「亘理町震災復興計画」を策定し、福祉分野では「子ども・子育て支援事業計画」、「亘理町障がい者プラン（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、個別計画のもと、福祉の推進を図り、町の復興・再生に取り組んできました。しかし、公的な制度や従来の各種保健福祉サービスだけでは虐待や生活困窮、ひきこもり、ダブルケア、8050問題、ヤングケアラーなど制度の狭間にある課題への対応や、複雑化・複合化・多様化した生活課題を解決することが難しくなっており、多職種・他機関が連携して課題の解決にあたる体制の整備が必要となっています。

令和3年3月には「第5次亘理町総合発展計画 後期基本計画」を策定し、「住民（町民およびまちづくり協議会やNPOなどの地元のまちづくり団体など）」、「事業者（営利企業や業界団体など）」、「行政（担当課の垣根を越えた連携組織）」が、それぞれの役割のもと、共に考え・共に学び・共に行動する「協働のまちづくり」の考え方のもとに、まちづくりを進めていくこととしており、施策項目の1つとして「地域福祉の推進」を掲げています。

超高齢社会の中で住民が健康で生きがいを持ち、安心して生活することができる地域社会を築くため、行政だけでなく住民とのパートナーシップによる地域福祉の推進が不可欠であることを踏まえ、今後の本町の地域福祉の方向付けを行う「亘理町地域福祉計画」を新たに策定し、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

なお、本計画は、犯罪や非行をした人の地域での生活と社会復帰を支え、住民が犯罪の被害に遭うことを防止することを目指す「再犯防止推進計画」および病気や障がい等により判断能力が十分ではない高齢者や障がい者等の権利と利益を守るための制度である成年後見制度の適切な利用を目指す「成年後見制度利用促進基本計画」と併せて策定しています。

国等の動き

平成28年には「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定や、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」の開催などの動きがありました。平成29年2月には厚生労働省より「地域共生社会」の実現に向けた改革工程が提示されました。令和4年には給付と負担のバランスを確保しつつ、若年期、壮年期および高齢期の全ての世代で安心できる「全世代型社会保障」の構築に向けて議論が進んでいます。

宮城県の動き

令和3年3月に「宮城県地域福祉支援計画（第4期）」が策定され、「すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる地域共生社会の形成」に向けて取り組んでいます。



2 基本方針

目標の達成に向けては「SDGs（持続可能な開発目標）の推進」の視点を持って各施策の方針を定め、時代に合った計画策定を図るものとします。

【本計画が目指すSDGsの目標】



SDGsとは

- 平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを目指し、令和12年を期限として17のゴールと169のターゲットを設定しています。
- 日本においても、SDGsの実施のため、平成28年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が打ち出され、令和元年12月に実施指針を改定し、その後「SDGsアクションプラン2020」が策定されました。
- 「SDGsアクションプラン2020」では豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現につなげる政府の具体的な取り組みが盛り込まれています。
- 市町村においてもSDGsの達成に向けて各種取り組みの促進が求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



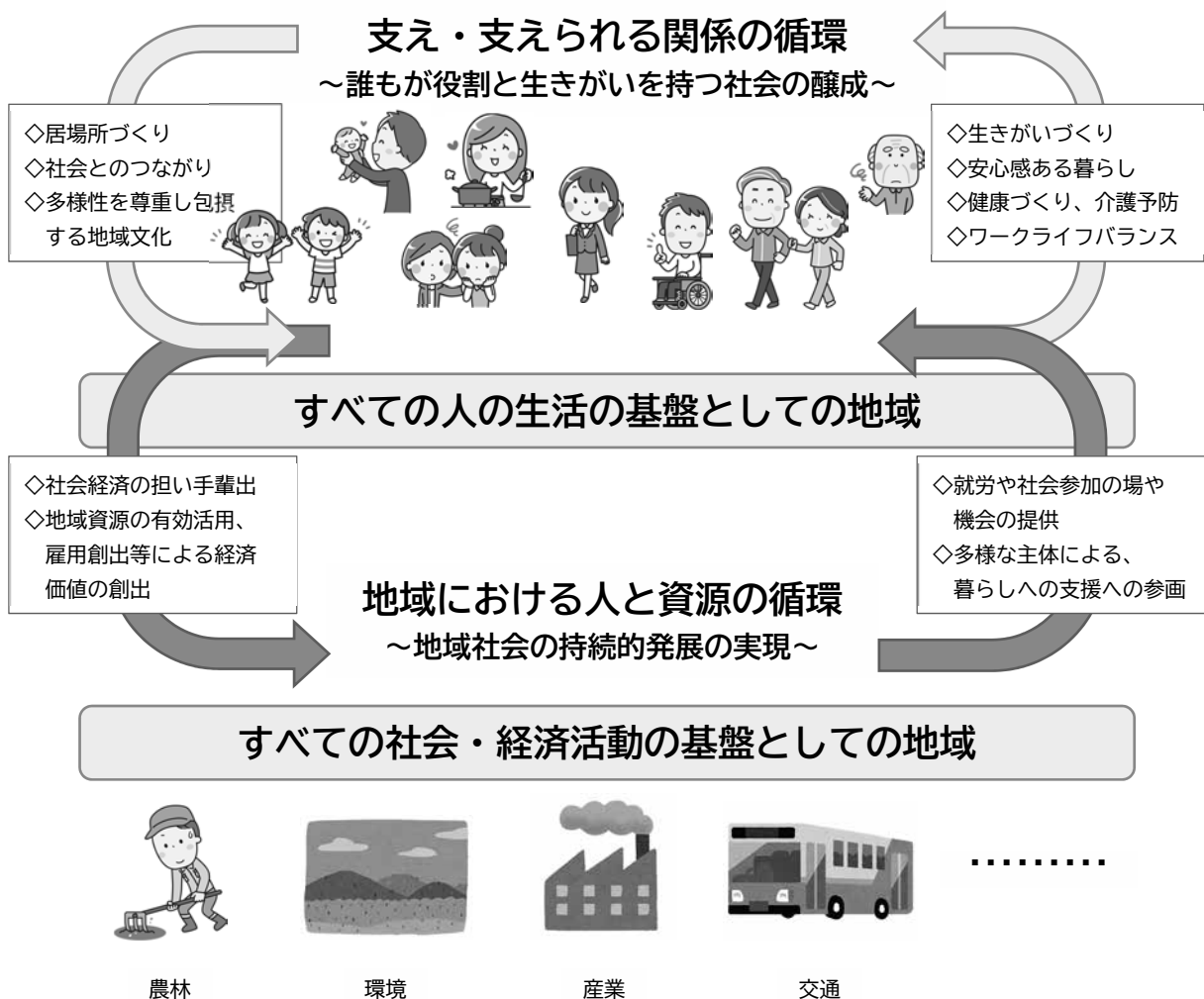
3 地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として地域に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

■地域共生社会という理念

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



資料：地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況（第1回地域共生社会推進検討会 令和元年5月16日）
（厚生労働省）をもとに作成



4 地域福祉とは

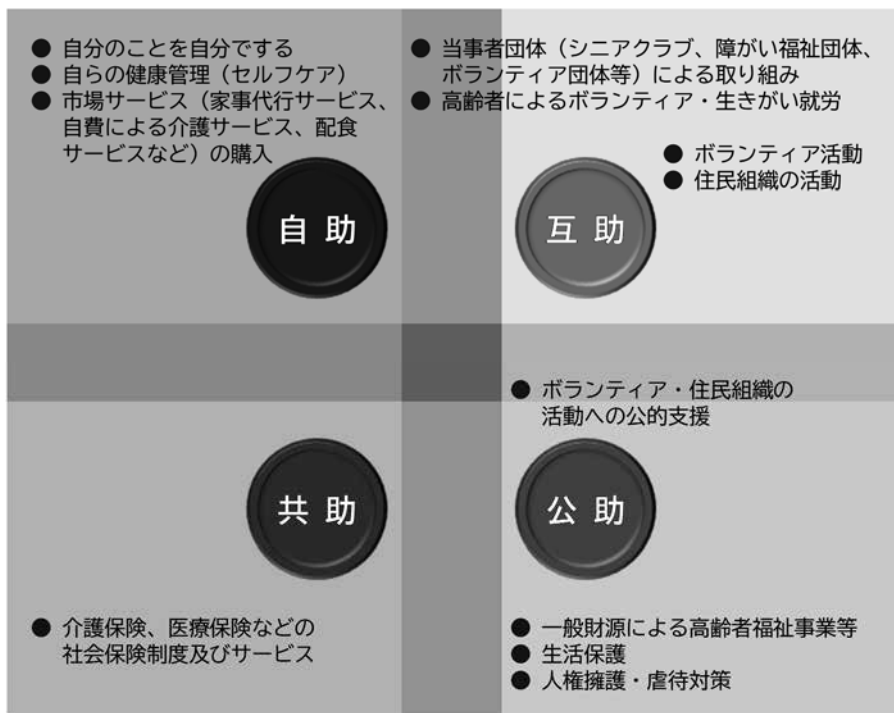
地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むことです。地域福祉には、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるような社会を実現するためのさまざまな取り組みがあります。

地域で安心して生活するためには、行政や福祉サービス従事者、民生委員・児童委員などの特定の人だけではなく、地域に住む全ての人が生活しやすい地域社会をつくるために互いに助け合い、支え合うことが大切です。

5 本計画における自助・互助・共助・公助の考え方

必要な支援を地域の中で包括的に提供して地域での自立した生活を支援するという考え方です。近年は特に地域のサービス提供体制にも制約がある中で、住民に身近な地域のさまざまな資源を活用しながら、地域課題の解決のために住民同士が助け合う「互助」の機能を強化していくことが求められています。

■ 地域包括ケアシステムの構築を参考とした自助・互助、共助、公助の考え方



自助：住民やその家族の力で困りごとを解決すること。

互助：住民の周囲にいる友人や隣近所の方たちが、自発的に互いに関わり、ボランティアやNPO法人等も含めて、地域の中の助け合いで困りごとの解決に向けて取り組むこと。

共助：介護保険制度や医療保険、年金などの制度化された相互扶助で解決すること。

公助：さまざまな公的サービスにより、個人や地域では解決できない困りごとに対処すること。

6 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 『地域福祉計画』の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づく計画として策定するものであり、本町の福祉分野における各種計画の上位計画として位置づけるものです。地域の課題解決に向けて、行政や各種団体、住民等が活動するときの方向性や基本的な考えを示したものです。行政が策定する地域福祉推進のための基本計画であり、地域の力によって課題を解決していく視点を重視しています。

【社会福祉法】

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



本計画の法的根拠である社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画の策定ガイドラインに掲げられている盛り込むべき事項は以下の通りです。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
 - イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
 - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
 - オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
 - カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
 - キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
 - ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
 - コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
 - サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
 - シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
 - ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
 - セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
 - ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
 - タ 全庁的な体制整備
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
 - ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
 - イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
 - ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
 - エ 利用者の権利擁護（成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備）

- オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現
 - ・ 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
 - ・ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
 - イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
 - ウ 地域福祉を推進する人材の養成
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項
- ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号関係）
 - イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の3第1項第2号関係）
 - ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の3第1項第3号関係）
- ⑥ その他
- 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

（2）『再犯防止推進計画』の位置づけ

この計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「再犯防止推進計画」の内容を含む形で策定しています。

【再犯の防止等の推進に関する法律】

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。



(3) 『成年後見制度利用促進基本計画』の位置づけ

この計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」の内容を含む形で策定しています。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 『地域福祉活動計画』の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されている社会福祉協議会が策定する、地域の抱える生活課題や福祉課題の解決を図るため、地域住民等が主体となって取り組む地域福祉活動の具体的な内容を定める計画であり、本計画と併せて両輪をなすものとなります。

【社会福祉法】

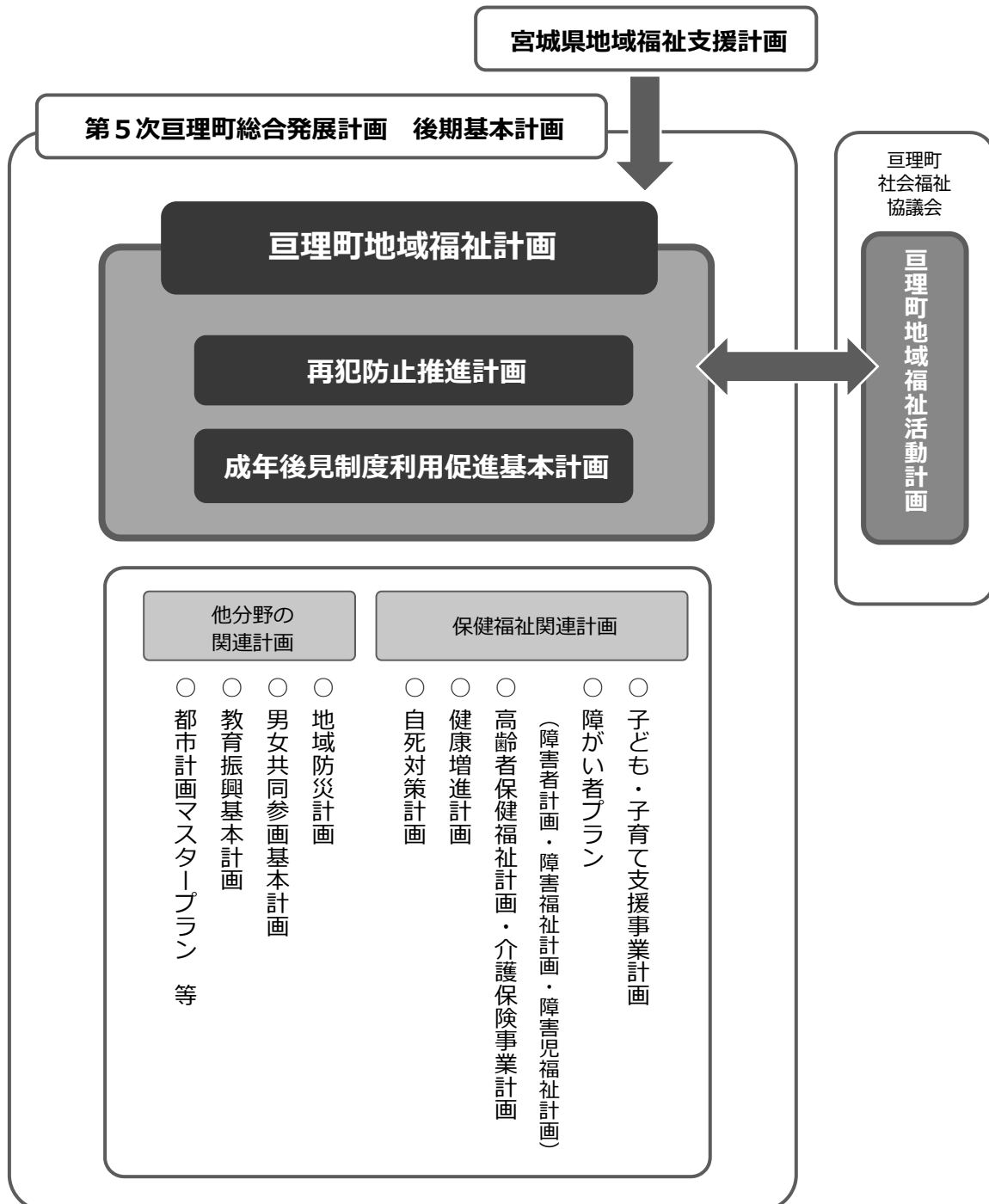
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第九十九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(5) 関連計画との関係

本計画は、上位計画である「第5次巨理町総合発展計画」後期基本計画が示す「協働のまちづくり」の推進方策に基づき、地域福祉を具体化するための方向性を示す計画として、本町の保健福祉関連計画の上位に位置し、まちづくりに関連する他分野の計画等との整合を図るとともに、宮城県の地域福祉支援計画などとの連携も踏まえた計画となっています。





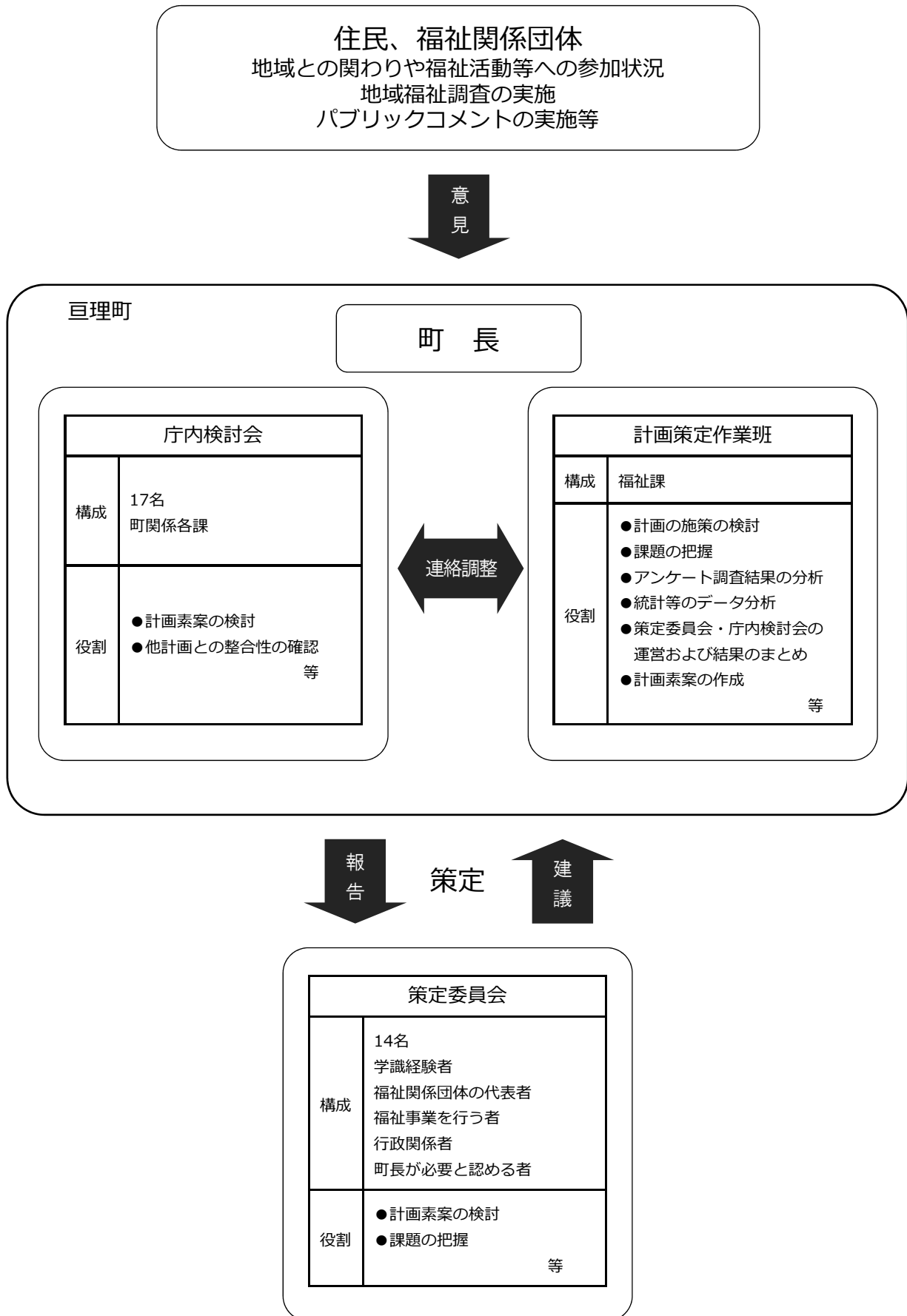
7 計画の期間

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等によっては、計画期間内であっても必要に応じて見直しを検討するものとします。

計画名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
第5次巨理町総合発展計画（H28～R7）												
巨理町地域福祉計画（R5～R9）												
巨理町地域福祉活動計画 （町社会福祉協議会・R5～R9）												
第2期 子ども・子育て支援事業計画 （R2～R6）												
第3期 障害者計画（R3～R8）												
第6期 障害福祉計画（R3～R5）												
第2期 障害児福祉計画（R3～R5）												
第8期 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画（R3～R5）												
第2次健康わたり21 健康増進計画（H25～R4）												
巨理町自死対策計画（H31～R5）												

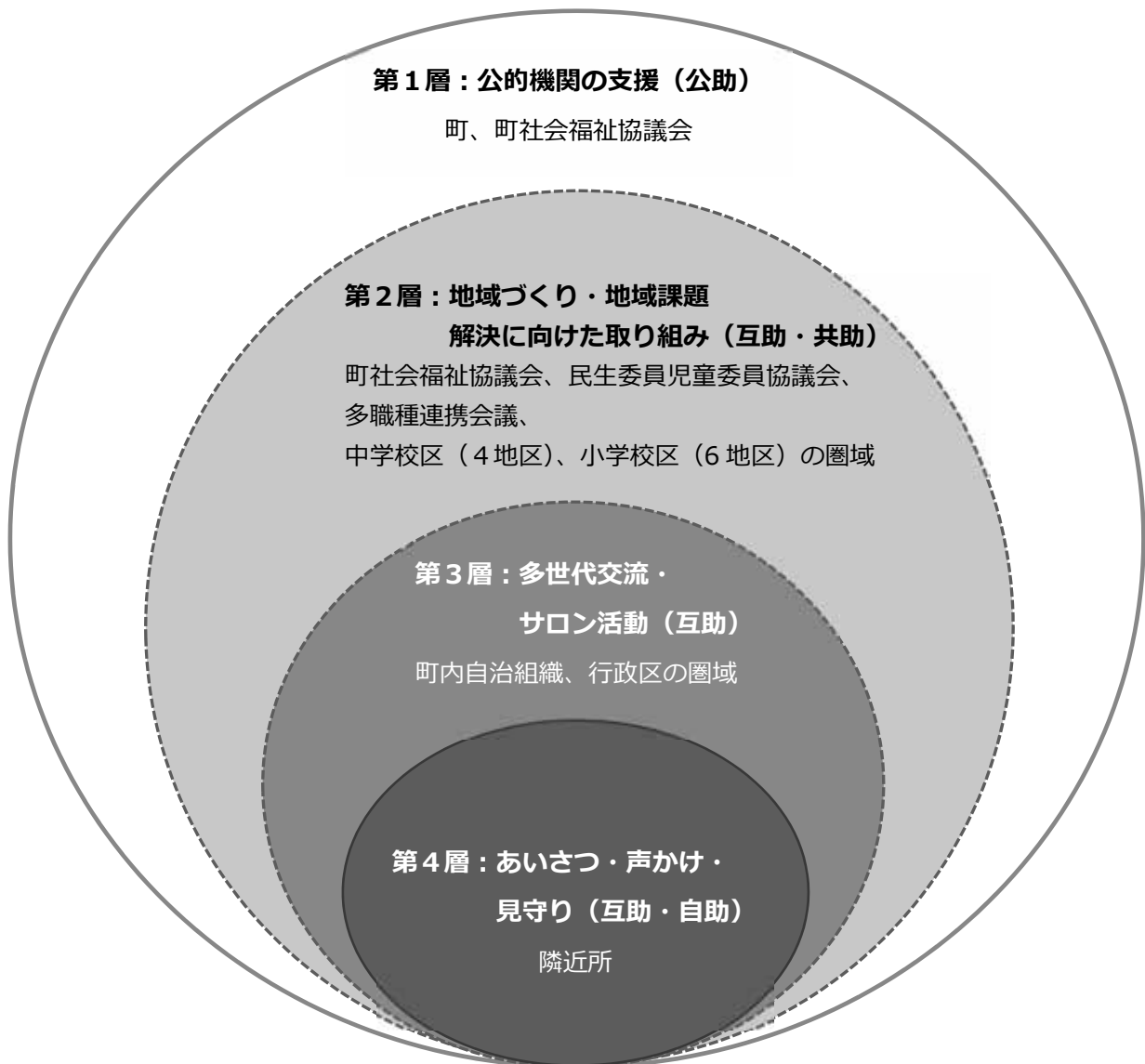
8 計画策定の体制





9 地域福祉に係わる圏域

圏域の設定については、高齢者、障がい者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域と、住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域があります。本町の地域特性を踏まえた重層的な役割・機能が発揮できるよう、地域生活課題に応じて町内自治組織、中学校区（巨理・荒浜・吉田・逢隈の4地区）、町全域として役割を担いながら、さまざまな地域資源を活用した地域福祉を推進します。



10 地域福祉に関する制度の動向

地域福祉計画に係わる制度の動向は、おおむね以下のような内容となっています。

(1) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 (令和2年6月成立、令和3年4月施行)

- 地域共生社会の実現を目指し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材の確保および業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に成立しました。
- 市町村においては、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められており、改正社会福祉法に基づき、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

(2) 自殺対策基本法（平成28年4月施行）

- 日本の自殺率は近年減少傾向にあります。年間2万人を超える方が自殺で亡くなっていることから、さらなる対策を推進していくため、平成28年に自殺対策基本法が改正されました。
- 改正自殺対策基本法では、都道府県・市町村における地域自殺対策計画の策定義務化、自殺総合対策推進センターの設置による地域の自殺対策の支援機能強化などが定められました。これに基づき、本町でも「巨理町自死対策計画」を平成30年度に策定し、より本町の実態に沿った自死対策を推進しています。
- 令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。見直し後の大綱では、『1. 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化』『2. 女性に対する支援の強化』『3. 地域自殺対策の取組強化』『4. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化』を重点的に推進することとしています。

(3) 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和2年4月施行）

- 親権者等による虐待が火急の問題となっていることから、児童相談所（児相）の機能強化などを行うため、令和元年6月に児童虐待防止法と児童福祉法が改正されました。改正法には「体罰の禁止」が明記されるとともに、令和4年12月の民法改正において親権者の懲戒権に係る規定が削除され、子の監護及び教育における人格を尊重する義務が定められました。



(4) 生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月施行）

○生活保護受給者や生活困窮に陥るリスクの高い人に対し、生活保護に至る前の生活困窮者の自立を支え、また、生活保護から復帰した人が再び生活保護受給者とならないよう支援をしていく法律として、平成 27 年 4 月に施行されました。

(5) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（住宅セーフティネット法）（平成 29 年 10 月施行）

○国では近年、民間の空き家・空室の増加が大きな課題となっており、これらを活用して新たな住宅セーフティネットの仕組みづくりを行う法律が平成 29 年 10 月に施行されました。

○賃貸人が空き家等について、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録することで、今後 10 年間で 100 万人の増加が見込まれる高齢単身者等の住宅の供給促進を図ることとしています。

(6) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年 12 月公布・施行）

○国において、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇を受け、安全・安心に暮らせる社会を構築していくにあたり、「再犯防止」が大きな課題となっていたことにより、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月に公布・施行されました。

○この法律では、国および地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。

○この法律に基づき、平成 29 年 12 月に再犯防止推進計画が閣議決定されました。

○令和 4 年 6 月に成立した更生保護法などの一部改正法により、更生や犯罪予防に向けて保護観察所と住民や関係機関に必要な援助を行う「地域援助」が更生保護法に位置づけられました。

(7) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年 5 月施行）

○認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える有効な手段である成年後見制度が十分に利用されていない状況にあったことから、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年 5 月に施行されました。

○この法律では、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。

○この法律に基づき、平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」、令和 4 年 3 月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

(8) 新しい生活様式の推進

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、一人ひとりが「新しい生活様式」を日常生活に取り入れ、社会全体で感染拡大防止に取り組んでいくことが求められています。

第2章 現状と課題

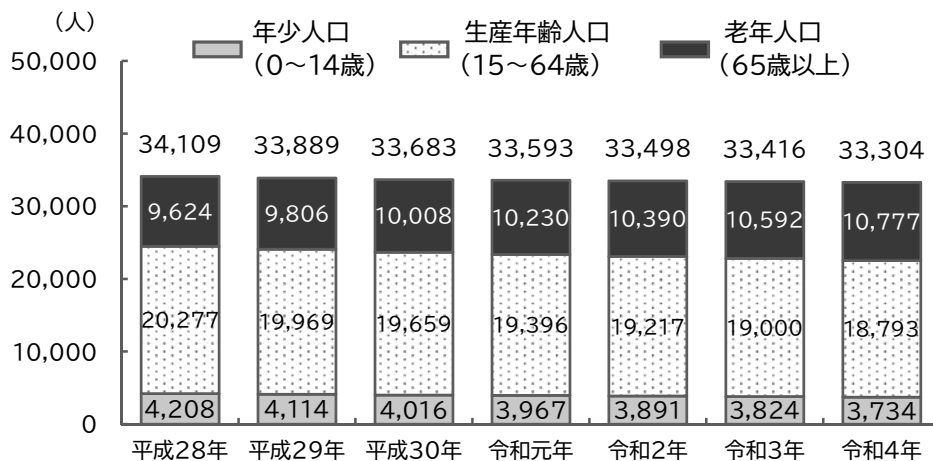
1 本町の状況

(1) 人口の状況

① 総人口の推移

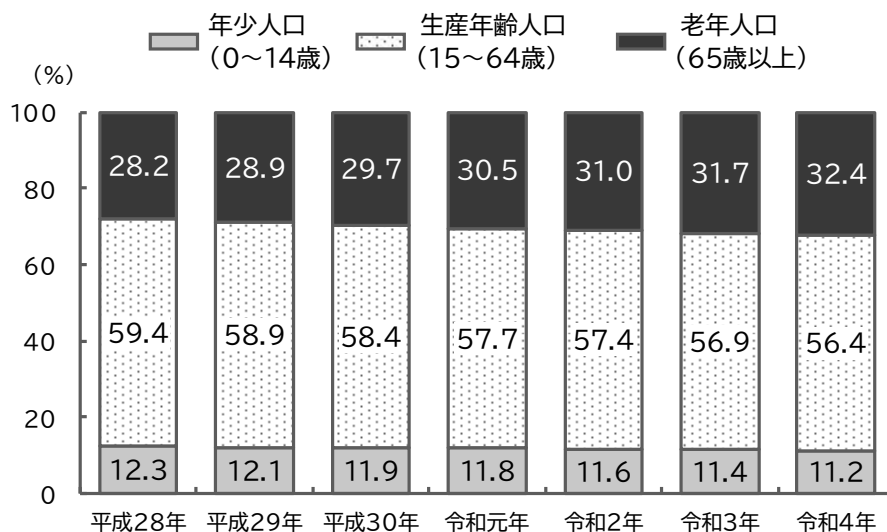
本町の総人口の推移をみると、年々減少傾向にあり、令和4年時点で33,304人となっています。年齢3区分別にみると、平成28年時点で28.2%であった老年人口割合が令和4年には32.4%まで上昇する一方、年少人口割合は12.3%から11.2%まで低下しています。このように本町においても急速に人口減少・少子高齢化が進んでいる状況となっています。

■ 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

■ 年齢3区分別人口割合の推移



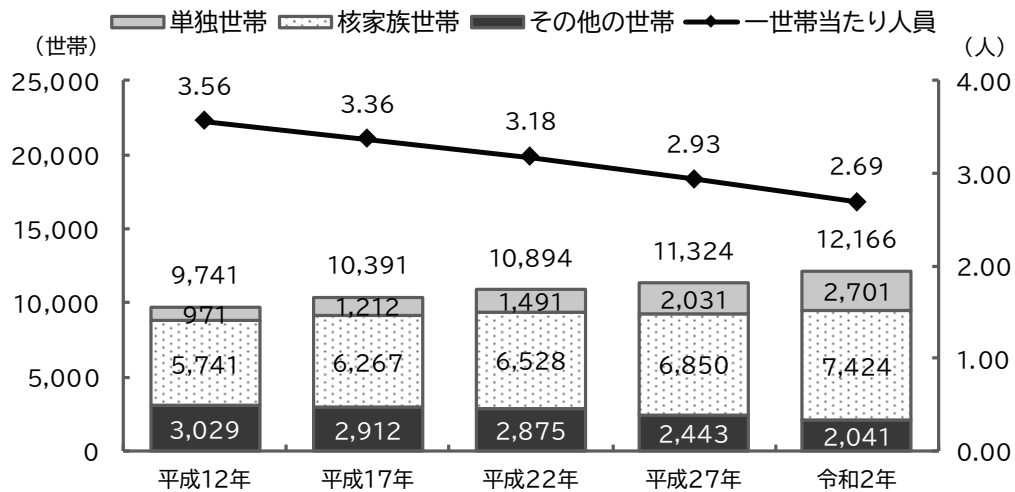
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）



(2) 世帯の状況

①世帯数の推移

本町の世帯数は増加傾向にあり、平成12年から20年間で2,425世帯増加しています。単独世帯や核家族世帯が増加し、その他の世帯は減少傾向がみられ、一世帯当たり人員は平成12年の3.56人から令和2年には2.69人まで減少しています。

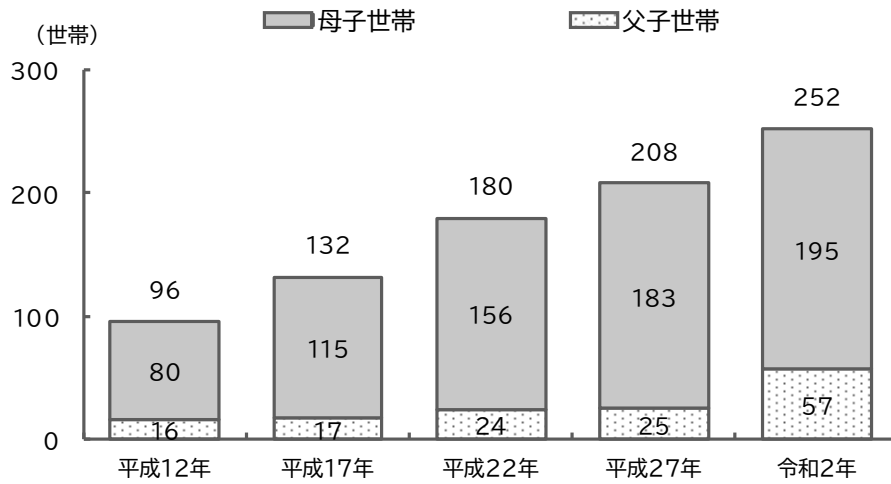


	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	9,741	10,391	10,894	11,324	12,166
増減	-	650	503	430	842
(増減率)	-	(6.7)	(4.8)	(3.9)	(7.4)
単独世帯 (割合)	971 (10.0)	1,212 (11.7)	1,491 (13.7)	2,031 (17.9)	2,701 (22.2)
核家族世帯 (割合)	5,741 (58.9)	6,267 (60.3)	6,528 (59.9)	6,850 (60.5)	7,424 (61.0)
その他の世帯 (割合)	3,029 (31.1)	2,912 (28.0)	2,875 (26.4)	2,443 (21.6)	2,041 (16.8)

資料：国勢調査

②母子・父子世帯の状況

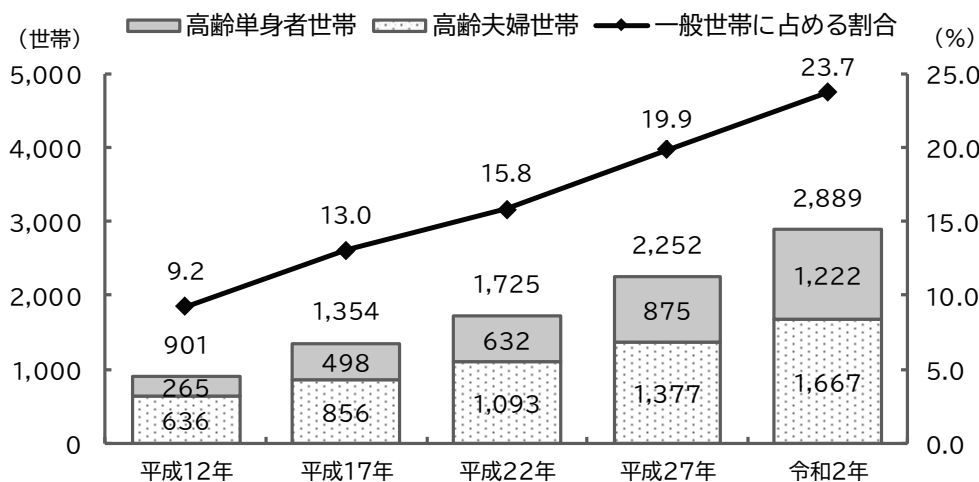
母子・父子世帯数の推移をみると、母子世帯、父子世帯ともに増加傾向にあり、令和2年で母子世帯が195世帯、父子世帯が57世帯となっています。



資料：国勢調査

③高齢者世帯の状況

高齢単身者世帯や高齢夫婦世帯（夫が65歳以上、妻が60歳以上の世帯）は年々増加しています。令和2年で高齢単身者世帯が1,222世帯、高齢夫婦世帯が1,667世帯、計2,889世帯となっており、町全体の2割以上を占めています。



資料：国勢調査

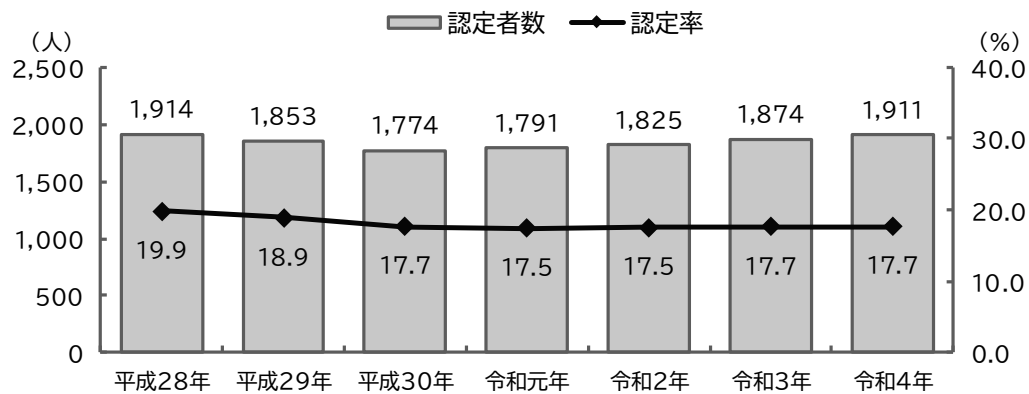


(3) 福祉の状況

① 要介護・要支援認定者数

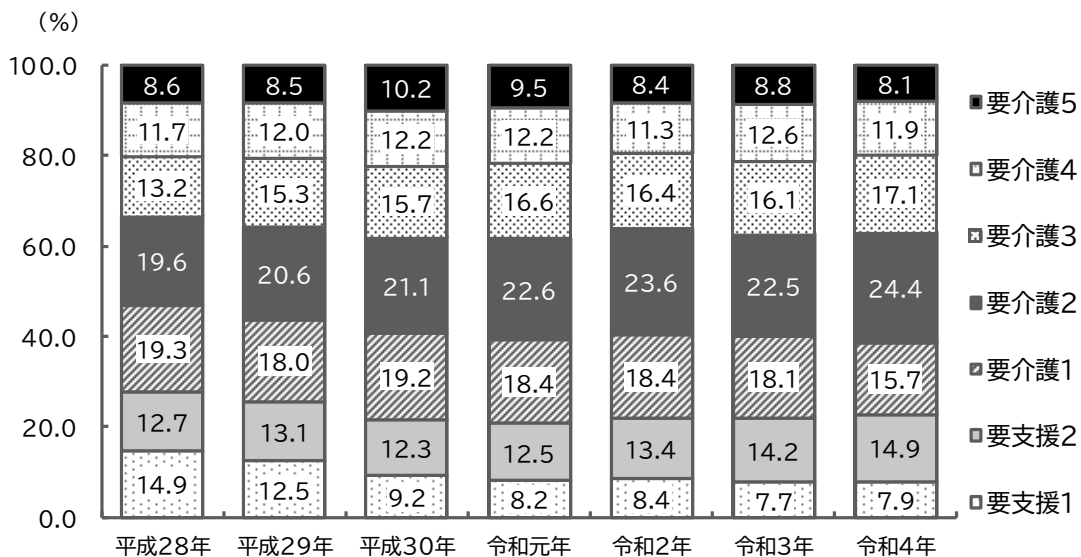
要介護・要支援認定者数は平成30年以降増加傾向にあります。令和4年には認定者数は1,911人、認定率は17.7%となっています。要介護・要支援度別にみると、要介護2～3の割合が増加しています。

■ 要介護・要支援認定者数と認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告月報（各年3月末現在）

■ 要介護・要支援認定者割合の推移



資料：介護保険事業状況報告月報（各年3月末現在）

②認知症高齢者数

要介護・要支援認定者のうち、認知症の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者の数は、令和元年には1,089人まで減少しましたが以後増加に転じ、令和4年で1,137人となっています。

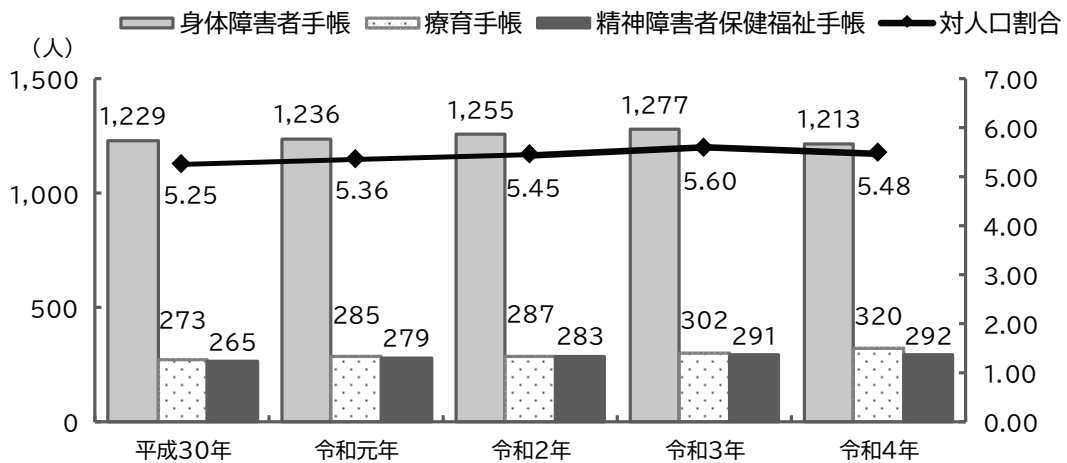
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
日常生活自立度Ⅱ以上の人数	1,194	1,124	1,119	1,089	1,113	1,125	1,137

(人)

資料：巨理町長寿介護課（各年3月末現在）

③障害者手帳所持者数

障害者手帳の所持者数の推移をみると、人口が減少する中、手帳所持者数・総人口に対する割合は横ばいで推移しています。手帳別にみると、療育手帳所持者数が増加傾向にあります。

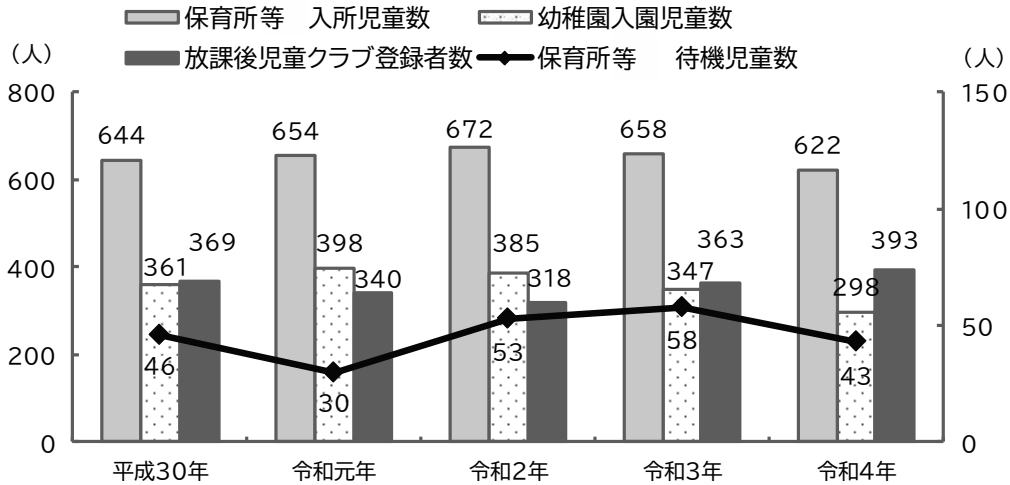


資料：巨理町福祉課（各年3月末現在）



④保育所等・幼稚園・放課後児童クラブの状況

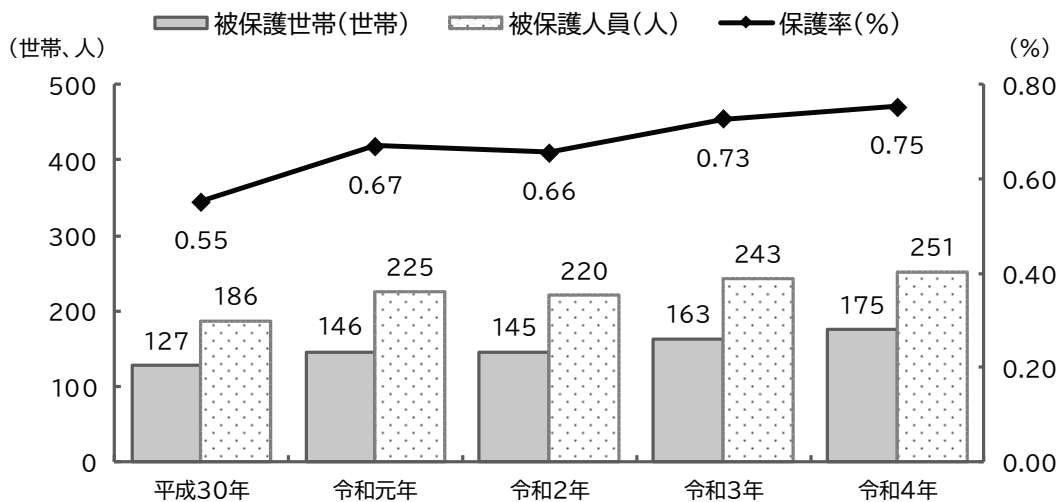
保育所等入所児童数は、令和4年で622人となっています。待機児童は令和3年から減少し、令和4年で43人となっています。幼稚園入園児童数は減少傾向にあり、令和4年で298人となっています。放課後児童クラブ登録者数は増加傾向にあり、令和4年で393人となっています。



資料：亶理町子ども未来課（各年3月1日現在（待機児童数のみ4月1日）※令和4年度は全て4月1日）

⑤生活保護受給者数

生活保護を受給している世帯は増加傾向にあり、令和4年で175世帯、251人となっています。保護率も増加傾向にあり、令和4年で0.75%となっています。



資料：亶理町福祉課・宮城県仙台保健福祉事務所岩沼支所（各年4月1日現在）

2 町民アンケート調査・団体ヒアリング調査結果からみる現状

(1) 調査概要

①調査の目的

令和5年度からの「巨理町地域福祉計画」の策定に向けて、町の現状や課題、町民および団体・事業所のニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査と団体ヒアリング調査を実施しました。

②調査対象

【町民アンケート調査】

調査地域：町内全域

調査対象者：18歳以上の男女2,000人

調査期間：令和3年8月13日～令和3年8月31日

調査方法：郵送配布・郵送回収

回収結果：

配布数	有効回収数	有効回収率
2,000件	908件	45.4%

【団体ヒアリング調査】

調査対象：町内および近隣市町村の団体・事業所 30団体

調査期間：A 令和3年9月17日～9月30日

B 令和3年11月29日、12月1日、12月8日、12月14日、12月15日

調査方法：A ヒアリング調査票の郵送配布・回収（有効回収数26件、回収率86.7%）

※30団体・事業所のうち、以下5団体に再犯防止に関する調査票を合わせて配布

【伊具巨理地区保護司会／伊具巨理地区保護司会 巨理分会／伊具巨理地区協力雇用主会／巨理地区更生保護女性会（2名の方に配布）】

B Aの回答があった26団体のうち、以下7団体・事業所に聞き取り調査を実施

【巨理町社会福祉協議会／難病ホスピスケア 巨理ありのまま舎／巨理町身体障害者福祉協会／一般社団法人パーソナルサポートセンター 宮城県南部自立相談支援センター（現：宮城県自立相談支援センター）／巨理町民生委員児童委員協議会（2名のうち、1名の方に聞き取り調査）／伊具巨理地区保護司会／巨理地区更生保護女性会（2名のうち、1名の方に聞き取り調査）】



③調査結果の見方

- ・回答結果の割合「%」は有効回収数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・図表中の「n (number of case)」は、有効回収数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数）を表しています。
- ・表で掲載しているものについては、その他と不明・無回答を除く、一番大きい値に網掛けをしています。
- ・設問によって回答対象者が少ない場合も、参考値として数値を掲載しています。
- ・記述式の設問については基本的に調査票にご記入いただいた原文のまま記載しています。

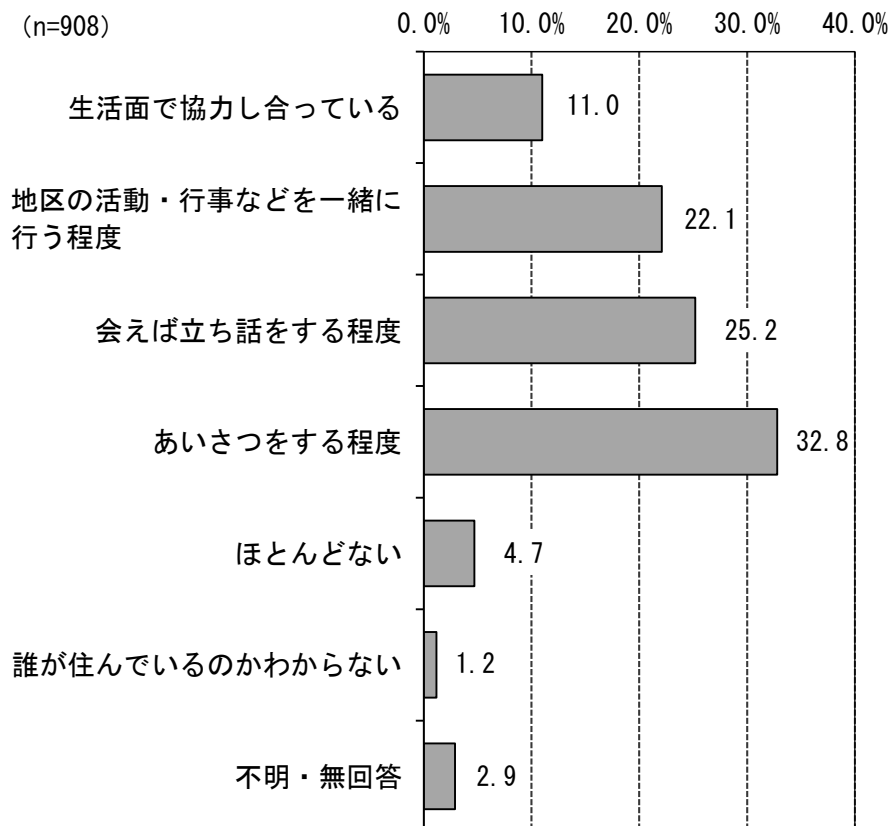
(2) 調査結果

①近所付き合いについて

○普段の隣近所の人との付き合いの程度については「あいさつをする程度」が32.8%と最も多く、次いで「会えば立ち話をする程度」が25.2%、「地区の活動・行事などを一緒に行う程度」が22.1%となっています。

問9 あなたは普段、隣近所の人とどの程度のお付き合いをしていますか。

【町民アンケート】



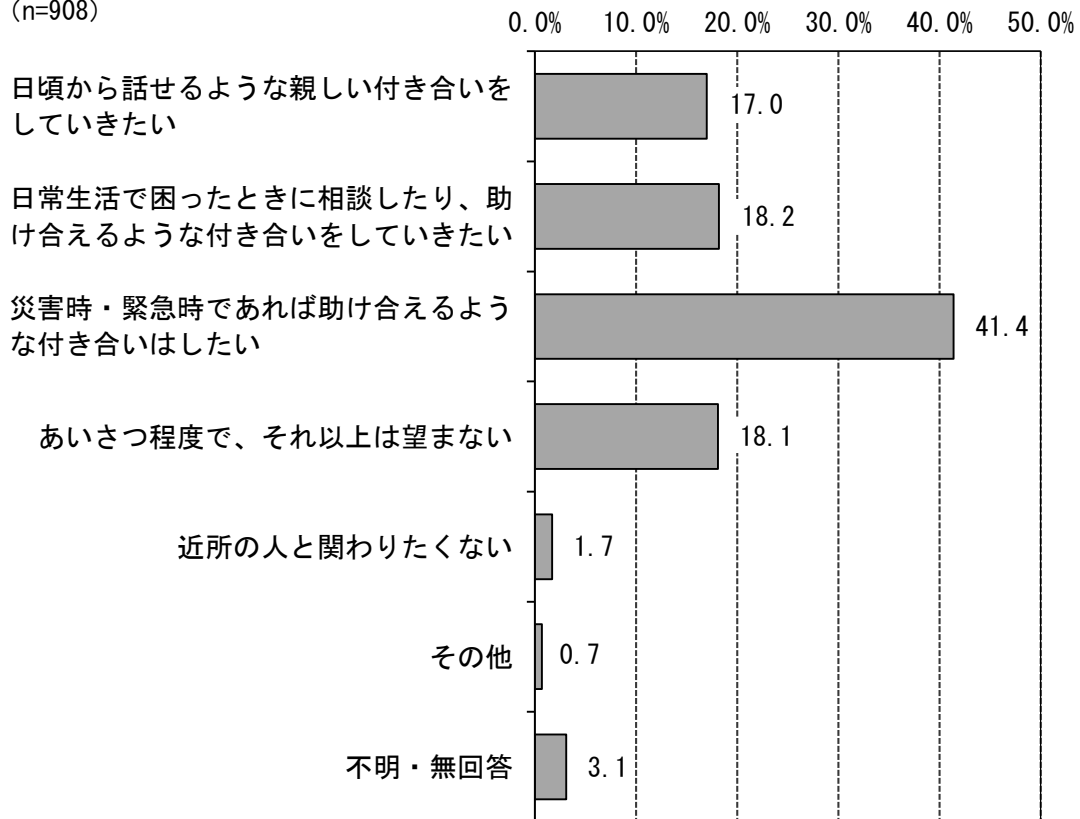


○今後、隣近所の人とどの程度のお付き合いをしていきたいかについては、「災害時・緊急時であれば助け合えるような付き合いはしたい」が41.4%と最も多く、次いで「日常生活で困ったときに相談したり、助け合えるような付き合いをしていきたい」が18.2%、「あいさつ程度で、それ以上は望まない」が18.1%となっています。

問10 あなたは今後、隣近所の人とどの程度のお付き合いをしていきたいですか。

【町民アンケート】

(n=908)



－課題（近所付き合いについて）－

- ・災害時や緊急時をはじめ、困ったときの相談相手や助け合えるような付き合いを隣近所に求めています。実際にはあいさつをする程度の付き合いにとどまっています。
- ・隣近所に誰が住んでいるのかわからない、近所付き合いがほとんどないなど、周囲の関心がない人は5.9%となっています。
- ・災害時や緊急時には、特に地域の助け合いが重要なため、日頃から交流する機会に積極的に参加し、周囲に関心を持つ意識を高める必要があります。

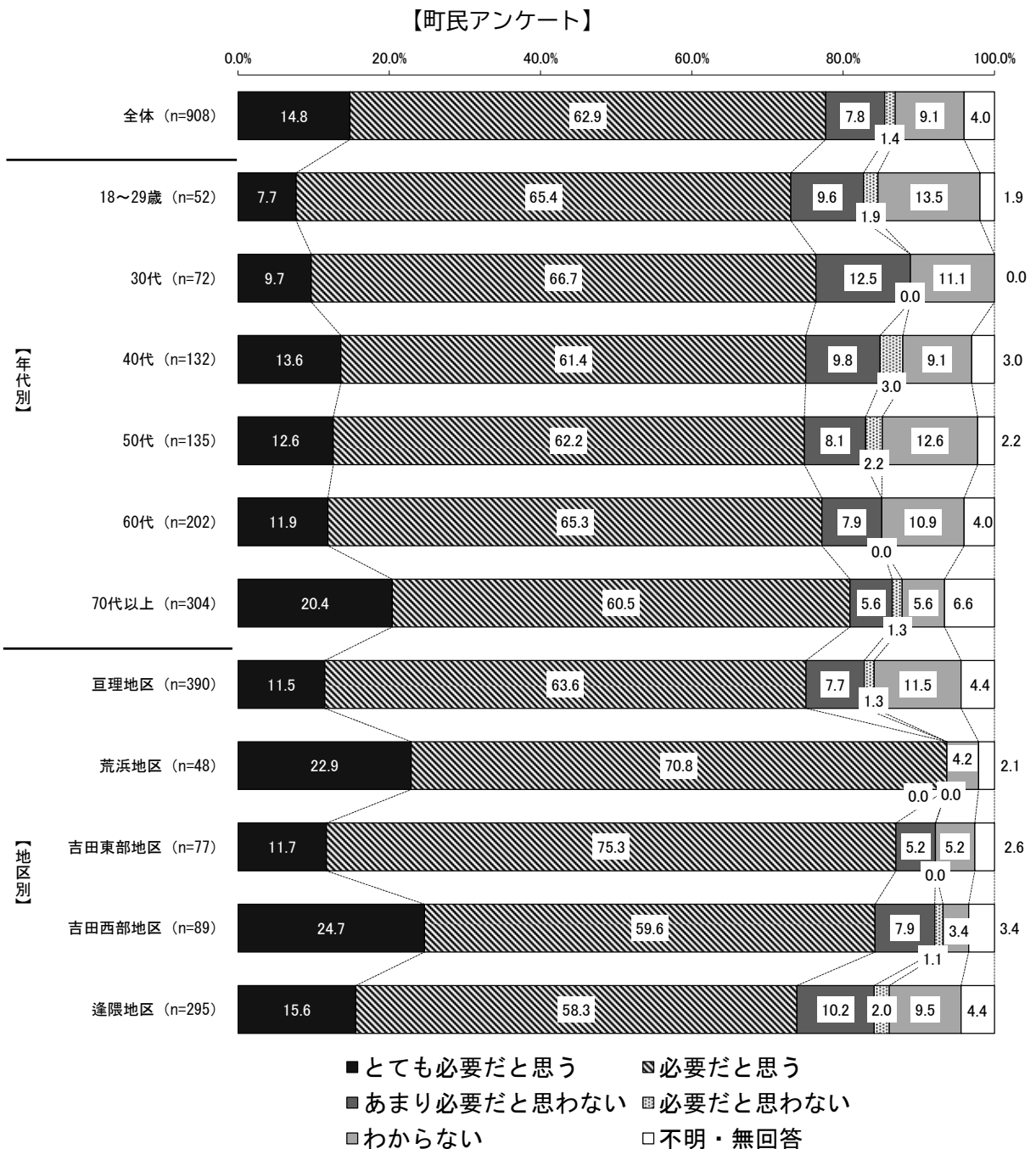
②地域の助け合い・支え合いについて

○地域での自主的な助け合い、支え合いの関係の必要性については、「必要だと思う」が62.9%と最も多く、次いで「とても必要だと思う」が14.8%、「わからない」が9.1%となっています。

○年代別にみると、70代以上で「とても必要だと思う」が2割台前半と他の年代に比べて多くなっています。

○地区別にみると、荒浜地区と吉田西部地区で「とても必要だと思う」が2割台と他の地区に比べて多くなっています。また、荒浜地区で「とても必要だと思う」と「必要だと思う」を合わせた“必要”が9割台前半と他の地区に比べて多くなっています。

問13 あなたは、地域での自主的な助け合い、支え合いの関係が必要だと思いますか。

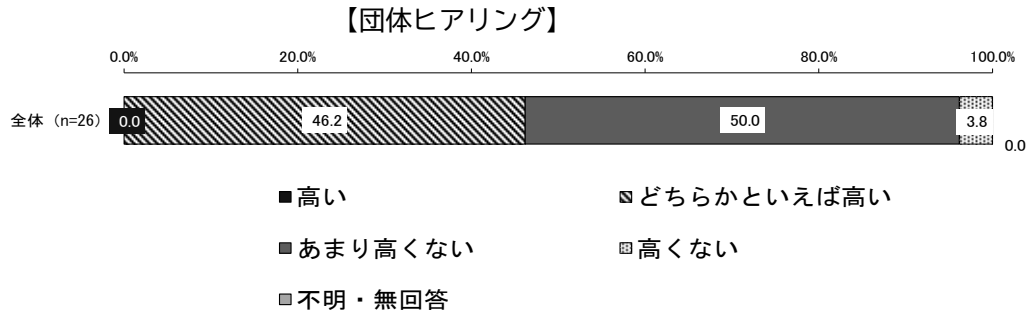




○本町における町民相互の助け合いに対する意識については、「あまり高くない」が50.0%、次いで「どちらかといえば高い」が46.2%、「高くない」が3.8%となっています。

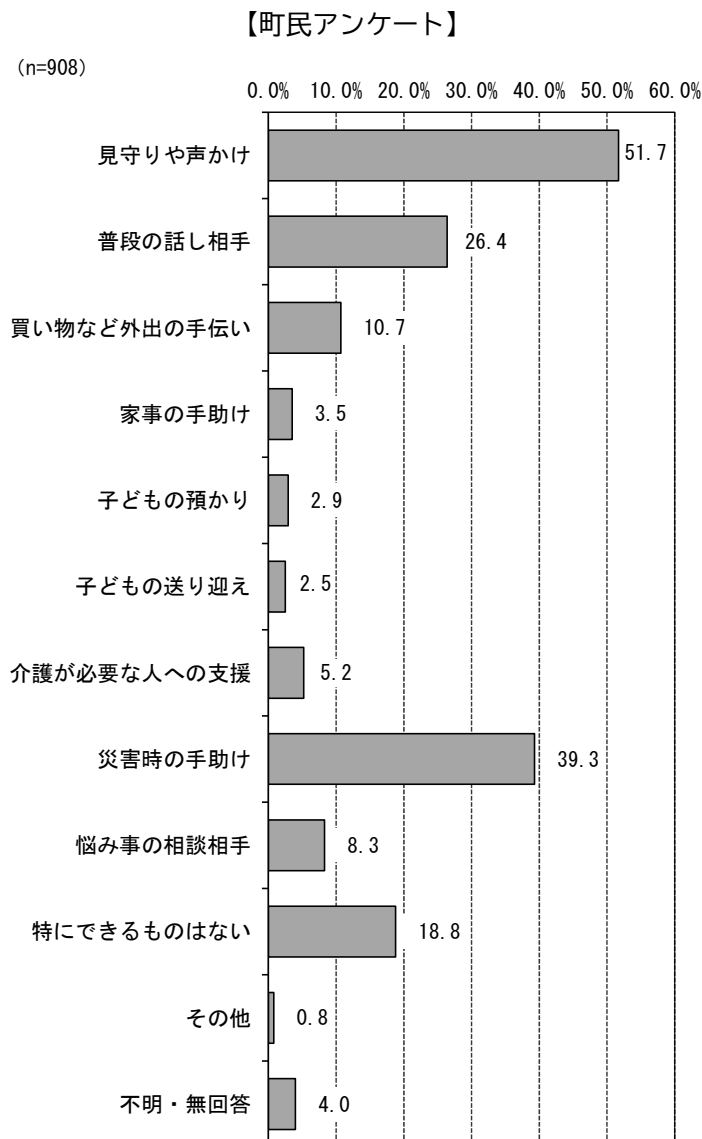
○対面聞き取り調査では、地域福祉への関心はあるものの、活動への参加・協力は少ないとの意見が挙げられています。

問12 本町において町民相互の助け合いに対する意識は高いと感じますか。



○隣近所に、日常生活で困っている家庭があった場合にできる手助けについては、「見守りや声かけ」が51.7%と最も多く、次いで「災害時の手助け」が39.3%、「普段の話し相手」が26.4%となっています。

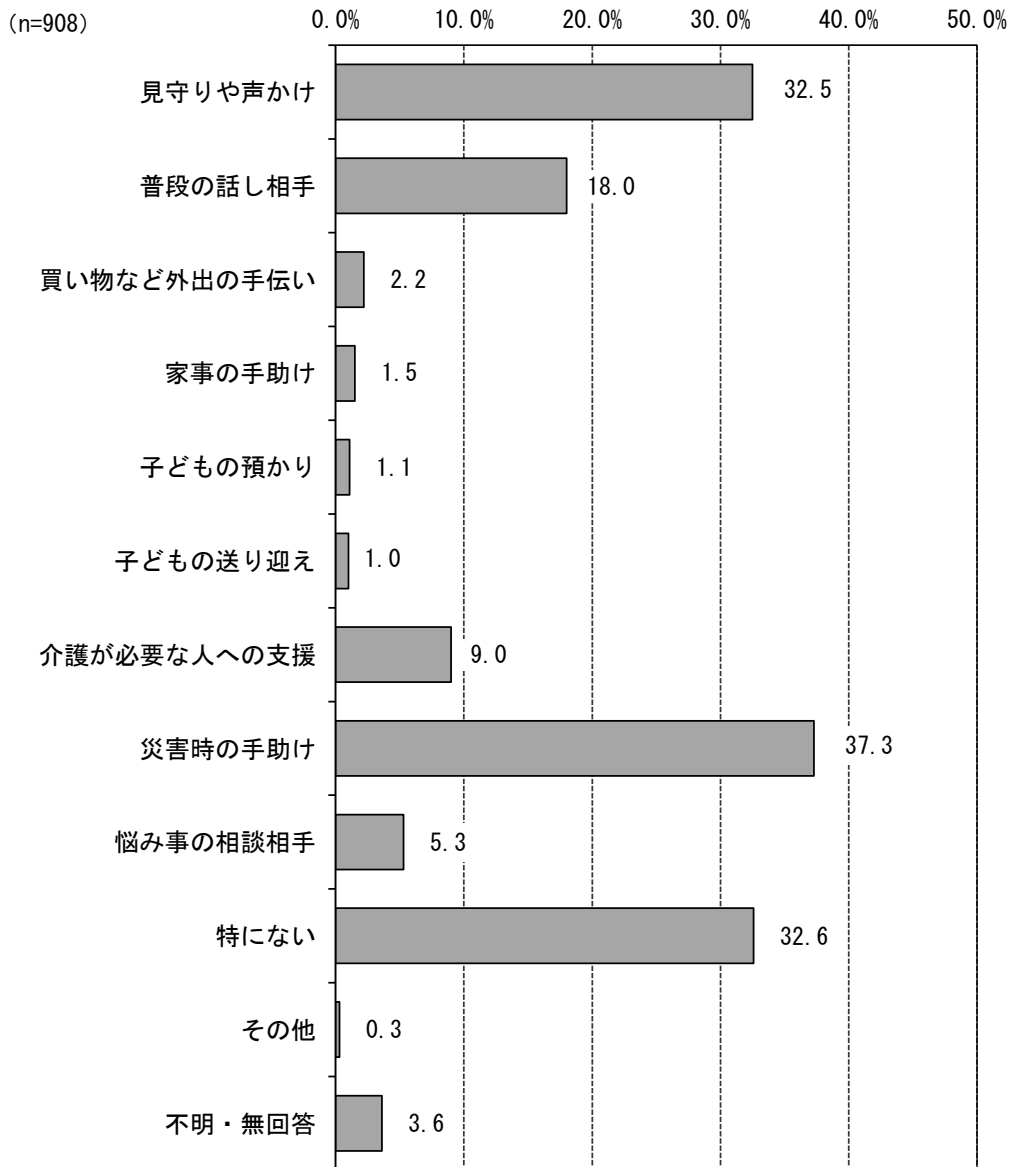
問14 隣近所に、日常生活で困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができますか。



○日常生活の中で地域の人にしてほしい手助けについては、「災害時の手助け」が 37.3%と最も多く、次いで「特にない」が 32.6%、「見守りや声かけ」が 32.5%となっています。

問 15 あなたやご家族は日常生活の中で、地域の人にどのような手助けをしてほしいですか。

【町民アンケート】



－課題（地域の助け合い・支え合いについて）－

- ・町民の 77.7%が地域での自主的な助け合い、支え合いの関係が必要と感じていますが、関係団体の視点では、地域福祉への関心はみられるものの、活動への参加・協力は少ないとの意見もあり、どちらかといえば高いと感じる団体とあまり高くはないと感じる団体がほぼ同じ割合でした。
- ・地域での自身ができる手助けとして、見守りや声かけ、災害時の手助け、普段の話し相手などの意見が多く、手助けしてほしいことと共通の項目が上位に挙がっています。
- ・地域には手助けできる人が多いことから、手助けできる人と手助けを求めている人をつなげ、手助けできる人たちが活躍できる環境づくりが必要となっています。



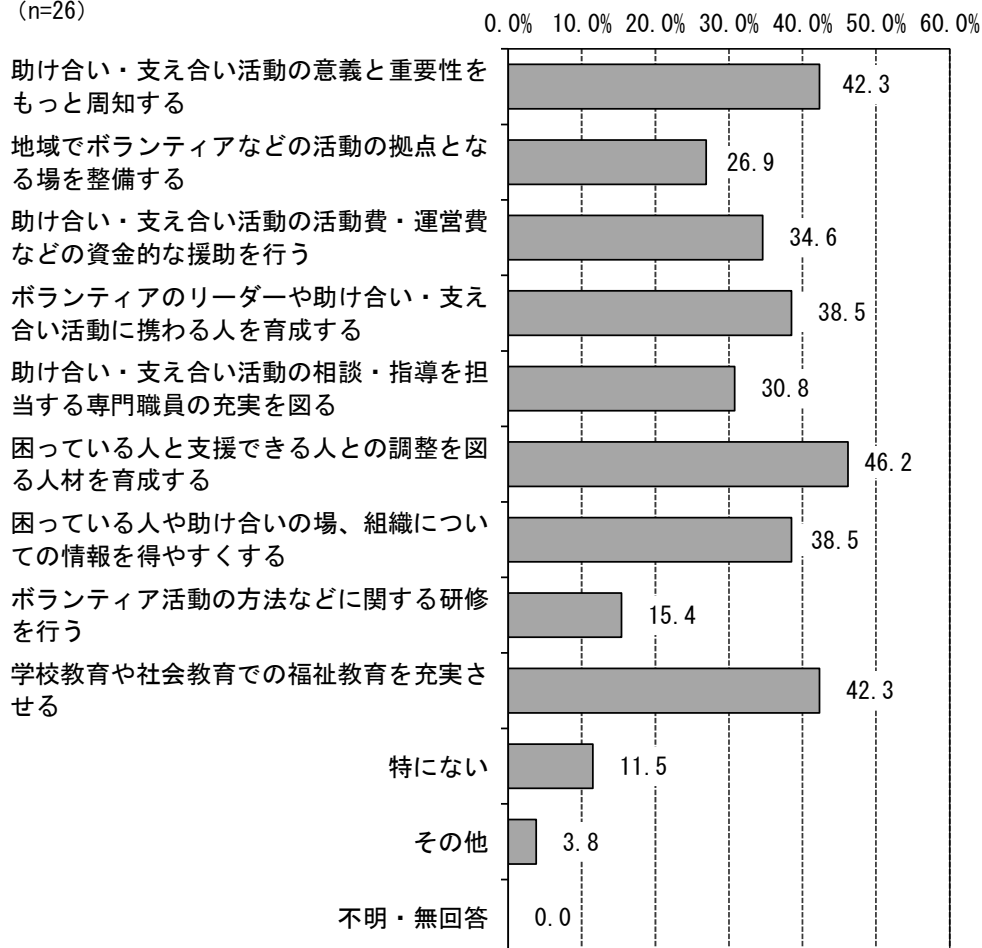
③地域の助け合い・支え合い活動を活発にするために重要だと思うこと

- 地域における助け合い・支え合い活動を活発にするために重要なことについては、「困っている人と支援できる人との調整を図る人材を育成する」が46.2%、次いで「助け合い・支え合い活動の意義と重要性をもっと周知する」「学校教育や社会教育での福祉教育を充実させる」が42.3%、「ボランティアのリーダーや助け合い・支え合い活動に携わる人を育成する」「困っている人や助け合いの場、組織についての情報を得やすくする」が38.5%となっています。
- 対面聞き取り調査では、地域での情報発信や情報交換、ボランティア人材の育成が重要との意見が挙げられています。

問13 地域における助け合い・支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。

【団体ヒアリング】

(n=26)



－課題（地域の助け合い・支え合い活動を活発にするために重要だと思うこと）－

- ・地域における助け合い・支え合い活動を活発にするためには、困っている人と支援できる人との調整を図る人材を育成すること、助け合い・支え合い活動の意義と重要性を周知する、学校教育や社会教育で福祉教育を充実させることなどが重要と考えています。

④地域への愛着について

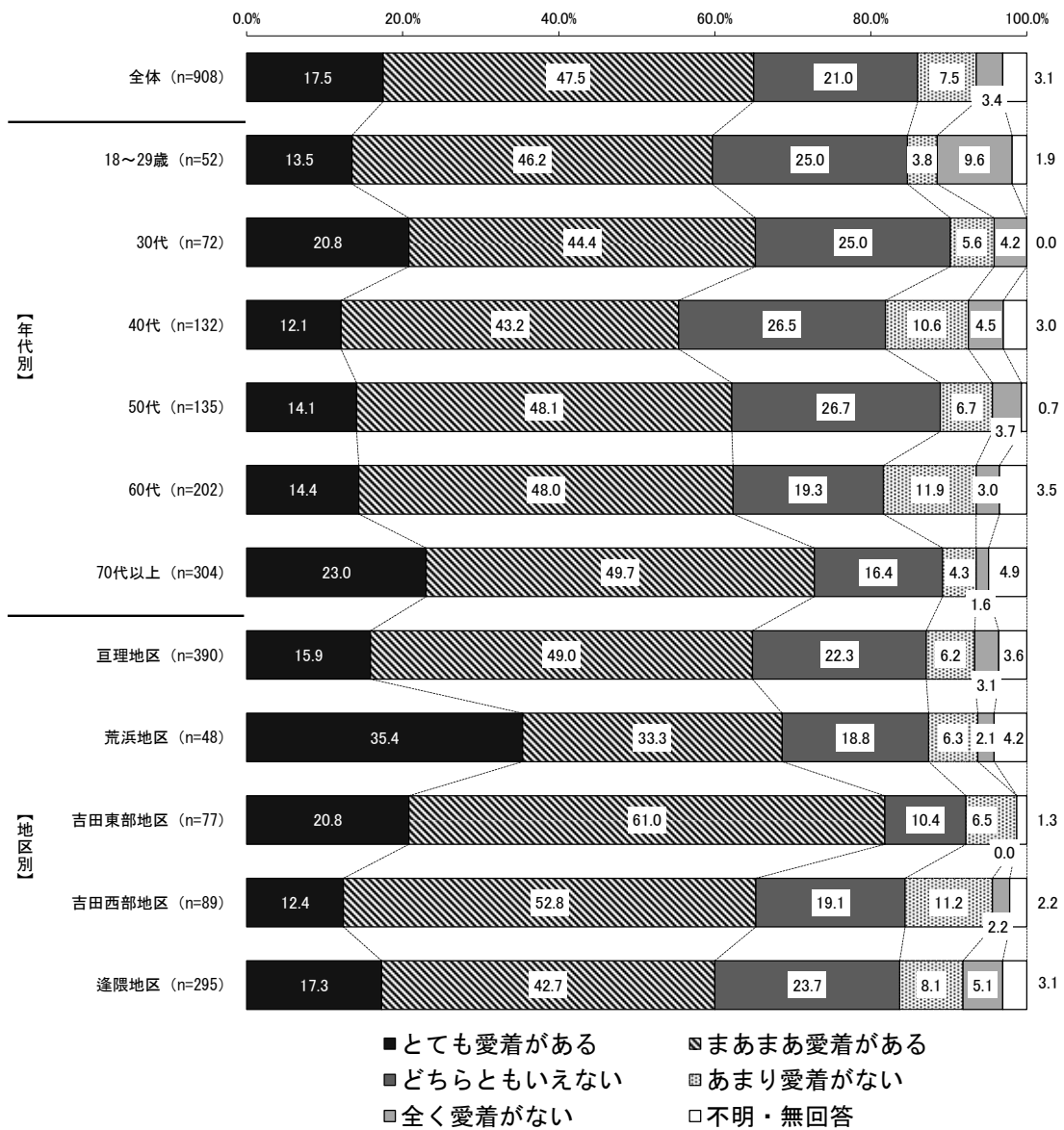
○居住地域への愛着については、「まあまあ愛着がある」が47.5%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が21.0%、「とても愛着がある」が17.5%となっています。

○年代別にみると、30代と70代以上で「とても愛着がある」が2割台前半と他の年代に比べて多くなっています。

○地区別にみると、荒浜地区で「とても愛着がある」が3割台半ばと他の地区に比べて多くなっています。また、吉田東部地区で「とても愛着がある」と「まあまあ愛着がある」を合わせた“愛着がある”が8割台前半と他の地区に比べて多くなっています。

問8 あなたは現在住んでいる地域（問4の地区）に愛着がありますか。

【町民アンケート】





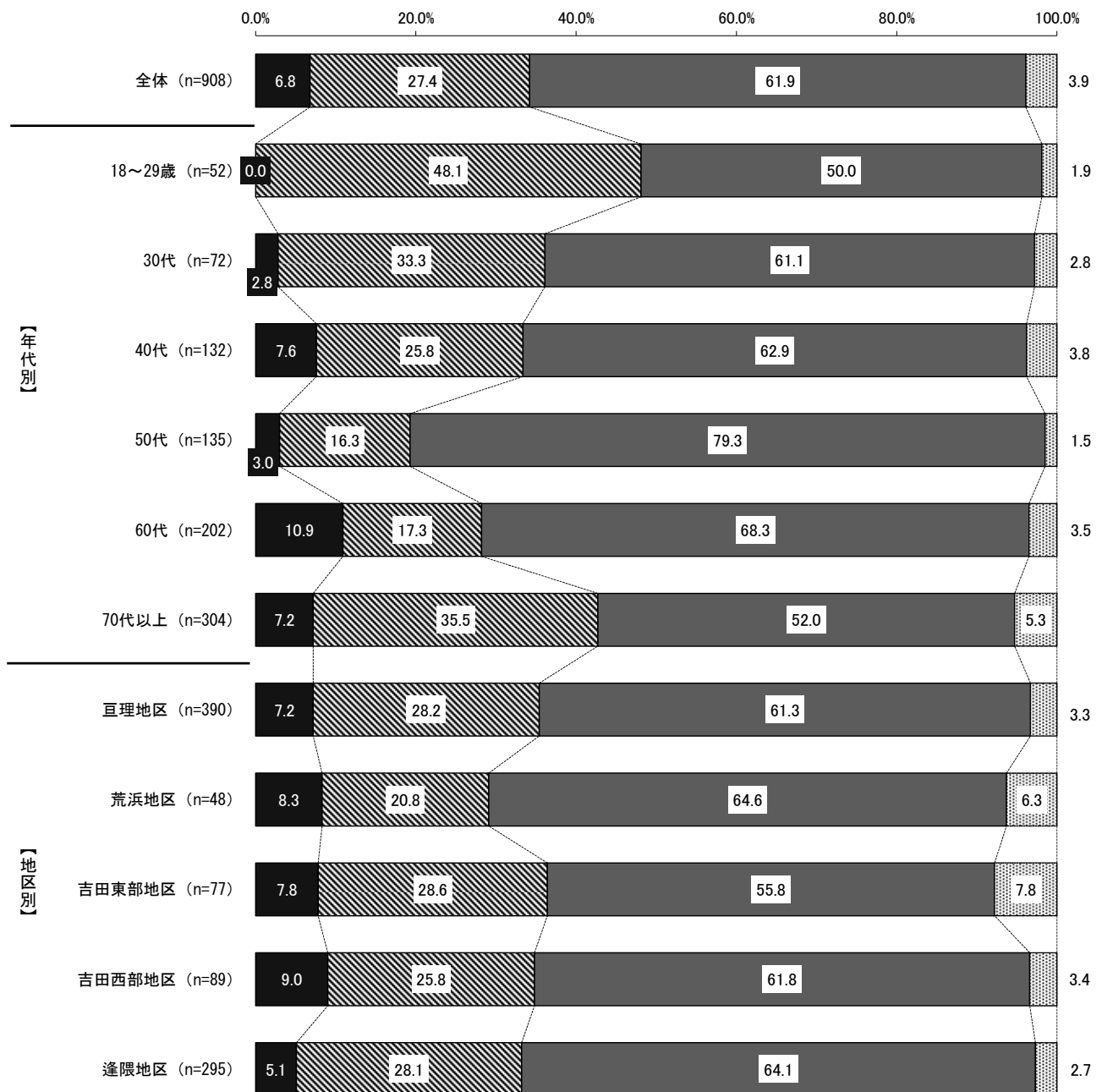
⑤ ボランティア活動の参加について

○ボランティア活動に参加しているかについては、「これまでしたことはない」が61.9%と最も多く、次いで「以前にしたことはあるが、現在はしていない」が27.4%、「現在している」が6.8%となっています。

○年代別にみると、18～29歳で「以前にしたことはあるが、現在はしていない」が4割台後半と他の年代に比べて多くなっています。

問 21 あなたは、ボランティア活動をしていますか。

【町民アンケート】

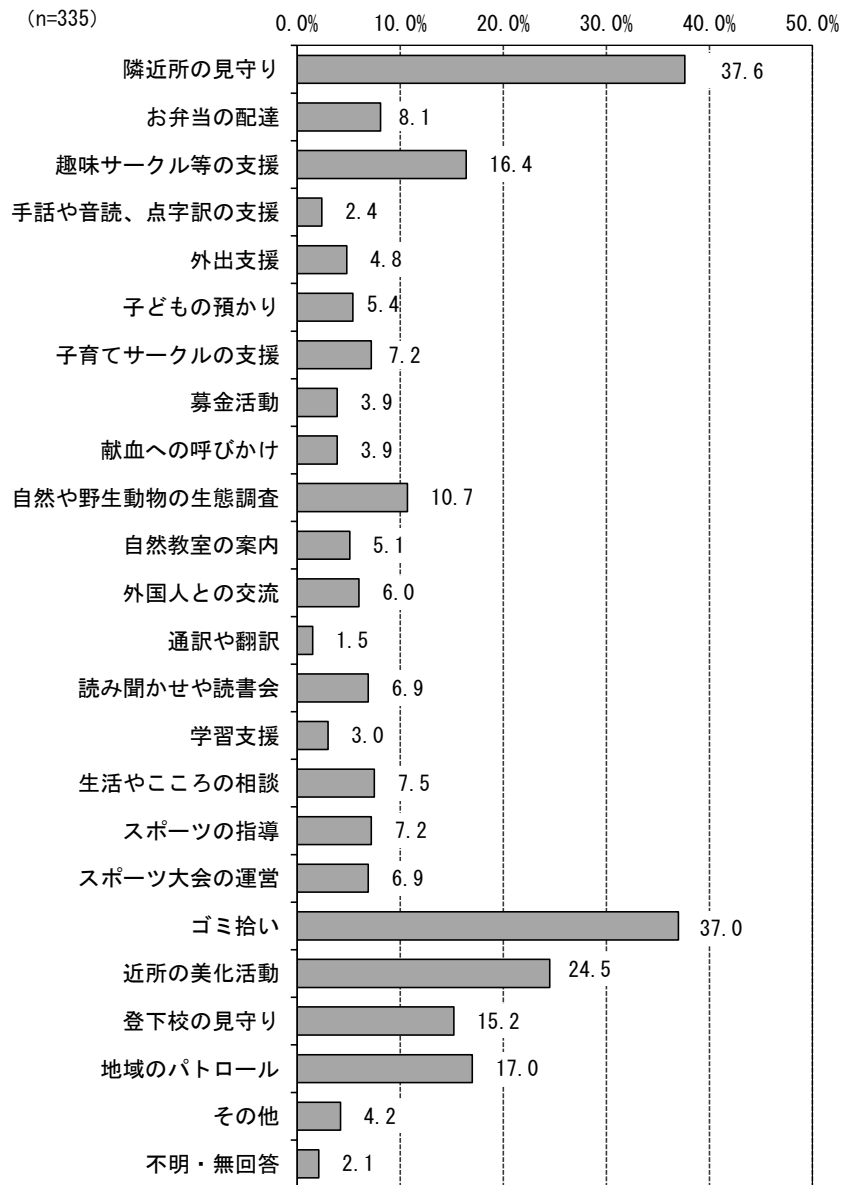


- 現在している
- ▨ 以前にしたことはあるが、現在はしていない
- これまでしたことはない
- ▨ 不明・無回答

○参加してみたいボランティア活動の内容については、「隣近所の見守り」が37.6%、「ゴミ拾い」が37.0%とともに多く、次いで「近所の美化活動」が24.5%となっています。

問24 【問23で「1」、「2」を選んだ方】どのような内容のボランティア活動をしたいですか。

【町民アンケート】



－課題（ボランティア活動の参加について）－

- ・ボランティア活動の参加状況は6.8%と少なく、61.9%の人がこれまで参加したことがないと回答し、今後の参加意向も36.9%にとどまっています。
- ・参加してみたい活動としては、隣近所の見守り、ゴミ拾い、近所の美化活動などが上位になっています。加えて、地域のパトロールや登下校の見守りなども挙げられ、地域の防犯意識が高いことがうかがえます。
- ・災害時・緊急時の手助けや防災・防犯意識が高いことから、地域における防災訓練等の活動を通じて地域の交流、相互扶助（互助）の関係を強化していく必要があります。

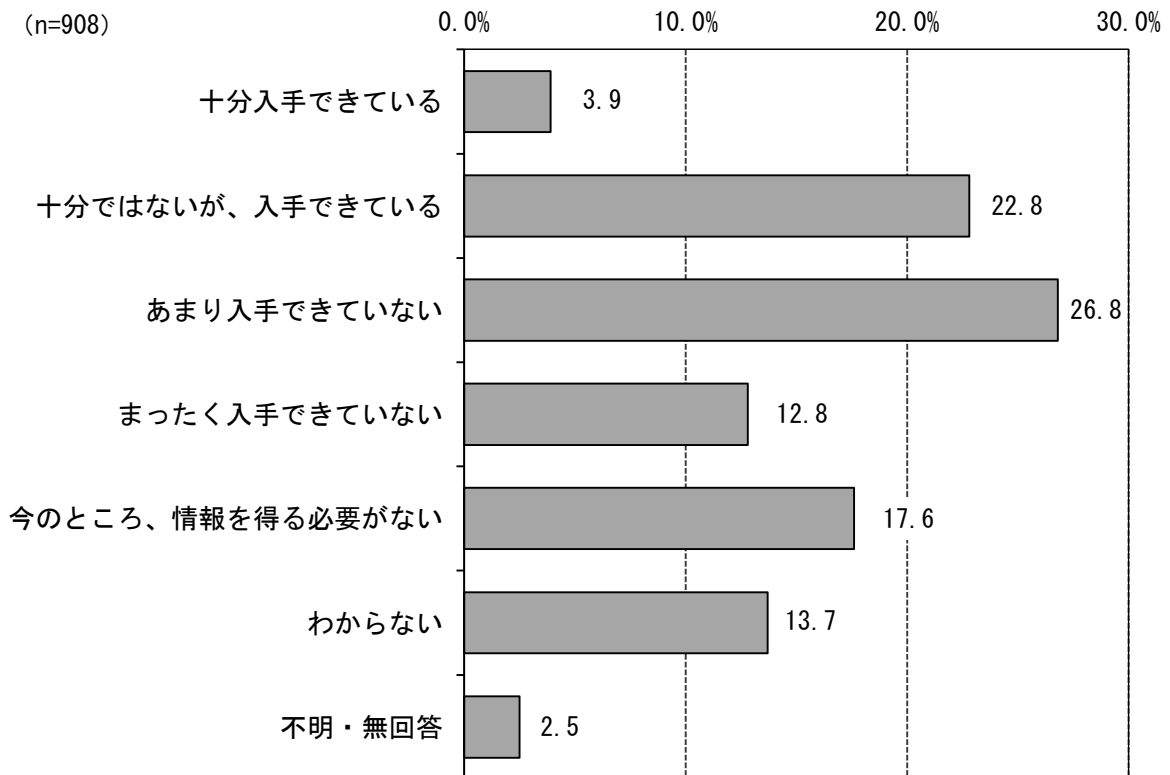


⑥福祉サービスについて

○必要な支援・福祉サービス等の情報をどの程度入手できているかについては、「あまり入手できていない」が26.8%と最も多く、次いで「十分ではないが、入手できている」が22.8%、「今のところ、情報を得る必要がない」が17.6%となっています。

問26 あなたは、自分に必要な支援・福祉サービス等の情報をどの程度入手できていますか。

【町民アンケート】

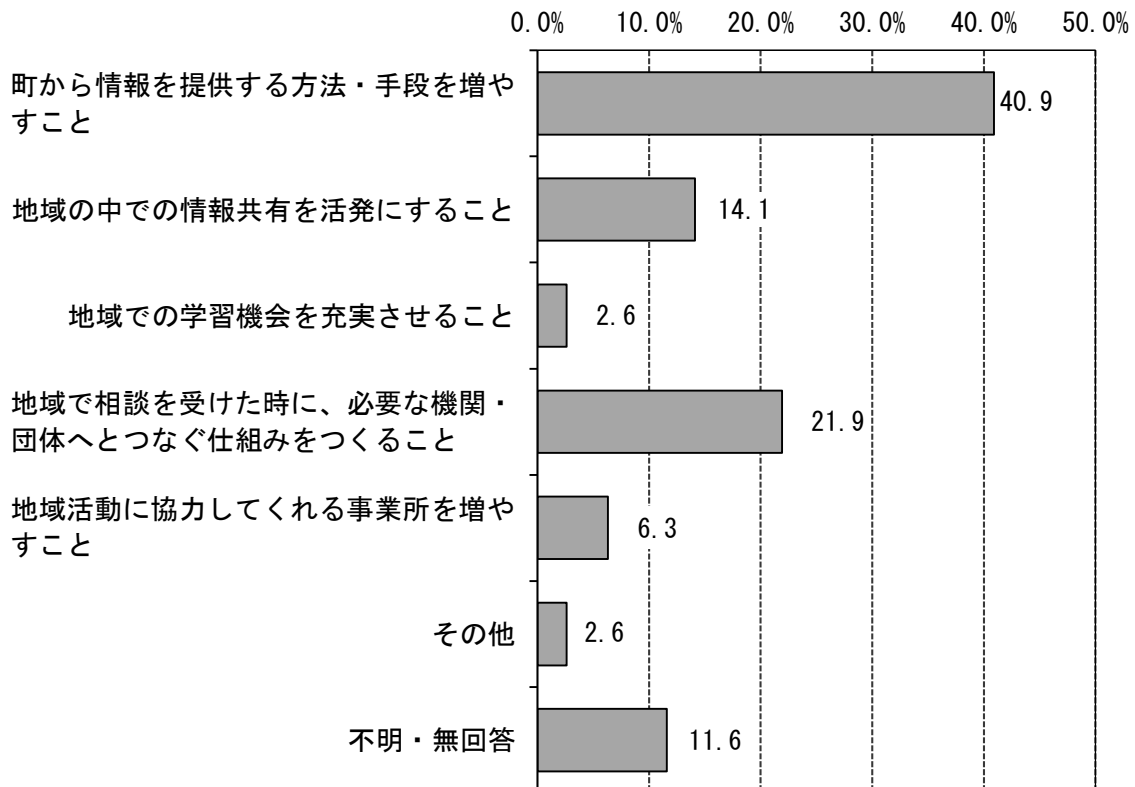


○住民同士の助け合い、支え合いを進めていくために、町の福祉サービスや福祉施設について、最も必要と思うことについては、「町から情報を提供する方法・手段を増やすこと」が40.9%と最も多く、次いで「地域で相談を受けた時に、必要な機関・団体へとつなぐ仕組みをつくること」が21.9%、「地域の中での情報共有を活発にすること」が14.1%となっています。

問33 住民同士の助け合い、支え合いを進めていくために、町の福祉サービスや福祉施設について、あなたが最も必要と思うことはどれですか。

【町民アンケート】

(n=908)



－課題（福祉サービスについて）－

- ・必要な支援・福祉サービス等の情報入手は、あまり入手できていない（26.8%）が多く、まったく入手できていない（12.8%）を合わせると39.6%の人が情報の入手が不十分となっています。
- ・町の福祉サービスや福祉施設について最も必要としていることは、町からの情報提供の方法や手段を増やすことが最も多く挙げられています。さらに、地域で相談を受けた時に、必要な機関・団体へとつなぐ仕組みづくりや地域の中での情報共有を活発にすることが求められています。
- ・地域で安心して暮らし続けるために、福祉サービス等の充実をはじめ、誰もが入手しやすい情報提供や相談体制の強化が必要となっています。
- ・町や福祉サービス事業者、関係機関・団体などが連携し、困りごとを抱えている人を適切な支援につなぐ支援体制の整備が必要となっています。



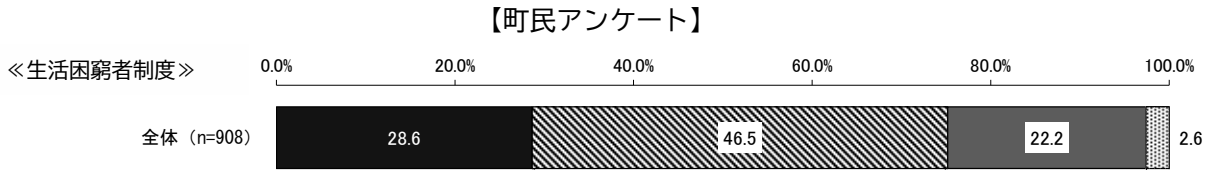
⑦各種制度の認知度

○生活困窮者支援制度の認知度については、「言葉は聞いたことがある」が46.5%と最も多く、次いで「内容を知っている」が28.6%、「知らない」が22.2%となっています。

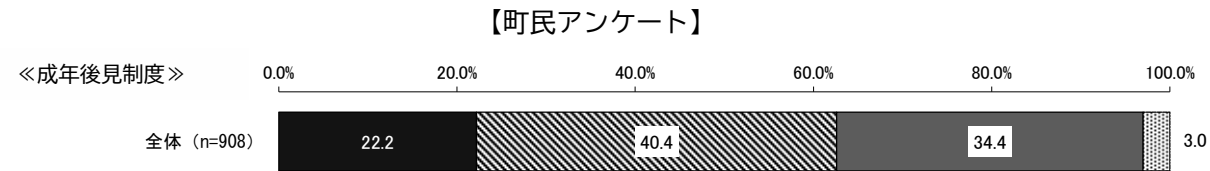
○成年後見制度の認知度については、「言葉は聞いたことがある」が40.4%と最も多く、次いで「知らない」が34.4%、「内容を知っている」が22.2%となっています。

○市民後見人の認知度については、「知らない」が68.8%と最も多く、次いで「言葉は聞いたことがある」が22.2%、「内容を知っている」が5.7%となっています。

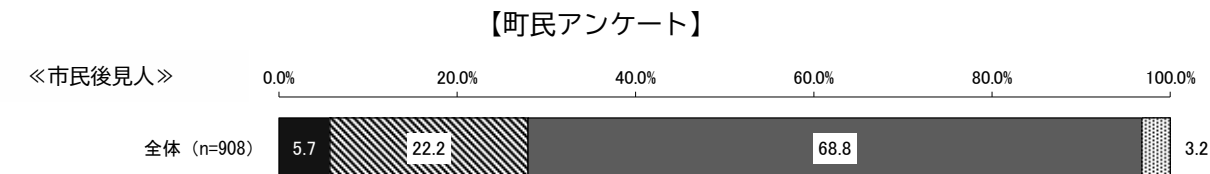
問 28 生活困窮者支援制度【生活保護や自立相談支援事業等】の内容について知っていますか。



問 28 成年後見制度の内容について知っていますか。



問 28 市民後見人の内容について知っていますか。

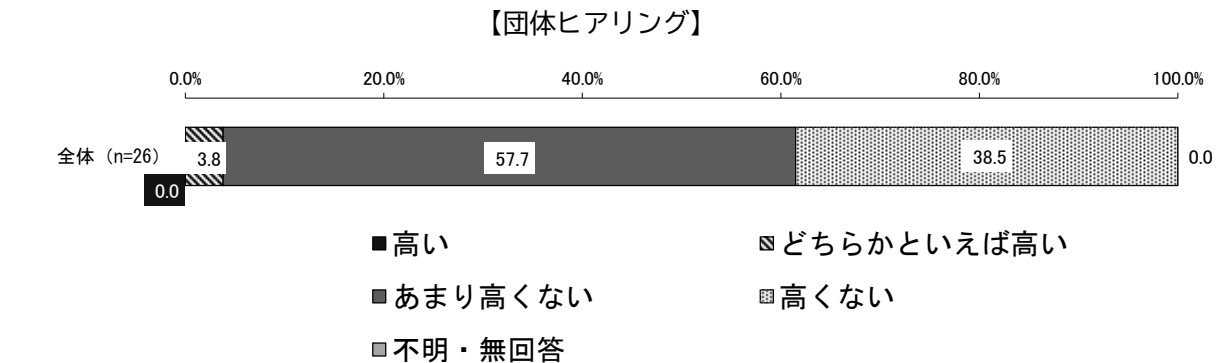


- 内容を知っている
- ▨ 言葉は聞いたことがある
- 知らない
- ▨ 不明・無回答

○町民の成年後見制度に対する認知度については、「あまり高くない」が57.7%、次いで「高くない」が38.5%、「どちらかといえば高い」が3.8%となっています。

○対面聞き取り調査では、一般住民の認知度は低く、利用事例は数件との意見が挙げられています。

問 14 町民の成年後見制度に対する認知度は高いと感じますか。

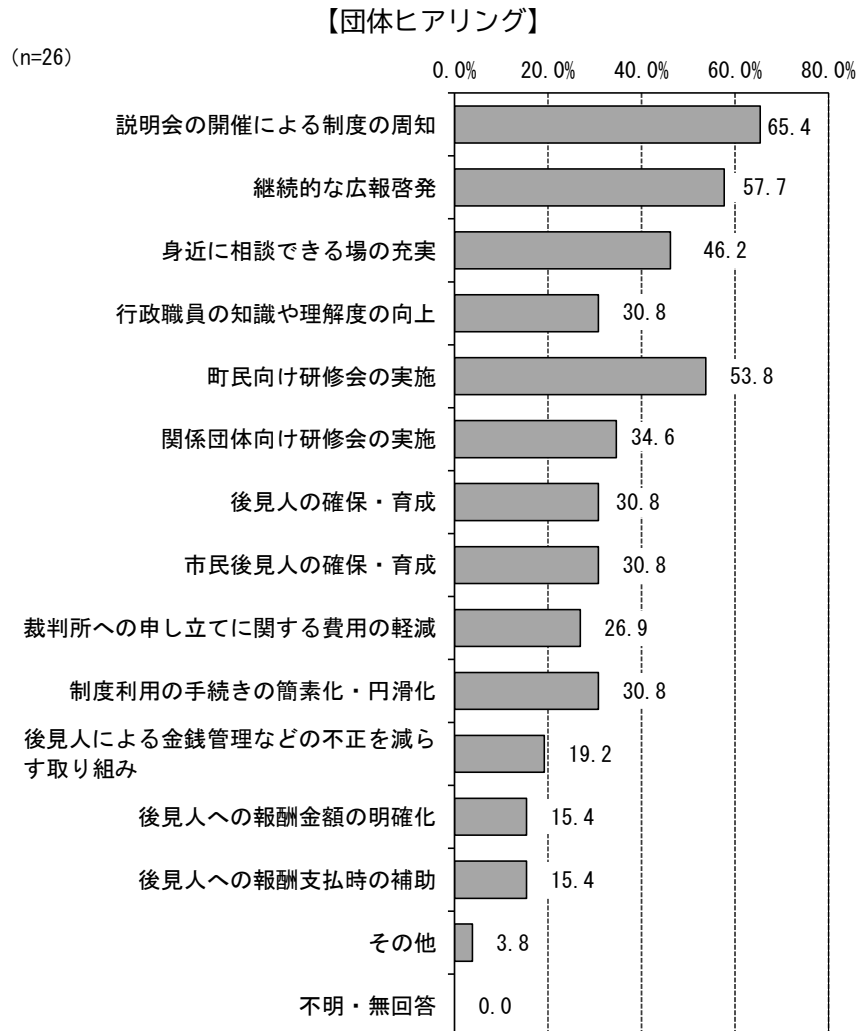


- 高い
- あまり高くない
- 不明・無回答
- ▨ どちらかといえば高い
- ▨ 高くない

○成年後見制度の充実・促進を図る上で必要な取り組みについては、「説明会の開催による制度の周知」が65.4%、次いで「継続的な広報啓発」が57.7%、「町民向け研修会の実施」が53.8%となっています。

○対面聞き取り調査では、説明会等での周知が必要との意見が挙げられています。

問15 成年後見制度の充実・促進を図る上で、どのような取り組みが必要だと思いますか。



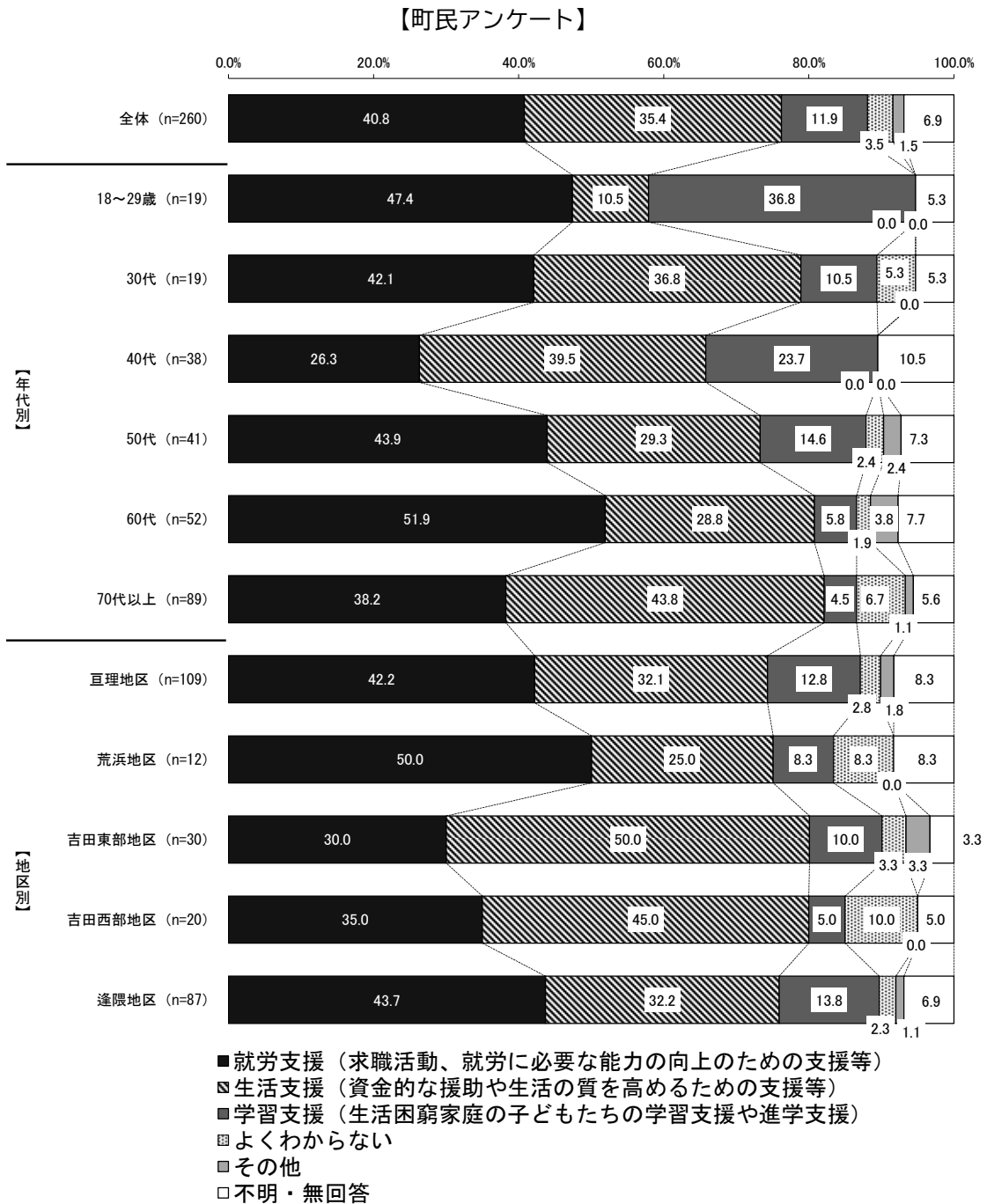
－課題（各種制度の認知度）－

- ・生活困窮者支援制度を内容まで知っている人は28.6%、成年後見制度では22.2%、市民後見人では5.7%といずれも認知度は低く、特に市民後見人については68.8%が知らないと回答しています。
- ・関係団体の視点でも町民の成年後見制度の認知度は低いという認識で、利用事例は数件にとどまることから、今回策定する「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、認知度の向上を図ることが必要となっています。
- ・成年後見制度の充実・促進を図る上では、説明会や研修会を通じた制度の周知、継続的な広報啓発、身近な相談先の充実が必要となっています。
- ・支援が必要な人をはじめ、全ての人が必要な支援を受けられるよう、各種制度の情報提供を充実し、認知度の向上を図ることが必要となっています。



○生活困窮の問題や支援制度について、具体的にどのような支援が重要だと思うかについては、「就労支援（求職活動、就労に必要な能力の向上のための支援等）」が40.8%と最も多く、次いで「生活支援（資金的な援助や生活の質を高めるための支援等）」が35.4%、「学習支援（生活困窮家庭の子どもたちの学習支援や進学支援）」が11.9%となっています。

問29 【問28①で「1」を選んだ方】あなたは、生活困窮の問題や支援制度について、具体的にどのような支援が重要だと思いますか。



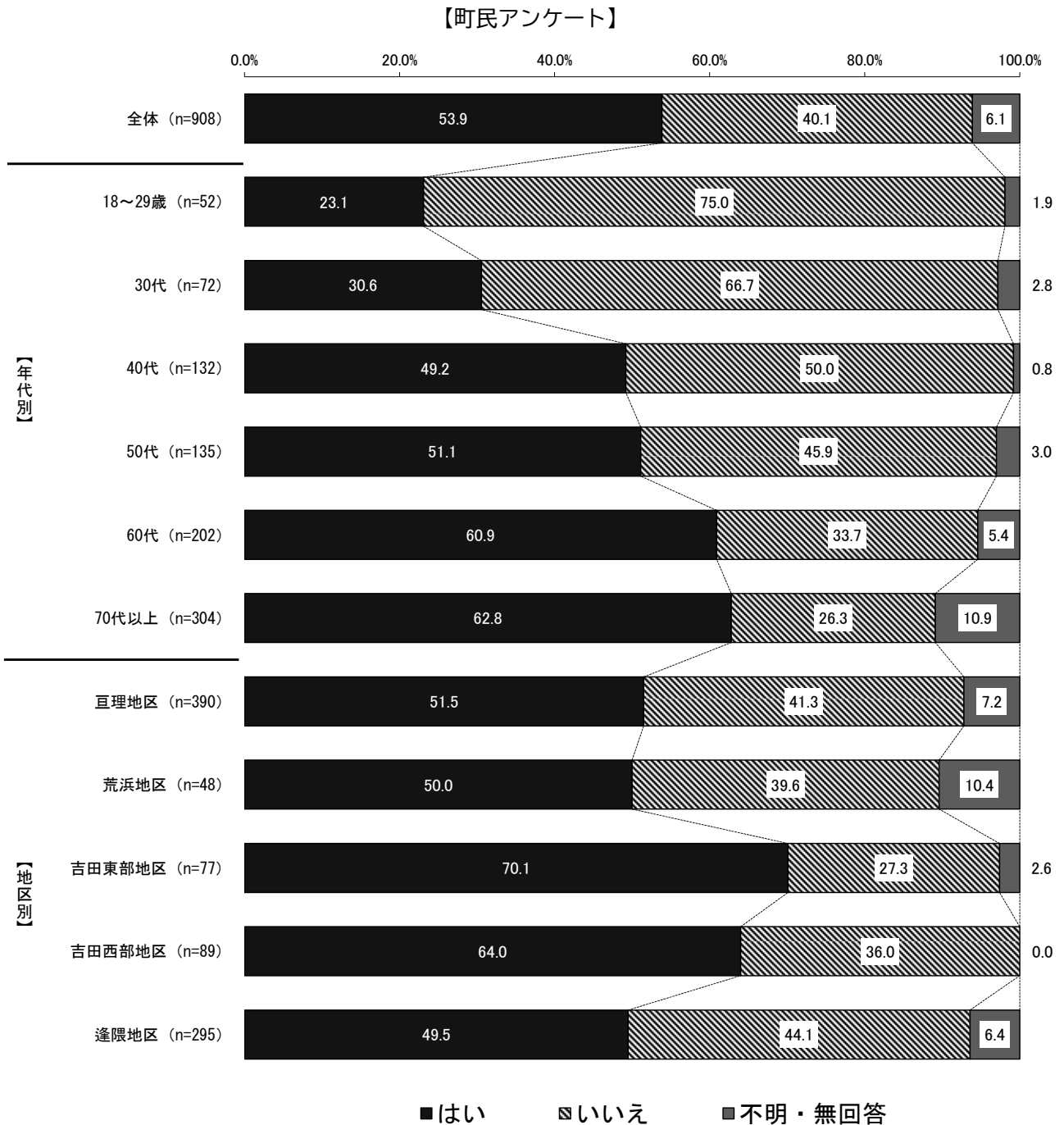
－ 課題（生活困窮の問題や支援制度について） －

・生活困窮者に対する支援としては、中でも「就労支援」、「生活支援」が重要となっています。

⑧災害時の対応について

- 自分の住んでいる地域の防災活動（防災訓練や啓発活動など）に、参加したことがあるかについては、「はい」が53.9%と、「いいえ」の40.1%を上回っています。
- 年代別にみると、年代が上がるにつれ「はい」が多くなっています。
- 地区別にみると、吉田東部地区と吉田西部地区で「はい」が6割半ばから7割強と他の地区に比べて多くなっています。

問 34 自分の住んでいる地域の防災活動（防災訓練や啓発活動など）に、参加したことはありますか。





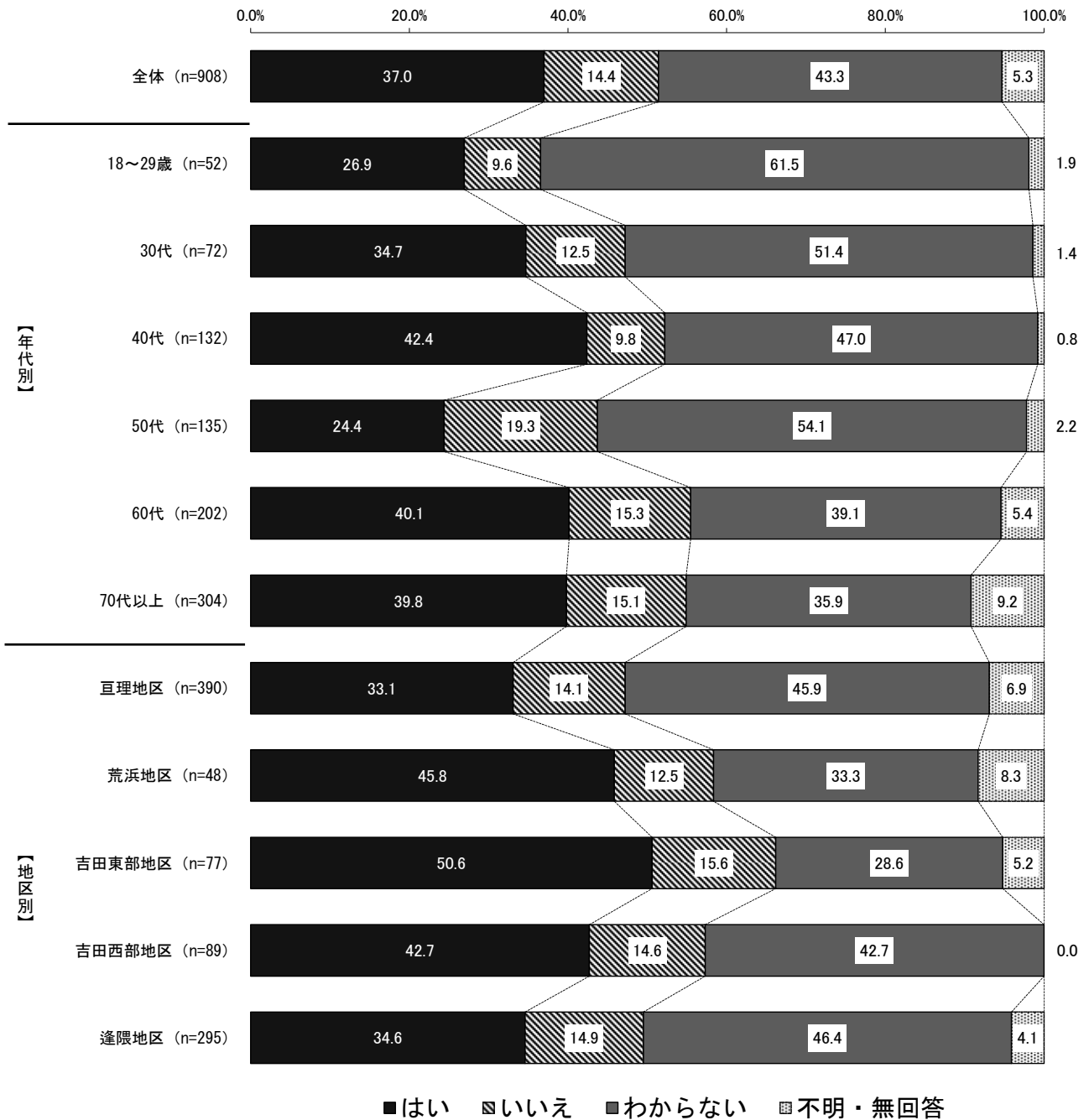
○自分が住んでいる地域に、災害時に支援を必要とする人（必要だと思われる人）は住んでいるかについては、「わからない」が43.3%と最も多く、次いで「はい」が37.0%、「いいえ」が14.4%となっています。

○年代別にみると、60代以上で「はい」が最も多くなっています。

○地区別にみると、吉田東部地区で「はい」が5割強と他の地区に比べて多くなっています。

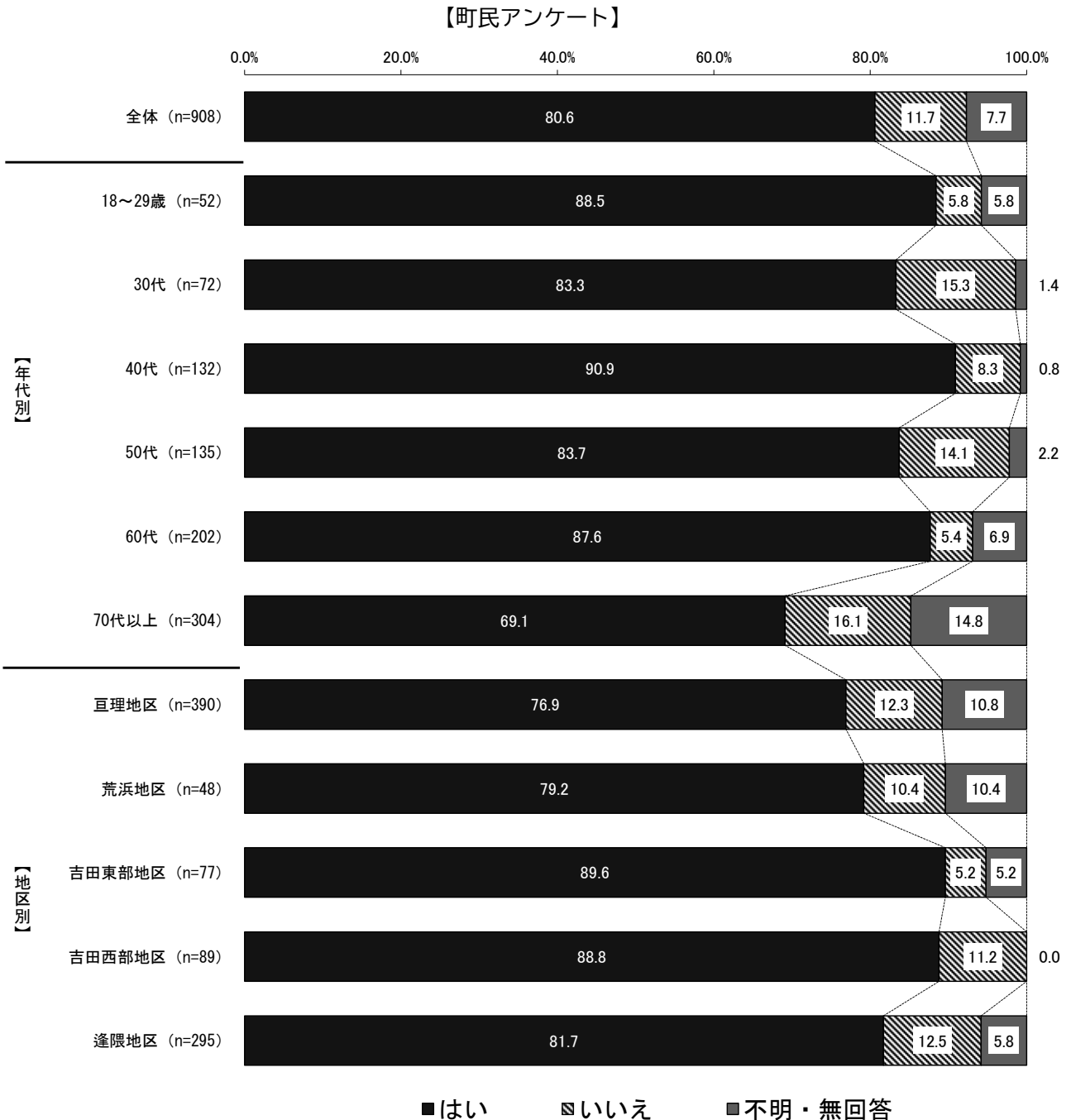
問 34 自分が住んでいる地域に、災害時に支援を必要とする人（必要だと思われる人）は住んでいますか。

【町民アンケート】



○実際にできるかどうかは別にして、災害時に支援を必要とする人（必要だと思われる人）を、手助けしようと思うかについては、全体で「はい」が80.6%と、「いいえ」の11.7%を大幅に上回っています。また、年代別・地区別にみても「はい」が8割前後と高い割合を占めています。

問 34 実際にできるかどうかは別にして、災害時に支援を必要とする人（必要だと思われる人）を、手助けしようと思いませんか。

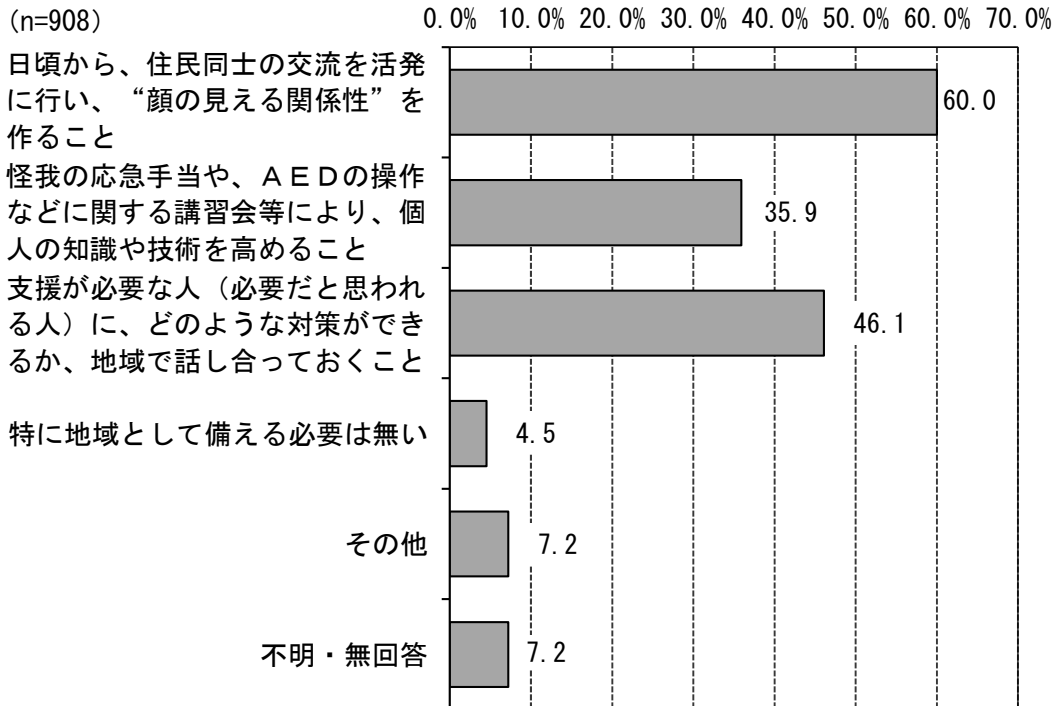




○災害に対して、地域としてどのように備えることが大切だと思うかについては、「日頃から、住民同士の交流を活発に行い、“顔の見える関係性”を作ること」が60.0%と最も多く、次いで「支援が必要な人（必要だと思われる人）に、どのような対策ができるか、地域で話し合っておくこと」が46.1%、「怪我の応急手当や、AEDの操作などに関する講習会等により、個人の知識や技術を高めること」が35.9%となっています。

問36 災害に対して、地域としてどのように備えることが大切だと思いますか。

【町民アンケート】



－課題（災害時の対応について）－

- ・地域の防災活動への参加状況は、53.9%が参加した経験があると回答しています。
- ・災害時に支援を必要とする人を手助けしようと思っている人は80.6%と多くなっていますが、支援が必要な人が地域に住んでいるかわからないと回答した人も43.3%と多い結果となっています。
- ・災害時の備えとして、日頃から住民同士の交流を活発に行い、顔の見える関係性を築くことが大切と考えている人が多くなっています。さらに、どのような支援をできるか事前に話し合うことも必要と感じています。
- ・日頃から近所付き合いを深め、支援が必要なときに慌てず落ち着いた対応ができる関係性を築いていく必要があります。

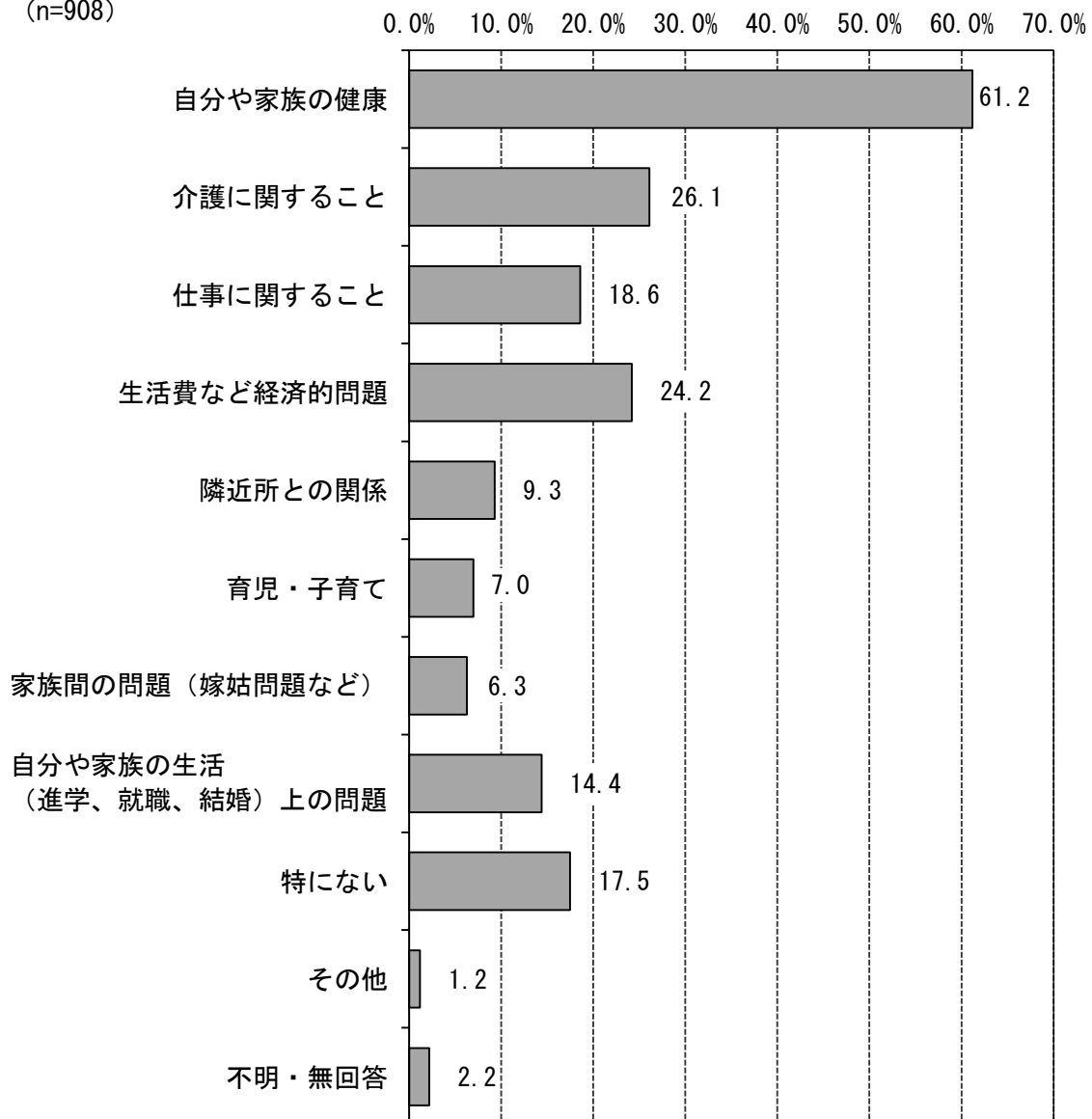
⑨不安や悩み

○毎日の暮らしの中で、どのようなことに不安や悩みを感じているかについては、「自分や家族の健康」が61.2%と最も多く、次いで「介護に関すること」が26.1%、「生活費など経済的問題」が24.2%となっています。

問37 あなたは、毎日の暮らしの中で、次のようなことに不安や悩みを感じていますか。

【町民アンケート】

(n=908)



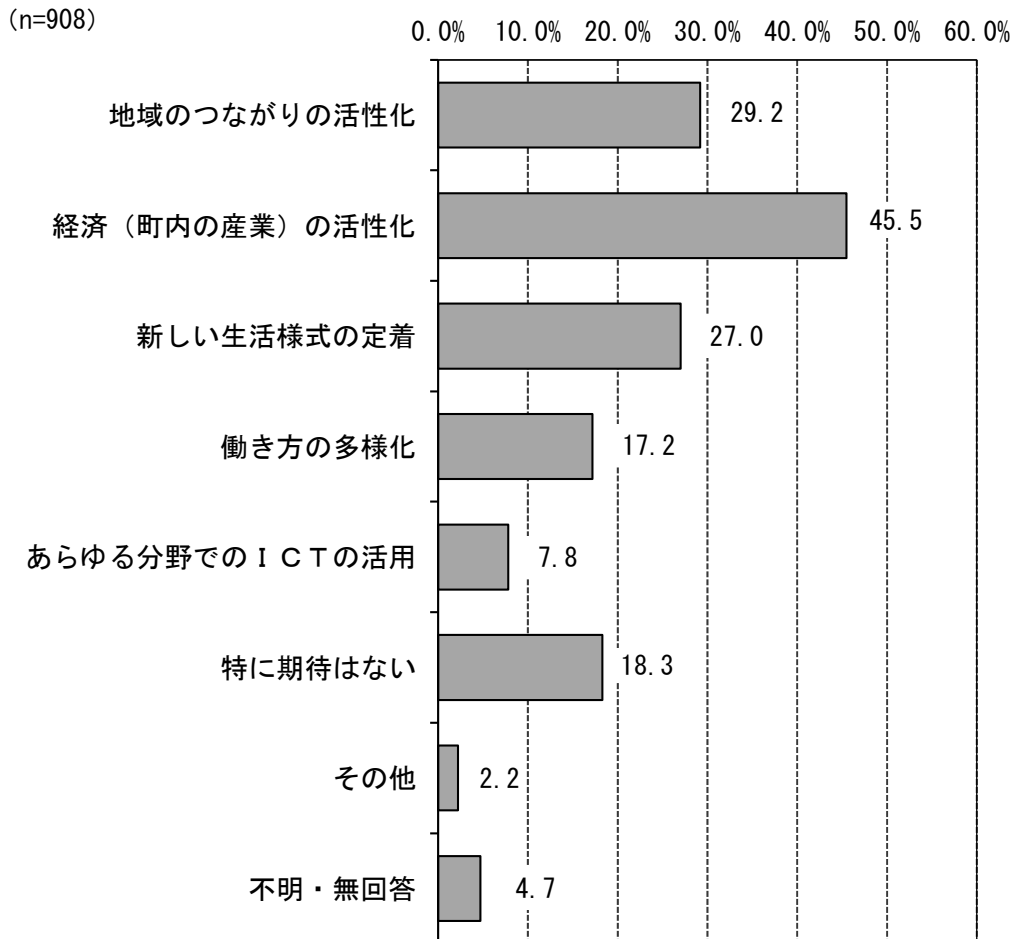


⑩新型コロナウイルス感染症収束後に期待すること

○新型コロナウイルス感染症の収束後に期待することについては、「経済（町内の産業）の活性化」が45.5%と最も多く、次いで「地域のつながりの活性化」が29.2%、「新しい生活様式の定着」が27.0%となっています。

問40 新型コロナウイルス感染症の収束後に期待することはどのようなことですか。

【町民アンケート】



－課題（新型コロナウイルス感染症収束後に期待すること）－

- ・新型コロナウイルス感染症の収束後に期待することは、経済の活性化の次に地域のつながりの活性化、新しい生活様式の定着となっています。
- ・地域活動や外出の自粛が続き、人との交流や地域づくりが難しい状況となり、今後は感染予防を徹底しながらできる地域づくりを地域全体で考えていくことが必要となっています。

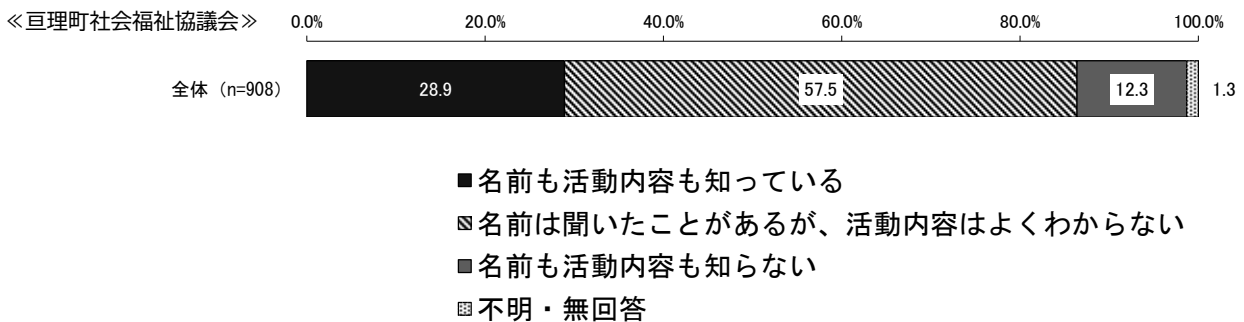
⑪関係機関の認知度

○巨理町社会福祉協議会の認知度については、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよくわからない」が57.5%と最も多く、次いで「名前も活動内容も知っている」が28.9%、「名前も活動内容も知らない」が12.3%となっています。

○地域の担当の民生委員・児童委員の認知度については、「担当の人も活動内容も知らない」が39.6%と最も多く、次いで「担当の人は知らないが、活動内容は知っている」が20.2%、「担当の人も活動内容も知っている」が18.5%となっています。

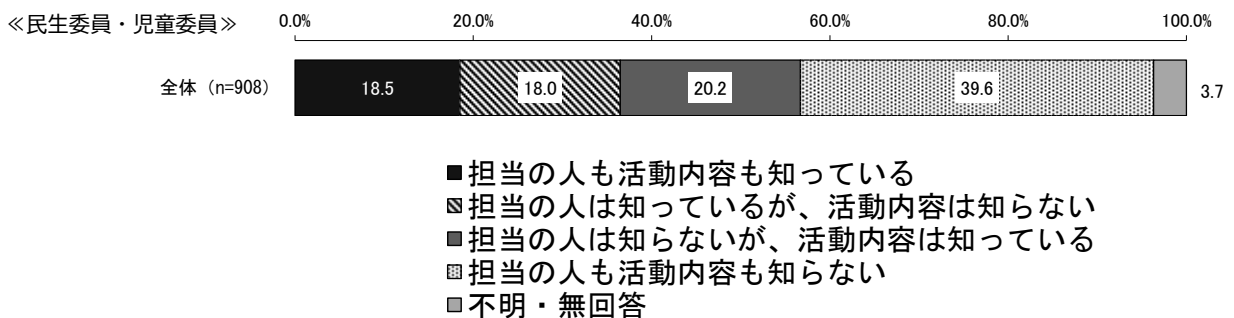
問 41 あなたは、巨理町社会福祉協議会を知っていますか。

【町民アンケート】



問 44 あなたは、あなたの地域の担当の民生委員・児童委員を知っていますか。

【町民アンケート】



－課題（関係機関の認知度）－

- ・巨理町社会福祉協議会を活動内容まで知っている人は28.9%、民生委員・児童委員では18.5%といずれも認知度は低い結果となっています。
- ・地域の身近な相談や支援先として今後も周知していくことが必要となっています。

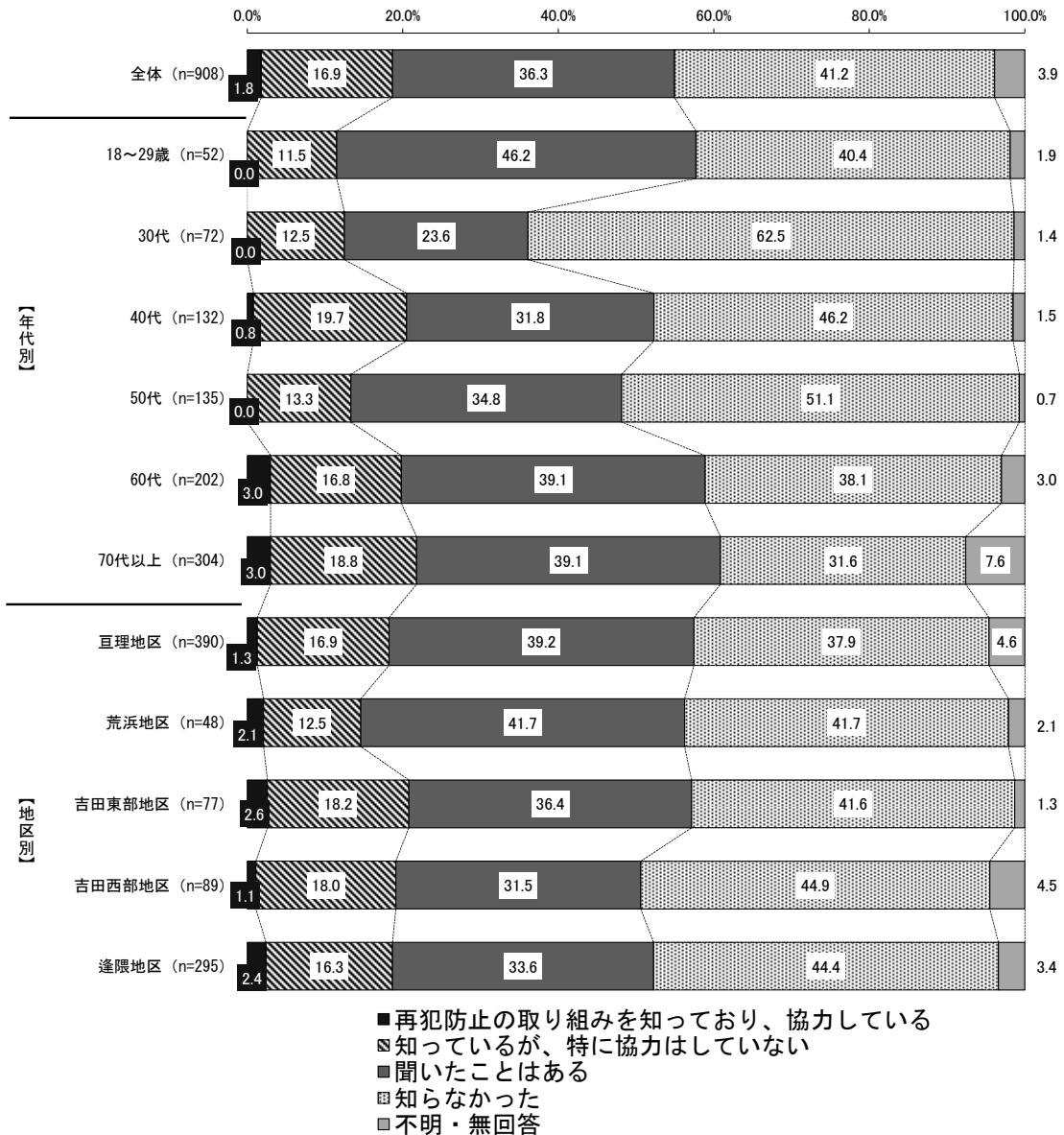


⑫再犯防止の取り組みの認知度

○再犯防止の取り組みの認知度については、「知らなかった」が41.2%と最も多く、次いで「聞いたことはある」が36.3%、「知っているが、特に協力はしていない」が16.9%となっています。
○年代別にみると、18～29歳で「聞いたことはある」が4割台半ば、30代で「知らなかった」が6割台前半とそれぞれ他の年代に比べて多くなっています。

問45 あなたは再犯防止の取り組みについて知っていますか。

【町民アンケート】



－課題（再犯防止の取り組みの認知度）－

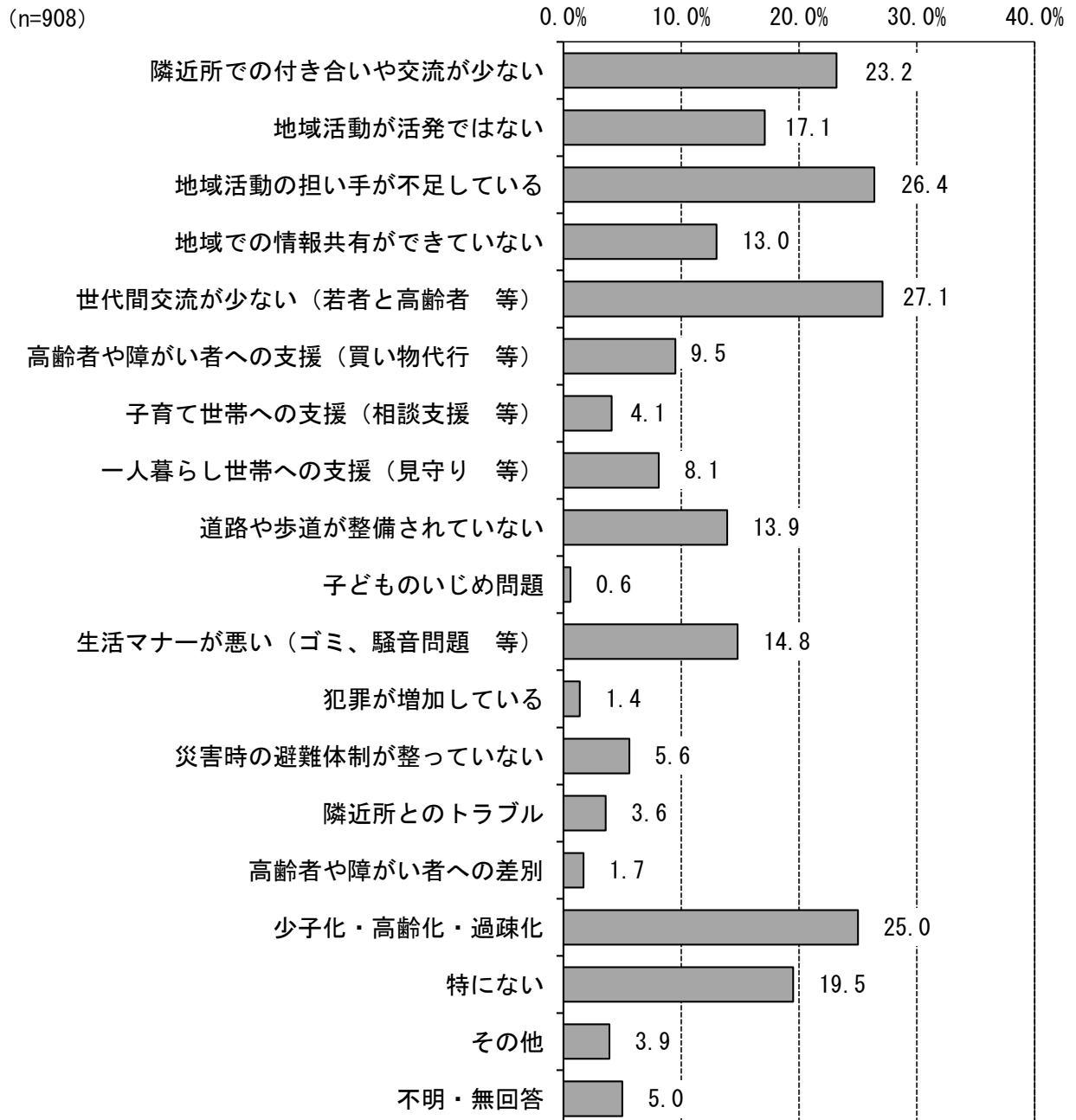
・再犯防止の取り組みについて、知っており協力している人は1.8%、知っているが特に協力はしていない人は16.9%と認知度は低いことから、今回策定する「再犯防止推進計画」に基づき、認知度の向上を図ることが必要となっています。

⑬地域に感じている課題や問題

○居住地域に感じている課題や問題については、「世代間交流が少ない（若者と高齢者 等）」が27.1%と最も多く、次いで「地域活動の担い手が不足している」が26.4%、「少子化・高齢化・過疎化」が25.0%となっています。

問11 あなたが住んでいる地域（問4の地区）ではどのような課題・問題があると感じていますか。

【町民アンケート】



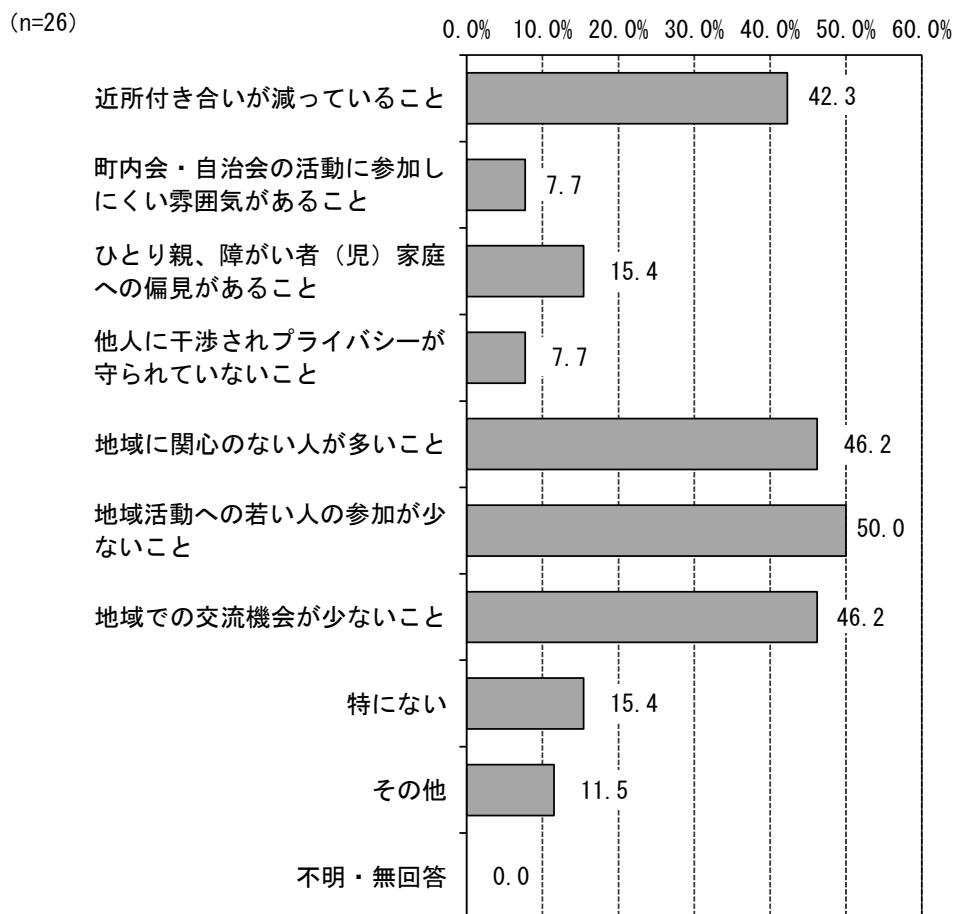


⑭ 団体・事業所が思う地域の問題点や課題

- 普段の活動・業務の中で感じたり地域の人々から聞いたりする地域の問題点や課題については、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が50.0%、次いで「地域に関心のない人が多いこと」「地域での交流機会が少ないこと」が46.2%、「近所付き合いが減っていること」が42.3%となっています。
- 対面聞き取り調査では、地域への関心の希薄化や若年層の地域活動への参加が少ないとの意見が挙げられています。

問10 普段の活動・業務の中で感じたり、地域の人々から聞いたりする、地域の問題点や課題はどのようなことですか。

【団体ヒアリング】



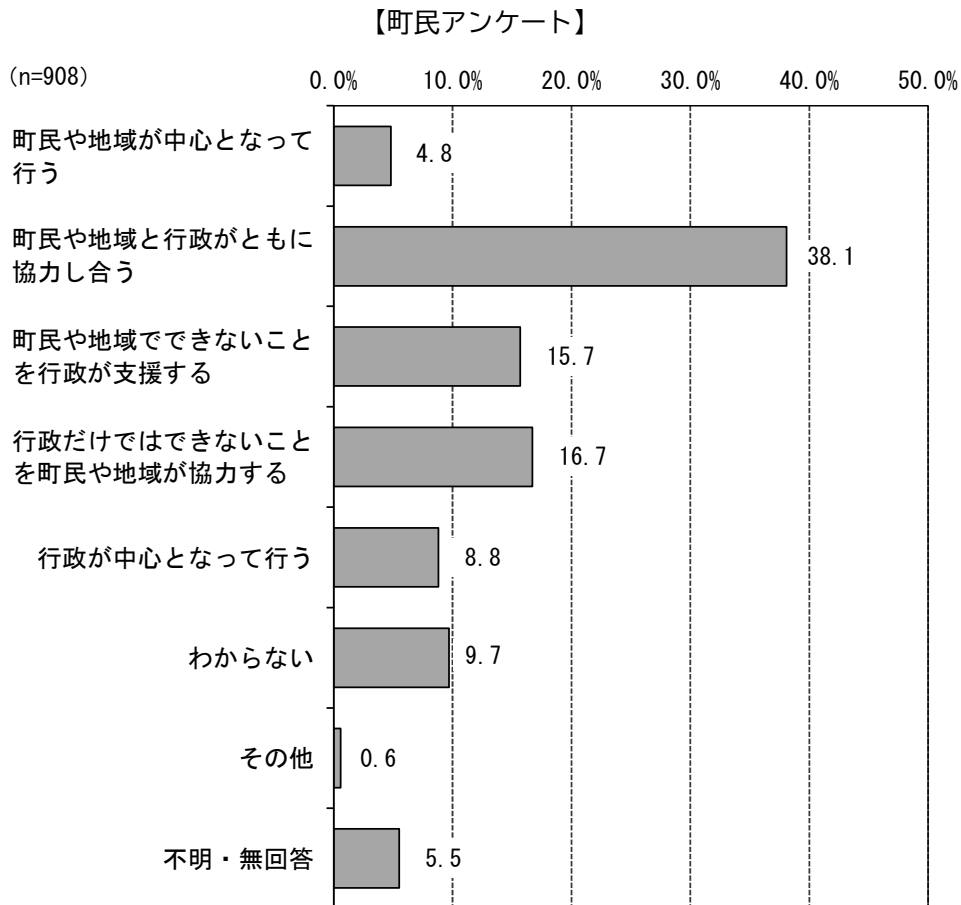
— 課題（地域に感じている課題や問題、団体・事業所が思う地域の問題や課題） —

- ・ 町民が感じている地域の課題は、世代間交流がない、地域活動の担い手不足、少子化・高齢化・過疎化、隣近所での付き合いや交流が少ないなどが上位に挙げられています。
- ・ 関係団体の視点での課題は、地域活動への若者の参加が少ない、地域に関心がない人が多い、地域での交流機会が少ない、近所付き合いが減っていることなどと、町民が感じている課題と同様の傾向となっています。

⑮ これからの地域福祉について

○今後地域の助け合い・支え合いを進めていく上で、行政と地域住民とのあるべき協力関係については、「町民や地域と行政がともに協力し合う」が38.1%と最も多く、次いで「行政だけではできないことを町民や地域が協力する」が16.7%、「町民や地域でできないことを行政が支援する」が15.7%となっています。

問 47 あなたは、今後地域の助け合い・支え合いを進めていく上で、行政と地域住民との協力関係はどのようにあるべきだと思いますか。

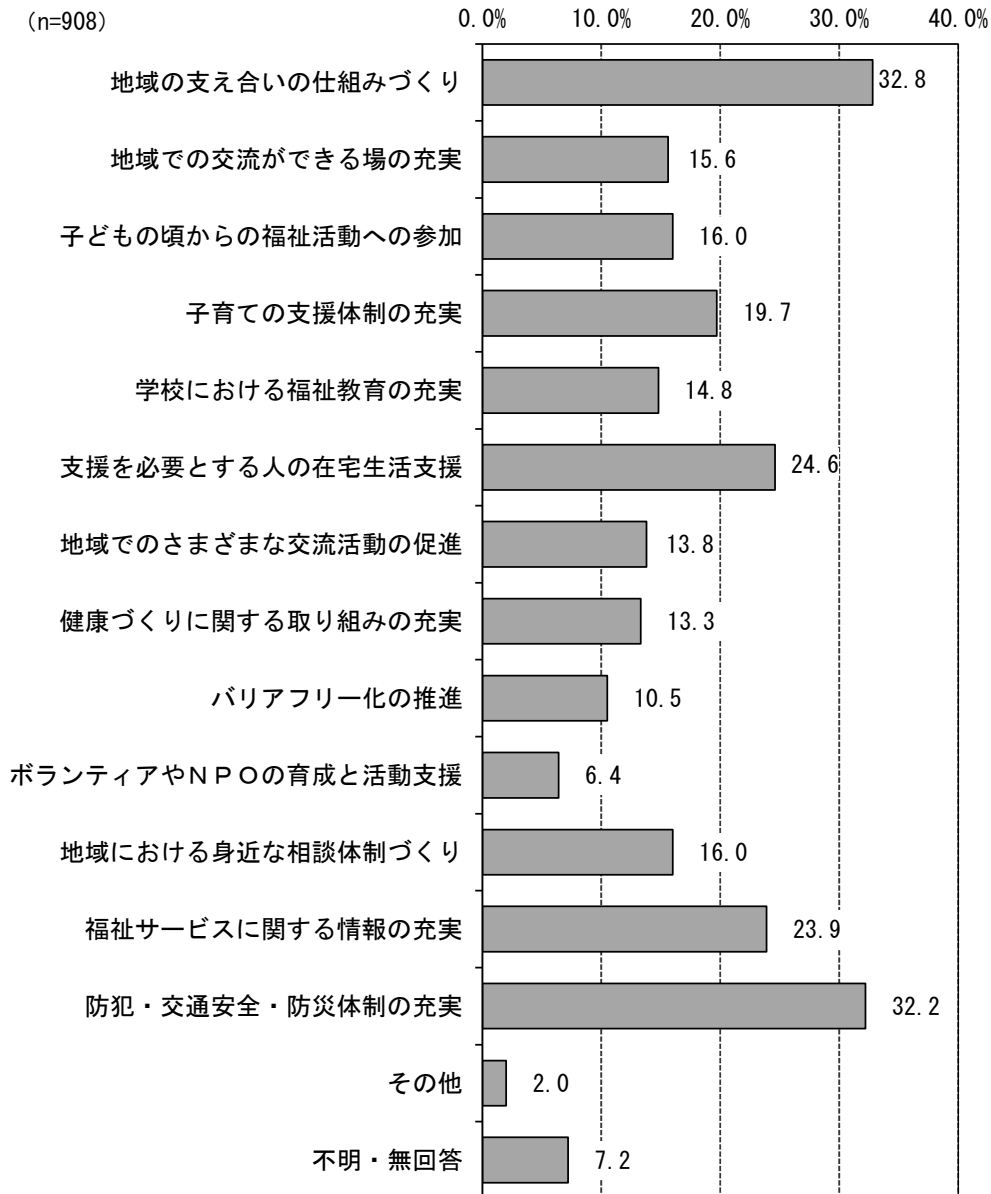




○今後、地域で安心して暮らしていくために、本町で取り組むべきことについては、「地域の支え合いの仕組みづくり」が 32.8%、「防犯・交通安全・防災体制の充実」が 32.2%とともに多く、次いで「支援を必要とする人の在宅生活支援」が 24.6%、「福祉サービスに関する情報の充実」が 23.9%となっています。

問 48 今後、地域で安心して暮らしていくために、本町ではどのようなことに取り組んでいくべきだと思いますか。

【町民アンケート】



－課題－

・地域で安心して暮らしていくために必要な取り組みは、地域の支え合いの仕組みづくり、防犯・交通安全・防災体制の充実、支援を必要とする人の在宅生活支援、福祉サービスに関する情報の充実などが上位に挙げられ、地域の助け合い・支え合いを進めるためには、町民や地域と行政がともに協力し合うことが重要であると回答している人が最も多く、それぞれの役割を担い、協働で地域づくりを推進していくことが必要となっています。

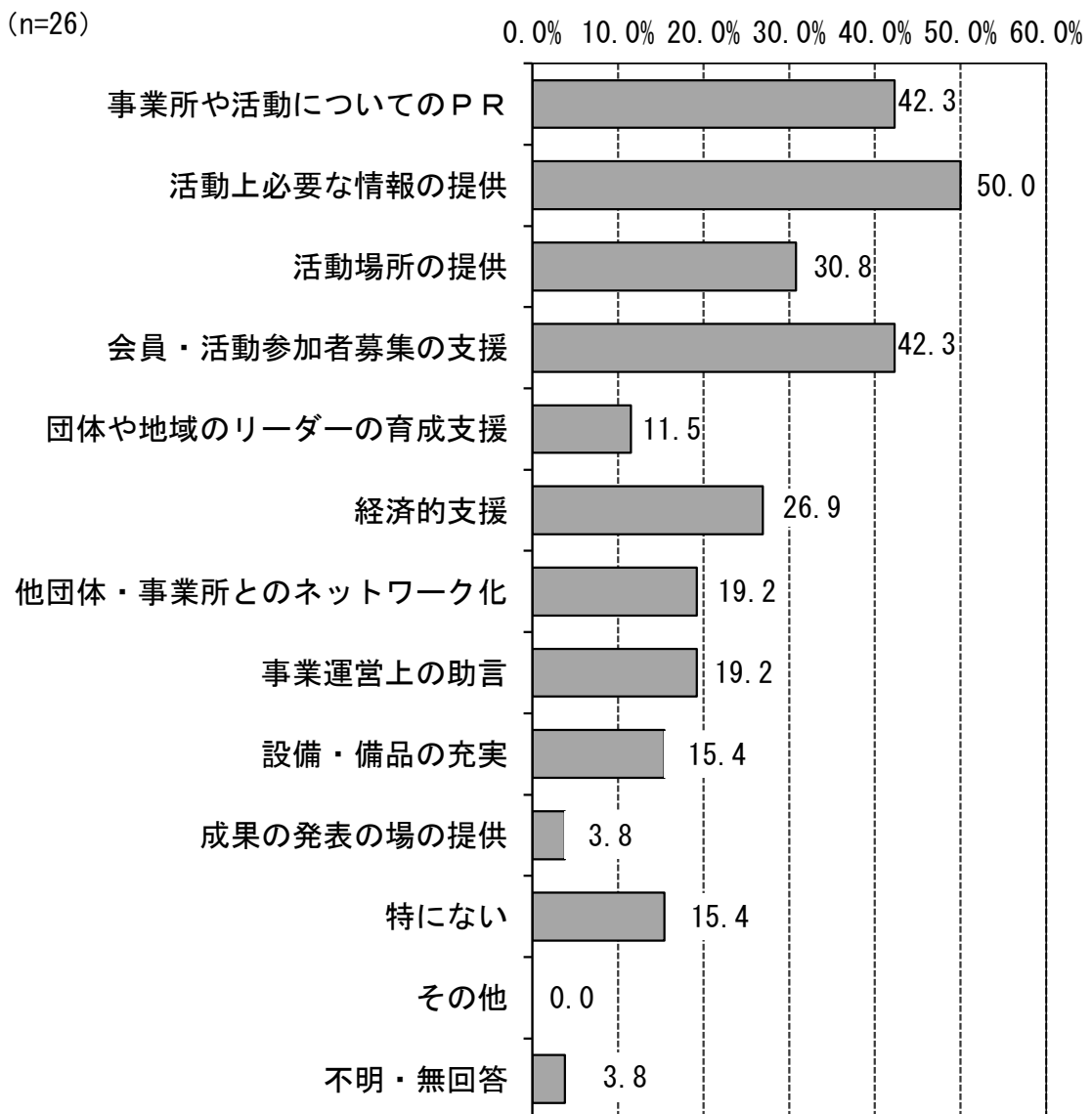
⑩団体・事業所が活動をしていく上で行政に望むこと

○活動をしていく上で本町（行政）に望むことについては、「活動上必要な情報の提供」が50.0%、次いで「事業所や活動についてのPR」「会員・活動参加者募集の支援」が42.3%、「活動場所の提供」が30.8%となっています。

○対面聞き取り調査でも、活動上必要な情報の提供や事業運営への助言等が挙げられています。

問9 貴団体・事業所が活動をしていく上で本町（行政）に望むことはどのようなことですか。

【団体ヒアリング】





3 課題

(1) 地域への愛着と助け合いの意識の浸透

町民の多くが地域への愛着を持ち、助け合いや支え合いの必要性を認識している一方で、団体においては実際の活動への参加・協力に結びついていないとの意見もあるため、より一層助け合いの意識の高揚を図っていくことが必要です。

そのため、学校教育や社会教育等での福祉教育を充実させ、助け合うことの意義や重要性を周知することが必要です。(参考：町民アンケート問13、団体ヒアリング問12)

(2) 日頃からの支え合いのある関係性の構築

近所付き合いについて、災害時・緊急時の助け合いや日頃から困ったことを相談したり助け合ったりするような付き合いを望む人が多いものの、実際にはあいさつをする程度にとどまる人が多いことから、近所付き合いを深めることが必要です。

地域の交流などの企画やイベントは開催されているものの、参加者が少なく、参加者の固定化もみられ、新規参加がしにくいとの意見も聞こえている状況です。

地域の中には日常生活の中で手助けできる人が多くいるものの、実際のボランティア活動への参加には結びついていない状況にあります。困っている人と支援できる人の調整を図る人材の育成や情報の提供など、要支援者と支援者をつなぐ取り組みが必要です。(参考：町民アンケート問9、問10、問14、問21)

(3) 必要な情報が届けられる提供体制の強化

高齢者世帯、単身世帯に対して、必要な情報がきちんと届いていない例が見受けられるなど、必要な支援や福祉サービスの情報の入手が不十分で、情報提供の方法や手段を増やすことが必要と感じている人が多く、地域の中での情報共有を活発にすることが求められています。行政だけの取り組みでは難しいことから、どのような方法で情報提供ができるかなど、地域としての取り組み方について検討が必要です。(参考：町民アンケート問26、問33)

(4) 困りごとを受け止める相談支援体制の構築

介護や子育て、生活困窮等、ヤングケアラー、ひきこもり、ごみ屋敷等、さまざまな困りごとの中には把握が困難な事例もあり、関係機関や団体等が連携して、それらの課題を見逃さず把握し、受け止め、困っている人を適切な支援につなぐ相談体制・支援体制の整備が必要です。

(5) 地域での健康づくりの推進

いつまでも健康でいきいきと暮らすことは誰もが望む重要なことです。心身の機能を維持し、疾病を予防して健康を手に入れるためには、生活習慣の見直しや各種健（検）診の受診などにより、心身の状況を把握することが大切です。生涯にわたって町民の健康を守る取り組みは、地域の活力を維持すること、ひいては地域福祉の向上にもつながります。

新型コロナウイルス感染症の影響により各種活動が制限される中、特に高齢者は閉じこもることによる運動不足からフレイル状態となることが懸念されており、感染対策をとりながらも、心身の健康づくりの活動は継続していく必要があります。(参考：町民アンケート問37)

(6) 高齢者の生きがいづくりの強化

高齢化率は今後も上昇すると見込まれており、高齢者ができる限り元気に在宅での生活を送り続けられるよう、支え合う地域づくりへの取り組み強化が課題となっています。健康寿命の延伸に向けては、健康づくりに加えて生きがいづくりも重要であり、趣味等の各種サークルや団体については参加者の固定化がみられることから、新たな参加者の取り込みに向けた、高齢者の社会参加の促進・就労の支援、趣味活動等の場の充実が必要です。

(7) 認知症の人や要介護・要支援認定者とその家族を支える取り組みの強化

高齢者の増加に伴い認知症高齢者や要介護認定者の増加も見込まれることから、病気に対する理解の促進や本人・家族に対する支援、地域の住民が支える地域づくりが必要です。

介護者の負担軽減を図り虐待を未然に防ぐため、介護サービスの利用案内や内容充実、成年後見制度の利用促進、介護者の就労支援等が必要です。

(8) 生活困窮者への支援の充実

本町では自動車が必要な移動手段となっていますが、10代の妊産婦や経済的に困窮している家庭などは自家用車を所有することが難しい状況にもあり、支援が必要となっています。

また、働きたくとも保育所に空きがないため、働くことが難しい状況となり貧困家庭となることがあります。

生活困窮者を、住居確保のための支援や就労支援につなぐため相談先の周知が必要です。

(9) 安全・安心な生活を支える環境の整備

地域で安心して暮らしていくために、防犯・交通安全・防災の取り組みや道路や歩道の整備、バリアフリー化の推進、生活マナーの向上など、さまざまな取り組みが求められています。

住宅やブロック塀の耐震改修について助成を行っているものの、生活困窮者はその費用がなく実施に至っていない案件もあり、町全体の建築物・工作物の耐震化が進まない状況となっています。

災害時の手助けをしようとする人や地域の防災活動に参加したことがある人が多いものの、若い世代の参加は少なくなっています。緊急時や災害時に備え、日頃から顔の見える関係性を築き、身近な地域の要支援者の情報や、どのような支援ができるかを共有しておく必要があります。(参考：町民アンケート問11、問14、問34、問36、問48)



(10) 移動支援と巡回支援の充実

高齢者や病気、障がい等により役場までの移動が困難な住民に対し、福祉サービス・生活に必要な申請、手続き、相談等の巡回窓口や移動手段の支援等、自力での移動が難しくなった人を支える取り組みが必要です。

(11) 再犯防止の取り組みの認知度の向上と理解の促進

再犯防止の取り組みの認知度は低い状況にあります。犯罪や非行をした人が立ち直り、地域の中で住民とともに支え合い暮らしていくことができるよう、住民に対する理解の促進の取り組みが必要です。

また、再び犯罪や非行をしてしまうことを防ぐため、適切な医療や支援につなげることも必要です。(参考：町民アンケート問45)

(12) 成年後見制度の認知度の向上と適切な利用の推進

成年後見制度や市民後見人などの認知度は低い状況にあります。支援を必要とする人の意思を尊重しながら、本人に代わって財産や権利を守るための制度である成年後見制度や市民後見人に加え、法人後見について継続的に周知を図るなど、制度の適切な利用につなげる取り組みが必要です。(参考：町民アンケート問28、団体ヒアリング問14、問15)

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域で支え合うまちの実現

本計画の基本理念を、「地域で支え合うまちの実現」とします。

第5次亶理町総合発展計画後期基本計画では、将来都市像「山と川、里と海を人と時代でつなぐまち」の実現に向け、行政をはじめ、まちを構成するあらゆる住民や事業者がそれぞれの役割のもと、共に考え・共に選び・共に行動する「協働のまちづくり」を基本に、互いに連携・協力しながらまちづくりを進めていくこととしています。

地域福祉計画の目指す地域共生社会の実現に向け、「協働のまちづくり」を念頭に置きながら、あらゆる立場の人が助け合いの意識を持ち、地域で支え合うまちを目指します。

2 基本目標

基本理念の実現を図り、地域福祉をめぐる課題を解決するため、地域福祉計画においては4つの基本目標を設定し、再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進計画とともに、地域福祉の取り組みを推進していきます。

▶基本目標1 やさしさにあふれる人づくり

やさしさにあふれる人づくりのために、学校における福祉教育の充実や社会教育活動などを通じて住民一人ひとりの福祉の心を育むとともに、地域におけるさまざまな課題に対して我が事として向き合い、思いやりを持って地域全体で解決していけるまちを目指します。

▶基本目標2 支え合いのある地域づくり

みんなで支え合い、お互いの顔が見える地域づくりのために、住民が地域活動へ参加しやすい環境を整え、さまざまな人たちと交流する機会を充実し、一人ひとりが地域を支える一員としていきいきと活躍できるまちを目指します。



▶基本目標3 自立生活を支える仕組みづくり

自分らしく自立した生活を地域で送るために、住民一人ひとりのニーズに合った福祉サービスを提供するとともに、手助けや支援を必要としている人が適切なサービスや支援を受けられるよう、さまざまな機会を通じて分かりやすい情報提供を行い、多様な相談に応じることができる包括的な支援体制を構築します。

▶基本目標4 安心して暮らせる環境づくり

住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくために、道路や公共施設等の整備をはじめ、気軽に外出できるよう支援するとともに、近年、各地で広がる自然災害時には住民同士の助け合いが不可欠なため、地域の防災意識を高め、地域で連携する仕組みづくりを推進します。

▶亘理町再犯防止推進計画

宮城県では令和2年3月に「宮城県再犯防止推進計画」を策定し、犯罪や非行をした人が、社会で孤立することなく、社会を構成する一員として復帰し地域に定着できるように支援し、再犯を防止するとともに、県民が犯罪被害を受けることなく安全で安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

本町における再犯防止の取り組みの認知度や再犯防止の取り組みに協力しているとする割合は、まだまだ低い状況にあることから、町民への再犯防止の取り組みの周知に加え、国・県の動向に対応し、犯罪や非行をした人が孤立することなく地域に定着できるよう、更生保護団体等と連携し、地域社会における継続的な支援を推進します。

▶亘理町成年後見制度利用促進基本計画

本町の町民の3分の1は高齢者であり、今後、認知症などによって支援を必要とする人が増えることも想定されます。保健・医療・福祉・司法を含めた関係機関の連携を強化し、支援を必要とする人が安心して制度を利用できるよう周知を図り、本人に寄り添った相談対応と本人の意思や希望を尊重した支援を進めます。

3 施策の体系

基本理念 地域で支え合うまちの実現

基本目標1 やさしさにあふれる人づくり

- 1 人にやさしいまちづくりを進めます
- 2 権利が守られるまちづくりを進めます

基本目標2 支え合いのある地域づくり

- 1 身近な地域活動への参加を進めます
- 2 地域福祉を支える団体との連携・協働を進めます
- 3 地域の交流、福祉活動を進めます

基本目標3 自立生活を支える仕組みづくり

- 1 福祉サービスの適切な利用を進めます
- 2 福祉に関する施策やサービスを進めます
- 3 生活困窮者に対する支援を進めます

基本目標4 安心して暮らせる環境づくり

- 1 暮らしやすい生活環境づくりを進めます

亶理町再犯防止推進計画

亶理町成年後見制度利用促進基本計画



第4章 施策の展開

▶基本目標1 やさしさにあふれる人づくり

【関連SDGs】



1 人にやさしいまちづくりを進めます



現状と課題

地域福祉において、地域での自主的な助け合いや支え合いの関係性はとても重要であり、町民アンケート調査では必要だと思う町民も多く、地域への愛着を感じている町民も半数以上となっています。その一方で、町民相互の助け合いに対する意識は高くないと感じる町民も少なくなく、地域への関心の希薄化もみられます。福祉教育や福祉学習等については、新型コロナウイルス感染症の拡大によって中止・休止となっている講座も多くなっています。

長らくコロナ禍の影響により、孤独・孤立の問題が社会問題として一層深刻化・顕在化しており、本町でも例外ではありません。自死対策計画に基づき、庁内連携し、各種取り組みを推進していますが十分とはいえません。



地域福祉への関心と助け合いの意識の向上に向けて、地域への愛着を育み、助け合い・支え合い活動の意義と重要性の周知や福祉教育の充実など、福祉意識の醸成に向けた取り組みが必要となります。

各種講座は、感染症対策を徹底した上での開催が必要となっています。

巨理町自死対策計画に基づく自死対策の取り組みの強化が必要となっています。



施策の方向

■住民の取り組み

- 自分の住む地域に関心を持ちます。
- 福祉教育や福祉学習、各種講座に積極的に参加します。
- 福祉教育や福祉学習等で得た知識や経験を身近な人に伝えることや、自分にできることを実践します。
- 障がいの特性や認知症への理解を深めます。
- 相談できる人をつくったり、相談窓口を知ったりしておき、悩んだときは相談します。
- 相談を受けたら、話を聞き、必要に応じて相談窓口を伝える、または相談窓口につながります。

■地域の取り組み

- キャップハンディ体験や福祉講座等を通じて、障がいへの理解を促進します。
- 福祉学習やボランティア活動に参加できる機会を設けます。
- 地域で孤立することを防ぐため、近隣や身近な人への声かけを行います。
- 身近な人の変化や異変に気づいたら、声をかけ話を聞く、専門機関への相談を勧める、関係機関等への連絡など、必要に応じて対応します。

■町の取り組み

①福祉意識の醸成

- 認知症サポーター養成講座やステップアップ講座、認知症サポーターリーダーの養成・育成、認知症カフェ「ちよっこら」等を通じて、認知症への理解を促進します。
- 幼児から高齢者までの各世代の福祉意識の高揚を図るため、学校教育や社会教育活動、社会福祉研修会の中で福祉教育の充実を図ります。
- 人権意識啓発を図るため、人権教育講座を開催します。
- 地域福祉に関する広報と啓発活動の拡充を通して、町民の福祉意識の高揚を図ります。
- 社会教育関係職員や社会教育委員の資質の向上を図るための研修を実施します。

②町民の心の健康増進

- 9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間を中心とした理解促進の取り組みを行います。
- 各種相談窓口の周知を行い、専門機関につながりやすい環境づくりを推進します。
- 町の全職員を対象にゲートキーパーの養成講座受講を促進しつつ、住民に対しても出前講座を実施するなど、ゲートキーパーの養成に努めます。
- 安心・居場所感のある学校・教室づくりと豊かな心の育成に努めます。



【具体的な取り組み例】

取り組み	担当
「広報わたり」および町公式ホームページにおける障がいに対する理解の促進	福祉課
障がい福祉マップの作成	福祉課
基幹相談支援センターによる障がいの理解の促進（相談会の開催、地域の支援者に対する研修会の開催）	福祉課
青少年教育事業（巨理町インリーダー研修会、巨理町ジュニアリーダー初級研修、シニア・ジュニアリーダー研修会、人権教育事業等）	生涯学習課
成人教育事業（女性団体リーダー研修会、女性国内部研修会）	生涯学習課
家庭教育事業（子育てサポーター養成講座、親育ち応援講座、家庭教育支援事業等）	生涯学習課
認知症サポーターの養成（認知症サポーター養成講座、認知症サポーターリーダーの養成・育成）	長寿介護課
認知症カフェ「ちょっくら」の開催	長寿介護課
「チームオレンジ」の設置（令和6年度予定）	長寿介護課
ゲートキーパー養成講座	福祉課
スクールカウンセラーの配置	教育総務課
障がい者との交流・ふれあい活動の推進（町内小学校における「盲導犬とのふれあいを通して視覚障がい者の人権を考える」、「車椅子バスケットを通して身体障がい者の人権を考える」の開催）	生涯学習課
さまざまな違いを持つ人同士が同じ地域で「共に生きる力」を育む福祉教育（キャップハンディ体験、ボランティア講座、福祉講座）	町社会福祉協議会

2 権利が守られるまちづくりを進めます

現状と課題

全国的に高齢化が進む中、本町においても高齢化や認知症高齢者の増加が進むと見込まれています。そのような中、認知症や障がいによって判断能力が不十分な人を支援する成年後見制度や市民後見人についての町民の認知度は低く、利用事例も数件にとどまっています。

また、養護者による高齢者虐待の相談・通報件数や養護者による障がい者虐待の相談・通報件数、児童虐待相談対応件数が全国的に増加傾向にある中、本町においても児童虐待防止事業の対象家庭数や家庭環境に多数の課題が認められるケースの増加などがみられます。



成年後見制度の認知度の向上と適切な利用の促進に向け、説明会や研修会、継続的な広報、身近な相談先の充実などが必要となっています。

高齢者や障がい者、子ども等への虐待や家庭内暴力を未然に防ぎ、早期発見・早期対応が可能な体制の整備が必要となっています。

施策の方向

■住民の取り組み

- 出前講座等に積極的に参加します。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について理解を深めます。
- 虐待や家庭内暴力が疑われるようなことに気づいたら、速やかに関係機関に連絡します。

■地域の取り組み

- 積極的に出前講座等を活用します。
- ボランティア等と連携し、困りごとを抱えている人を見逃さないよう、見守り活動等を行います。
- 判断能力が不十分な人に、成年後見制度や日常生活自立支援事業、担当窓口について伝えます。
- 困りごとを抱えている人を適切な支援につなぎます。

■町の取り組み

①権利擁護の充実

- 認知症や知的障がい・精神障がい等によって判断能力が不十分な人の権利を守る「日常生活自立支援事業（まもりーぶ）」の周知を図ります。
- 権利擁護を必要とする人の権利が守られるよう、成年後見制度等の各種制度の周知と利用促進を図ります。



②虐待の予防と早期発見・早期対応

- 高齢者、障がい者、子ども等に対する虐待や家庭内暴力の防止に努めるとともに、早期発見や解決を図るために、虐待の通報義務等の周知・啓発を推進します。
- 地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センター、教育機関、児童相談所、警察等の関係機関が緊密に連携し、虐待の早期発見と防止に努め、保護者並びに養護者に対する適切な支援を行います。
- 令和4年度より、子ども家庭総合支援拠点を設置し、関係機関と連携しながら家庭訪問や個別面談等により、適切な助言指導を行うとともに、研修等へ積極的に参加し、専門職の資質向上に努めます。

【具体的な取り組み例】

取り組み	担当
人権相談所の開設	町民生活課
人権啓発事業	町民生活課
児童虐待防止事業の実施	子ども未来課
地域子育て支援センター事業	子ども未来課
子育て家庭への相談	子育て世代包括支援センター
権利擁護検討委員会の開催	長寿介護課
障がい者虐待防止対策支援（「巨理町障害者虐待防止センター」事業、巨理町虐待防止組織図および巨理町障害者虐待フロー図の作成）	福祉課
成年後見制度利用支援事業の活用と周知	長寿介護課 福祉課
日常生活自立支援事業（まもりーぶ）	町社会福祉協議会

▶基本目標2 支え合いのある地域づくり

【関連SDGs】



1 身近な地域活動への参加を進めます

現状と課題

本町においても高齢化が進み、高齢化率は令和7年には34.7%に達する見込みとなっており、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者についても増加すると見込まれています。こうした高齢者に対しては自治会長や民生委員・児童委員や事業者等が連携して見守り活動を行っていますが、認知症高齢者等見守りシール活用事業については施設入所や長期入院を機に登録解除する方が多く、新規登録者数も例年数名程度にとどまっています。

町民アンケート調査では、日常の中で、見守りや声かけ、普段の話し相手などの手助けができると考えている人が半数以上となっています。

本町には、一定の地域の自治会や各種団体の代表者などで横断的に構成される「まちづくり協議会」が、亘理地区・荒浜地区・吉田東部地区・吉田西部地区・逢隈地区の5つ設置されており、「地域協働のまちづくり」を基本施策に掲げ、地域の身近な課題解決に向けて各種施策を推進しています。

地区サロン・運動サークル等の住民主体による自主活動は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動の機会が減少しており、社会福祉協議会に登録し、おおむね10人以上で年6回以上活動している(趣味活動を除く)小地域福祉活動登録団体数についても平成30年には47団体、令和元年は46団体、令和2年には42団体、令和3年には29団体と減少傾向で推移しています。

若い世代は仕事や家事・育児で忙しく、地域活動への参加が難しい状況となっています。

東日本大震災から12年が経過し、近年は豪雨等の自然災害が増えてきている中、緊急時や災害時に正しい情報が迅速に伝わるのが重要となっています。本町では、町公式ホームページやSNS、「亘理町メール配信サービス(ほっとメール便)」の配信等を通じて、行政情報やイベント情報、防災安全情報の発信を行っています。



自主防災組織の代表者や民生委員・児童委員や事業者等に加えて、隣近所の住民も加えた見守り体制の構築が必要です。

地区サロンや運動サークル、シニアクラブ等の地域活動の継続に向け、活動の活発化・活動の周知を行うことや参加しやすい雰囲気づくりが必要です。

認知症高齢者等見守りシール活用事業について、登録者の増加と見守り体制の強化に向けた事業の周知が必要です。

地域情報と災害情報発信にあたっては、全ての人にとって分かりやすく伝わりやすいよう、媒体(伝達などの手段)や表記について配慮が必要です。



施策の方向

■住民の取り組み

- 日頃から隣近所の人とあいさつを交わし、声をかけ合います。
- 地区サロンや運動サークル、シニアクラブ等の地域活動に、周りの人と誘い合って参加します。
- 「巨理町メール配信サービス（ほっとメール便）」に登録するなど、町の情報や防災安全情報の把握に努めます。
- 認知症高齢者等見守りシール活用事業等の各種制度について知り、支援を必要とする人は登録します。

■地域の取り組み

- 地区サロンや運動サークル、シニアクラブ等の活動継続に向け、活動の周知を図ります。
- 事業者は町と連携し、地域の見守り体制の強化を図ります。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員は、民生委員児童委員協議会を組織し、月1回の定例会の開催や被保護世帯や障がい者世帯、母子父子・高齢者世帯の自立支援や安否確認のための訪問活動等に努めます。
- 民生委員・児童委員は、研修への参加等を通じて自身の識見と資質向上に努め、住民の福祉向上を図ります。
- 町社会福祉協議会は、積極的なアウトリーチ支援を心がけ、地域に出向き、困りごとや心配ごとに耳を傾けながら、地域福祉ニーズの把握を行い、必要なサービスや人、社会資源につなぎます。
- 町社会福祉協議会は、地域で安心して暮らし続けられるよう、地域での支え合いの仕組みづくりや、つながりづくりを行います。

■町の取り組み

①多様な主体による見守り・支え合いの推進

- 認知症高齢者等見守りシール活用事業について、継続して町公式ホームページや広報わたりで周知する他、ケアマネジャーや民生委員・児童委員等へ再度事業の説明の場を設け、見守り体制の強化を図ります。
- 町内事業者と「高齢者見守りへの取り組みに関する協力協定」や「安心生活見守りに関する協定」等の見守り協定を締結し、地域の見守り体制の強化を図ります。

②自治会・まちづくり協議会活動の活性化

- 地域の課題解決やコミュニティの充実・強化を図るため、まちづくり協議会への支援や各種事業を実施します。
- 各地域で行われている文化・スポーツ・レクリエーション活動や、社会奉仕活動を積極的に支援し、活動の活発化を促すとともに、それぞれの地域の特性を生かした新たなコミュニティ活動、地域ボランティア活動を支援します。

③地域情報・災害情報の発信

- 町公式ホームページやSNS、「巨理町メール配信サービス（ほっとメール便）」の配信等を通じて、行政情報やイベント情報、防災安全情報の周知に努めます。
- 災害時には必要な情報の迅速な発信に努めます。

【具体的な取り組み例】

取り組み	担当
町民と築く「地域協働のまちづくり」の推進（巨理町まちづくり基本条例、巨理町協働のまちづくり計画に基づく事業実施、まちづくり出前講座の開催、巨理町まちづくり協議会事業補助金）	企画課
巨理町メール配信サービス（ほっとメール便）	企画課
民生委員・児童委員との連絡調整	福祉課 町社会福祉協議会
認知症高齢者等見守りシール活用事業	長寿介護課
高齢者買物支援協力店（配達を通じた高齢者の見守り）	長寿介護課
「高齢者見守りへの取り組みに関する協力協定」や「安心生活見守りに関する協定」等の見守り協定の締結	長寿介護課
生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター業務）	町社会福祉協議会
ニュースポーツ用品の貸出事業	町社会福祉協議会



2 地域福祉を支える団体との連携・協働を進めます



現状と課題

ボランティア活動には福祉、環境、教育、スポーツ、文化などさまざまな分野があり、地域の支え合い活動において重要な役割を担っています。

町社会福祉協議会が「ボランティアネットワーク巨理」の事務局運営を行い、町内を拠点に活動するボランティア活動を支援しています。

町社会福祉協議会は、町と連携し、町民ともに地域福祉を推進する非営利の中間支援組織として、「巨理町地域福祉活動計画」を策定し、さまざまな福祉活動を行っています。町社会福祉協議会について、町民アンケート調査では「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよくわからない」という人が6割弱を占めています。

地域の各種団体や事業所が活動をしていく上で本町に望むこととして、「活動上必要な情報の提供」や「事業所や活動についてのPR」、「会員・活動参加者募集の支援」、「活動場所の提供」、「運営にあたっての助言」などが求められています。



町社会福祉協議会をはじめとする各種団体やボランティア団体についての周知が必要です。

地域の各種団体や事業所に対する支援として、活動に必要な情報の提供や助言、活動場所の提供が必要です。

地域の各種団体や事業所の活動について、町民に対する周知や参加者募集等の促進が必要です。



施策の方向

■住民の取り組み

- 町社会福祉協議会や各種の関係団体、ボランティア団体など、地域にどのような団体があり、どのような活動をしているのか、関心を持ちます。
- 自分の持つ知識や技能を生かしてボランティア活動や地域活動に積極的に参加します。

■地域の取り組み

- ボランティア活動や地域活動に関する情報を発信し、学びの機会を設けるなど、ボランティアの養成や地域活動の担い手の育成に努めます。
- ボランティア活動の場や機会をつくり、参加を呼びかけます。
- 町社会福祉協議会と福祉協力員、民生委員・児童委員、行政区等の地域で活動する団体との連携を強化し、地域課題の解決に努めるとともに、さまざまな分野の課題に対応できるよう、多職種、多機関との顔の見える関係性の構築に努めます。
- 町社会福祉協議会は、さまざまな課題を抱える人たちが地域で支え合えるよう、当事者組織の育成、強化、支援を行います。

■町の取り組み

①ボランティア団体・NPO法人等の活動の充実

- 地区サロンのリーダーやこれからサロンの立ち上げを計画している方に手引書を提供するなど、サロン運営の支援を行います。
- ボランティア団体やNPO法人、シルバー人材センター、シニアクラブの活動等について、町民に向けた周知を図ります。
- 活動場所として、町内公共施設の貸し出しを行います。

②巨理町社会福祉協議会との連携・協働

- 町社会福祉協議会の事業を支援します。
- 町社会福祉協議会と連携し、社会福祉法人による公益的な取り組みや、寄附・共同募金等の周知、啓発を図ります。
- 地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携を図り、地域福祉活動を推進します。

【具体的な取り組み例】

取り組み	担当
赤十字運動	福祉課
町社会福祉協議会の事業支援	福祉課
巨理町シルバー人材センター運営事業補助金	商工観光課
交通安全活動団体への助成	総務課
防犯協会等への助成	総務課
シニアクラブ活動の促進	長寿介護課
青少年教育事業（ジュニア・リーダー活動事業）	生涯学習課
働く婦人の家事業	生涯学習課
農村創作活動センター管理事業	農林水産課
農村環境改善センター事業	農林水産課
巨理町集会所建設事業補助金	総務課
ボランティアネットワークの運営支援	町社会福祉協議会
身体障害者福祉協会の運営支援	町社会福祉協議会
母子福祉会の運営支援	町社会福祉協議会



3 地域の交流、福祉活動を進めます



現状と課題

本町では少子高齢化の進行に加え、地域活動やボランティア活動への参加者の減少や固定化がみられ、担い手の確保が課題となっています。

町民アンケート調査では、地域への愛着がある人が半数以上であること、地域活動への参加意向が約半数となっていること、今後地域福祉を進める上で、行政と住民との関係について“ともに協力し合う”が最も高くなっていることなど、住民同士の助け合いの意識は低くありません。その一方で、世代間交流が少ないことや地域の担い手不足を課題と感じている人が多くなっています。

団体ヒアリング調査では、住民同士の助け合いの意識は高いものの、実際の活動への参加・協力を結びついていない、また、活動内容や予備知識を伝える機会が必要であるとの意見も挙げられています。



地域の交流などの企画やイベント等への新規参加者を増やす取り組みが必要です。

さまざまな研修会や講座等、地域や地域福祉について学ぶ・知る機会の確保や、活動に気軽に参加できる環境の整備など、担い手の確保・育成につなげる取り組みが必要です。

地区サロンや運動サークル、シニアクラブ等の地域活動の継続に向けた担い手の確保と活動の周知が必要です。



施策の方向

■住民の取り組み

- 地域の交流の場や地域活動に積極的に参加します。
- 出前講座や研修の場に積極的に参加します。
- 家族や隣近所の人、友人、知人と誘い合って地域活動に参加します。
- 直接会うことが難しい場合には、リモートによる交流を活用します。

■地域の取り組み

- 誰でも安全に気軽に参加できるイベント・行事等の開催に努め、参加を呼びかけます。
- 出前講座を活用します。
- 地域福祉に関する研修や講習会等を開催し、担い手の確保・育成に努めます。

■町の取り組み

①地域交流の推進

- 高齢者が地域で生きがいを実感しながら暮らすことができるよう、関係団体等と連携・協働して、高齢者の積極的な社会参加のきっかけづくりや活躍しやすい地域づくりを推進します。
- 高齢者の日常生活を健全で豊かなものにし、老人福祉の増進に資するため、シニアクラブ連合

会および単位クラブの運営活動を促進します。

- 全ての子どもを対象として、放課後などに学校の空き教室等を活用し、安全で安心な子どもの居場所を設け、町民の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。
- 「明るく健康で心ゆたかな人づくり」と「町民生活の向上」を図るため、公民館において町民の日常生活に即した学習機会を提供し、生活教養・文化等に関する各種事業を実施します。
- 災害公営住宅入居者と近隣住民の交流を深めるため、介護予防の体操と交流会を実施します。
- 広報掲載や町公式ホームページで情報発信を行い、イベント・行事等の参加者増加を図ります。
- 感染防止対策を徹底し、継続的に参加できる環境整備に努めます。

②地域福祉の担い手の発掘・育成・確保

- 地域活動への理解を深めるため、広報誌やホームページ等による啓発や「亘理町まちづくり出前講座」の各種講座を通じて町民への周知・啓発を図ります。
- 町社会福祉協議会等と連携し、各種ボランティアの養成研修の修了者に声をかけるなど、新たな地域活動の担い手の発掘に努めます。
- 協働のまちづくりに向けた「コーディネーター・ファシリテーター」等の人材養成研修会を開催する他、人材育成のための情報提供、県等が行う各種講座への参加支援など学習機会の拡充、人的支援の強化などを通じ、コミュニティリーダーの育成に努めます。

【具体的な取り組み例】

取り組み	担当
シニアクラブ活動の促進	長寿介護課
放課後子ども教室推進事業	生涯学習課
公民館事業	生涯学習課 各地区交流センター
芸術文化協会事業（文化祭）	生涯学習課
子ども会事業（サイエンスフェスティバル）	生涯学習課
町民音楽祭（ウタチカ）	生涯学習課
地域学校協働本部事業	生涯学習課
介護予防教室	地域包括支援センター
まちづくり出前講座	企画課
コミュニティリーダーの育成	企画課
生活支援体制整備事業（協議体等）	長寿介護課
社協サロン「ふらっと」	町社会福祉協議会
ふれあい いきいきサロン「あづまっせ」活動費助成・活動支援	町社会福祉協議会



▶基本目標3 自立生活を支える仕組みづくり

【関連SDGs】



1 福祉サービスの適切な利用を進めます



現状と課題

町民が抱える問題は複雑化・多様化が進み、さらには複合化していることもあり、従来の高齢者、障がい者、子どもといった従来の福祉サービスの分野では対応しきれないケースが増えています。こうした課題を抱えている人の中には、心身の状況等により窓口まで出向いての相談が難しい人もみられます。

困ったときの相談場所や各種の福祉サービスを含めた支援の仕組みなどの福祉に関する情報について、広報紙や町公式ホームページなどを通じて周知を図っているところですが、必要なタイミングで情報を得やすいよう、情報提供の方法や手段を増やすことが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症流行下の影響により、福祉サービス事業者への実地による運営指導について見合わせている市町村が全国的に多い中、どのように指導監督を行っていくかが課題となっています。



情報アクセシビリティを意識し、どのような人にも情報が伝わるよう情報提供の方法や手段を工夫することが必要です。

町や福祉サービス事業者、関係機関・団体などが連携し、困りごとを抱えている人を適切な支援につなぐ支援体制の整備が必要です。

相談希望者の増加や複雑化・多様化・複合化した課題に対応できるよう、相談員の増員と質の向上が必要です。

Withコロナ時代に対応した福祉サービス事業者への指導監督の実施が必要です。



施策の方向

■住民の取り組み

- 困ったときに相談できる人をつくり、一人で悩まず相談します。
- 困っている人がいたら、相談窓口について伝える、または相談窓口につなぎます。
- 各種サービスや相談窓口など、福祉に関する情報を収集し、活用します。
- 利用している福祉サービス施設の苦情解決制度について知ります。

■地域の取り組み

- 相談を受けたら、町や専門機関等の窓口や適切な支援先へつなぎます。
- 福祉サービス事業者は、サービスの質の向上に向けた、必要な改善を行い、質の良いサービスの安定的な提供に努めます。
- 福祉サービス事業者は、苦情の内容について記録・管理を行い、その解決に向けて、町が実施する事業等に協力します。
- 相談担当者が専門性を持って対応できるよう、相談対応技術向上のための研修を通じた人材育成を行う他、組織内の情報共有と連携の仕組みを構築します。
- 活動状況やサービス内容、イベントの告知などの情報を積極的に発信します。
- 情報の周知にあたっては、年齢や障がい特性などに応じた表現や媒体を用いるなど、情報の受け手に伝わりやすくなるよう努めます。

■町の取り組み

①福祉サービスの苦情解決・質の向上

- 事業者への指導・助言・監督等を継続し、サービスの質の向上を図ります。
- 事業者のサービスの質の向上に向け、令和4年度に厚生労働省より新たに発出された介護保険施設等実地指導マニュアル等に基づき、Withコロナ時代の新たな指導監督方法を実践します。

②総合的な相談体制の整備

- 気軽に相談できる場と機会の確保を図ります。
- 各種相談窓口の設置運営を行います。
- 各専門機関との連携による総合相談体制の整備に努めます。
- 専門的な職員を増員し、相談体制を充実させることにより、相談希望者の不安軽減に努めます。
- 子育て世代包括支援センターにおける専門職による相談体制の充実に向けた人材育成・質の向上および関係機関との連携強化を図ります。
- さざんか教室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員など関係機関との連携を更に深め問題解決に取り組めます。
- 従来の子ども、障がい者、高齢者等の相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、制度の狭間の課題を含めて、包括的に相談を受け止める断らない相談支援体制の構築を図ります。

③情報提供の充実

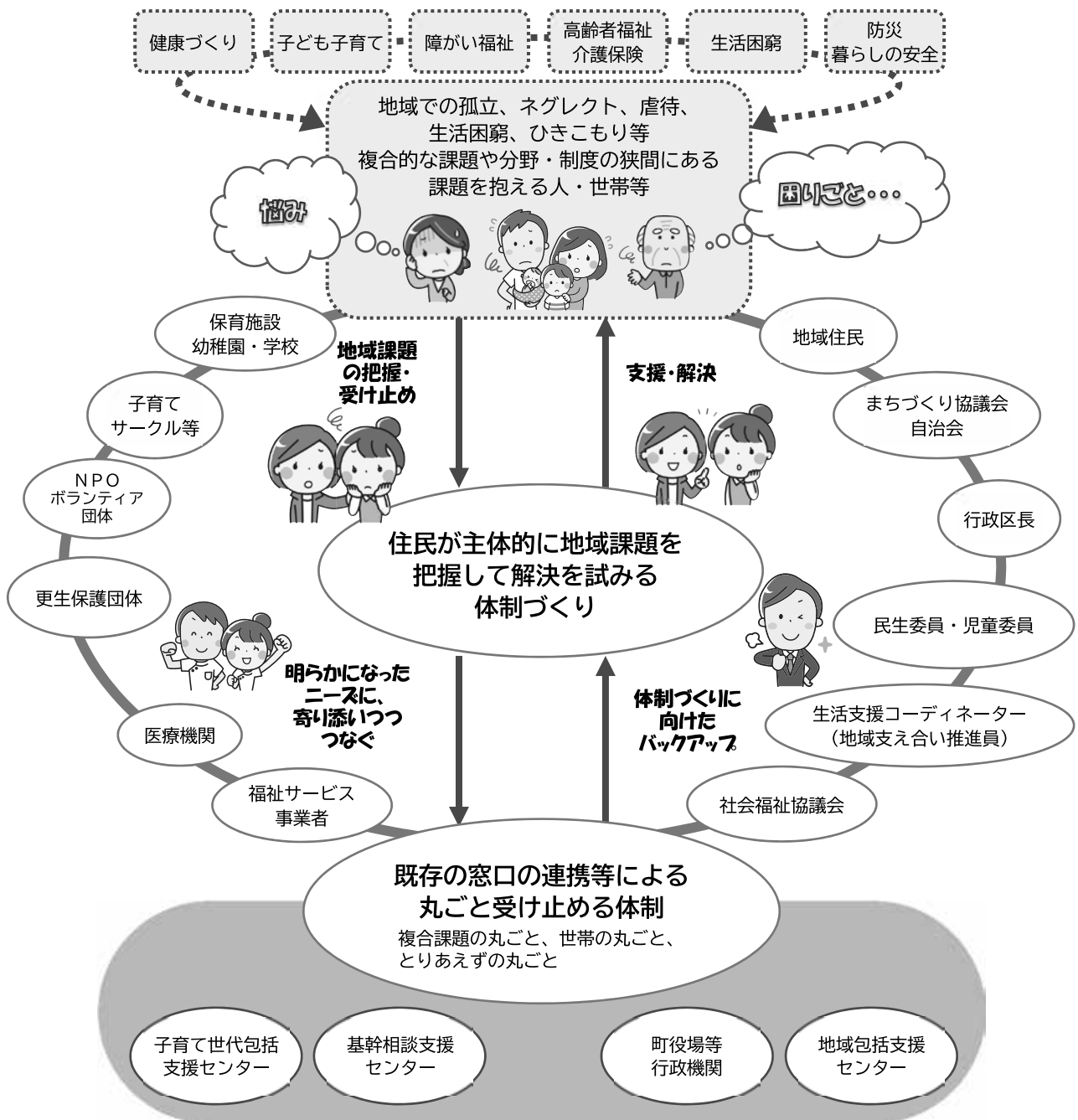
- 町の広報紙や町公式ホームページ、SNS等を活用し、各種支援制度やサービス、相談窓口等の周知を図ります。
- 広報のDX化やターゲットを絞った広報事業の展開について検討します。
- 必要な人に必要な情報が確実に届くよう、周知にあたっては、年齢や障がい特性などに応じた表現や媒体を用いるなど、対象者に合わせた工夫・配慮に努めます。



④包括的な支援体制の構築

- 地域や保育施設・幼稚園・学校、関係機関、社会福祉協議会等との協働によるネットワークを構築し、地域課題を自らの地域で受け止め、解決へ向け取り組む体制づくりを推進します。
- 住民が主体的に地域課題の解決を試みる体制づくりに向け、地域の理解を深めるための啓発や手助けを行うなど、地域活動の強化を推進します。
- 複雑化・複合化した地域課題の解決が従来の取り組みや支援のみでは難しいことから、地域や多様な主体が連携・協働し、地域力の強化を推進します。
- 社会福祉協議会に2名配置されている、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備の推進に向けた調整役である生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）とともに、町や関係機関が連携し、地域生活課題へのサポート体制の整備を推進します。
- さまざまな関係機関と連携し、福祉サービスや支援を必要とする人の把握に努めます。
- 困りごとや課題を抱えていても自ら声をあげることができない人や、現行の制度にあてはまらない課題を抱えている人もいることから、アウトリーチ等を通じて支援を必要とする人を把握し、本人に寄り添いながら適切な支援につなげるよう努めます。
- 相談者の属性や相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止めていきます。
- 町や地域、関係機関が連携し、多くの層による見守りや相談、支援のネットワークづくりを推進します。
- 高齢者、障がいのある人、子ども・子育て世代、生活困窮者など、対象者に特化した各種相談窓口の課題解決力向上に向け、機能強化や情報共有、さまざまな機関との連携を図ります。
- 就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、社会とのつながりをつくるための支援に努めます。
- 全ての地域住民を対象として、人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるための支援体制の整備を行う、重層的支援体制整備事業の実施について検討します。

■包括的支援体制のイメージ





【具体的な取り組み例】

取り組み	担当
広報広聴事業（「広報わたり」の発行、「公式ホームページ」の開設、フェイスブック等のSNSの運用、「メール配信サービス」の運用等）	企画課
点字ボランティアによる点字の広報紙の発行	福祉課
「子育て支援アプリ等」による情報提供	健康増進課 子ども未来課
人権相談所の開設	町民生活課
行政相談所の開設	町民生活課
無料法律相談所の開設	町民生活課
消費生活相談員設置事業	町民生活課
乳幼児相談	健康増進課
健康相談	健康増進課
子どもの心のケアハウス事業	教育総務課
スクールソーシャルワーカー配置	教育総務課
保険者機能の強化	長寿介護課
地域包括支援センター事業	地域包括支援センター
在宅医療・介護多職種連携研修会の開催	地域包括支援センター
地域ケア会議の開催	地域包括支援センター
認知症初期集中支援チーム「お元気支援チームわたり」の実施	長寿介護課
子ども未来ネットワーク協議会の運営	子ども未来課
地域子育て支援センター・児童館の運営	子ども未来課
子育て世代包括支援センター運営	健康推進課 子ども未来課
包括的な支援体制の整備	福祉課 関係各課
重層的支援体制整備事業の検討	福祉課 関係各課
基幹相談支援センター事業	福祉課
生活相談運営事業	町社会福祉協議会

2 福祉に関する施策やサービスを進めます

現状と課題

高齢化が進む中、健康寿命の延伸は重要な課題の一つであり、本町においても生涯現役を目指し、出前講座等を通じて健康づくりと生きがいづくりの重要性についての啓発を行っているところですが、町民アンケート調査では「自分や家族の健康」に不安を感じている人が多くなっています。

障がいの有無に関わらず、誰もがその人らしくいきいきと暮らし続けるには、一人ひとりが障がい特性について理解を深め、地域住民として尊重し合う意識の醸成が必要です。その上で、障がい者の自立した生活を支える、特性に応じたサービスの提供や社会参加に向けた支援が行われることが重要です。

少子化や核家族化が進行する中、地域のつながりが希薄化し、親族や公的な場所以外の相談先がないなど、子育て家庭の孤立化が懸念されます。また、待機児童の解消や放課後の子どもの居場所づくり、緊急時に限らずリフレッシュの際にも利用可能な預け先など、子どもを安心して産み育てられる支援の充実が必要となっています。

国際化の時代に対応するため、町内在住の外国人に向けた日本語教室の開催を通じた交流の促進や、小中学校に外国語指導助手を配置し、児童・生徒の国際感覚とコミュニケーション能力の向上を図るなどの取り組みを行っています。



妊婦から高齢者に至るまでの各ライフステージに応じた健康づくりの取り組みが必要です。

生涯現役でいられるよう、高齢者の社会参加の促進や就労の支援、趣味活動等の生きがいづくりが必要です。

町民の障がい者に対する理解促進と、障がい者の社会参加を支える取り組みが必要です。

子育て家庭を地域で支える意識づくりや交流の機会の充実、安心して利用できる子育て支援事業の提供が必要です。

国際化の時代に対応する人材の育成、外国人の人々を温かく迎える意識づくり、外国人の人々が活動しやすい環境の整備が必要です。

施策の方向

■住民の取り組み

- 健康でいきいきと暮らし続けることができるよう、介護予防事業に参加するなど健康づくりに取り組みます。
- 健康づくりの活動に友人などを誘って参加します。
- 特定健康診査やがん検診等を定期的に受診します。
- 子どもの定期健診や相談などを積極的に利用します。
- ボランティアによる高齢者、障がい者支援、子ども・子育て支援に関わります。
- 福祉サービスへの理解を深め、必要に応じて利用します。
- 地域のサークルやサロン活動、シルバー人材センターの活動に参加します。



- 外国の文化を理解します。
- 外国人との交流の機会を持ちます。

■地域の取り組み

- 健康づくり事業を企画実施し、健康づくりの情報を提供します。
- 町が行う健康づくり事業に参加協力します。
- 町や地域と連携して、健康づくりを普及します。
- 町民の生活の助けとなる福祉サービスを提供します。
- 障がい者当事者団体をつくり、活動します。
- 国際交流の機会を設けます。
- 外国人の生活を支えるサービスを提供します。
- 町社会福祉協議会は、町や関係する組織、社会福祉法人や福祉施設と連携し、個人個人に合わせた支援の仕組みづくりを強化します。

■町の取り組み

①健康づくりの推進

- 健康で長生きできるよう、ライフステージに応じた町民の健康づくりを推進します。
- 健康づくりに関する講座や教室などを通じて、町民の健康づくりの意識と知識の向上を図ります。
- 特定健康診査やがん検診等の受診率の向上を図るための啓発を行います。
- 巨理町まちづくり協議会等と連携して、地域の健康づくりを展開します。

②高齢者が暮らしやすい地域づくりの推進

- 高齢者ができるだけ長く自立して日常生活を送ることができるよう、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、健康教育・健康相談・保健指導を通じた生活習慣病およびフレイルの予防と対策を行います。
- 介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。
- 介護予防の普及・啓発を図ります。
- シルバー人材センターやふれあいサロン、各種のサークル等、高齢者の生きがいづくりや社会参加を推進する活動を支援します。
- 福祉サービス事業者や各種福祉団体と連携し、適切なサービスの提供を図ります。

③障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進

- 障がい者が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら、地域で自立した生活ができるよう、障がい福祉サービスの提供基盤の整備を推進します。
- 障がい者がさまざまな訓練や支援を通じて、就労の確保や活躍できる場所づくりを推進します。

④子育てしやすい地域づくりの推進

- 子育てに関する情報を広く提供し、さまざまな活動への参加を促進します。
- 妊娠・出産から子育て期まで切れ目のない支援が行えるよう、地域子育て支援センターや子育て世代包括支援センター等との連携を強化します。
- 子育ての仲間づくりの場である子育ての各種サークル活動に対し、場所や遊びの提供、また必要に応じて子育ての相談等の支援を行います。
- 保護者が就労等で保育の必要な児童を受け入れるための施設を整備し、待機児童を解消することで、町民生活の向上を図る他、子育て世代の定住促進を図ります。

⑤多文化共生の推進

- 次世代を担う国際感覚豊かな人材を育てることを目的に、関係機関や事業所等と連携し、中学生と町内あるいは周辺に居住している外国人との交流の場の創出に努め、相互交流について、多様な受け入れ体制を整備します。
- 国際交流協会等と連携し、町内で生活している外国人を対象とした日本語教室の開催をはじめ、町公式ホームページ等において国際化に対応した各種情報の提供を図るほか、外国人観光客用多言語案内看板を整備し、外国の人々を温かく迎え、活動しやすい環境づくりに努めます。
- 国際感覚を育むため、幼児期から外国の文化や言語に触れる交流活動を実施します。
- 教育、文化、スポーツ、産業等の人材育成を推進するため、多方面の国際親善・交流活動の活性化を推進します。
- 町民の国際ボランティア活動への参加を促すなど、国際協力活動を推進します。

【具体的な取り組み例】

取り組み	担当
地域包括支援センター事業（相談・訪問、介護予防ケアマネジメント業務、亘理町居宅介護支援事業者連絡会議）	地域包括支援センター
家族介護者レスパイト事業	長寿介護課
介護予防・日常生活支援総合事業	長寿介護課
介護予防対象者の把握事業	地域包括支援センター
介護サービス給付	長寿介護課
介護予防教室の実施	地域包括支援センター
介護予防普及啓発事業	地域包括支援センター
運動継続支援事業（運動地域支援サポーター育成事業、運動継続講座、一般住民向けの運動講座）	健康推進課
認知症サポーターの養成	地域包括支援センター
認知症初期集中支援チーム「お元気支援チームわたり」の実施	長寿介護課



取り組み	担当
認知症高齢者等見守りシール活用事業	長寿介護課
地域ケア会議の開催	地域包括支援センター
生活支援体制整備事業	地域包括支援センター
自立支援医療（更生医療・育成医療・療養介護医療）給付の実施	福祉課
重度身体障害者（児）日常生活用具給付事業の実施	福祉課
身体障害者（児）補装具費支給（購入・修理）事業の実施	福祉課
障がい福祉サービス費給付	福祉課
障害者等地域自立支援協議会の開催	福祉課
心身障害者の自立援助の実施（ほのぼの園）	福祉課
精神障害者通所授産施設（ゆうゆう作業所）運営委託	福祉課
基幹相談支援センター事業	福祉課
保育所・児童館等における子育て支援事業	子ども未来課
保育所園庭開放・体験保育	子ども未来課
特定教育・保育施設等の運営	子ども未来課
放課後児童対策事業の実施（放課後児童クラブ）	子ども未来課
一時保育事業の実施	子ども未来課
子ども未来ネットワーク協議会の運営	子ども未来課
ファミリー・サポート・センター事業の実施	子ども未来課
地域子育て支援センター運営	子ども未来課
子育て世代包括支援センター運営	健康推進課 子ども未来課
子育てサークルの支援	子ども未来課
子どもと母親の健康の確保および増進（母子健康手帳発行、妊婦一般健康診査の助成、新生児・産婦訪問指導、乳幼児健康診査・相談等）	健康推進課
特定保健指導・健康増進事業	健康推進課
後期高齢者保健指導事業	健康推進課
巨理町シルバー人材センター運営事業補助金	商工観光課
教育委員会事務局事業（子どもの心のケアハウス運営事業、いじめ問題対策関係事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、就学事務、宮城県スクールカウンセラー活用事業、志教育事業）	教育総務課
小学校教育振興事業（外国語指導助手業務委託）	教育総務課

取り組み	担当
中学校教育振興事業（外国語指導助手業務委託）	教育総務課
青少年教育（姉妹・友好都市シニアリーダー研修・交流会）	生涯学習課
家庭教育支援事業	生涯学習課
芸術文化協会事業	生涯学習課
保健福祉センター運営	健康推進課 長寿介護課 福祉課 子ども未来課
在宅高齢者・重度障がい者紙おむつ給付事業	町社会福祉協議会
子ども食堂「わたりんりん」	町社会福祉協議会
子育て世帯への食糧配付	町社会福祉協議会
赤ちゃん紙おむつ等贈呈事業	町社会福祉協議会
福祉車両貸出サービス	町社会福祉協議会
短期車椅子貸出事業	町社会福祉協議会
介護保険事業、障害者総合支援事業	町社会福祉協議会



3 生活困窮者に対する支援を進めます



現状と課題

本町における生活保護受給世帯数・保護率は増加傾向にあり、生活に困窮する人・世帯が増加しています。生活困窮に至る背景として、就労の状況に加え、心身の状況や家庭内の問題、地域社会からの孤立など、複合的な課題を抱えていることが少なくありません。

町民アンケート調査では、生活費など経済的な問題に不安を抱えている人も多く、また、生活困窮者支援制度の認知度が低くなっています。

現状では生活困窮者支援制度の広報として、本町ではパンフレット以外の広報活動を行っていない状況となっています。



複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯への適切な支援に向けた関係機関の連携が必要です。生活困窮者自立支援制度について広く知らせるため、パンフレット以外による情報発信が必要です。



施策の方向

■住民の取り組み

- 自立した生活を維持します。
- 困ったときの助けとなる福祉サービスについて知ります。
- 困ったときには身近な人や専門機関に相談します。

■地域の取り組み

- 生活困窮者を支える地域をつくります。
- 必要に応じて食糧支援を行います。
- 町社会福祉協議会において、フードドライブ・パントリー事業、子ども食堂「わたりんりん」、生活福祉資金貸付制度、生活安定資金貸付事業等の生活困窮者支援を行います。
- 宮城県自立支援相談センターにおいて、相談を受け、支援を行います。

■町の取り組み

①生活困窮者の自立支援

- 生活困窮者が自立し、健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、町社会福祉協議会や宮城県自立相談支援センター仙南事務所等の関係機関や民生委員・児童委員との連携のもと、相談・指導体制の充実に努めるとともに、生活保護制度等の適切な運用に努めます。
- 生活保護制度と連携しながら、生活困窮世帯の支援に取り組みます。
- 子どもの貧困対策について、子ども子育て支援事業計画等に含め、支援体制の整備に取り組みます。

【具体的な取り組み例】

取り組み	担当
母子・父子・寡婦福祉対策資金貸付による更生指導	子ども未来課
児童手当の支給と申請指導	子ども未来課
児童扶養手当の申請指導	子ども未来課
特別児童扶養手当の申請指導	子ども未来課
母子・父子家庭に対する医療費の助成	子ども未来課
奨学金貸付制度	教育総務課
小学校教育振興事業（要保護・準要保護就学援助費（特別支援含む））	教育総務課
中学校教育振興事業（要保護・準要保護就学援助費（特別支援含む））	教育総務課
生活困窮者支援事業	福祉課
フードドライブ・パントリー事業	町社会福祉協議会
子ども食堂「わたりんりん」	町社会福祉協議会
生活福祉資金貸付制度	町社会福祉協議会
生活安定資金貸付事業	町社会福祉協議会



▶基本目標4 安心して暮らせる環境づくり

【関連SDGs】



1 暮らしやすい生活環境づくりを進めます



現状と課題

誰もが安心して安全に暮らしていくためには、普段から気軽に声をかけ合い、困ったときには相談したり助け合うことのできる地域の関係性が重要です。さらに、年齢や障がいの有無等に関わらず、誰もが利用しやすいように配慮されたバリアフリーやユニバーサルデザインの考えが取り入れられた環境が整っていることも求められます。ソフトとハードの両面からみて環境が整っていることが必要であり、本町として環境の整備を推進しているところですが、まだ十分といえないところもあります。

本町の人口は減少傾向が続いています。また、高齢化も進行し、これに合わせ、近年では空き家の増加や空き店舗の発生が目立ちつつあり、空き家・空き店舗の発生抑制や活用促進が求められています。

日常の安全・安心に加えて、災害時等の非常時の対策も重要です。自主防災組織および消防署に最新の避難行動要支援者の情報を提供し連携を図っていますが、防災関係機関との情報共有が図られたことにより、今まで災害時の行動計画を立てていなかった自治会・自主防災組織でも災害時の対応への意識が高まりました。

地域の防災活動への参加や災害時に手助けをしようと思う人が多い一方で、災害時に支援を必要とする人が近隣にいるかについて把握していない人も少なくありません。

電話やインターネットを使った詐欺、悪質商法などもあり、各種相談機関などが、生活全般の相談の中で、必要な方に専門相談につなげるなど対応を行っています。判断が難しい方については、公的機関の金銭管理支援、相談機関の利用につながっています。

参加してみたい地域活動として、隣近所の見守りやゴミ拾いに加えて地域のパトロールや登下校の見守りも挙げられるなど、防犯意識が高い一方で、交通安全指導隊員等の防犯活動の担い手不足が課題となっています。



バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいた住まいや公共施設等、誰もが利用しやすく暮らしやすい環境の整備が必要です。

空き家や空き地、空き店舗の発生抑制と利用促進施策が必要です。

日常から“顔の見える関係性”を築いておくことや、災害時等の緊急時の支援方法について話し合うなど、地域として備えておく必要があります。

障がいや介護サービスを受けている人の中にも避難行動要支援者支援制度を知らない人がおり、周知の強化が必要です。

地域の支援者などにも専門相談機関の役割などの理解、周知を進めていく必要があります。

パトロールや見守り等、地域における防犯活動の新たな担い手の確保が必要です。

施策の方向

■住民の取り組み

- 困っている人を見たら声をかけ、手助けします。
- 普段から地域の人々と交流し、顔馴染みになっておきます。
- 備蓄や避難経路・避難所の把握、防災訓練や救命講習会への参加など、災害時や緊急時に対する備えを行います。
- 災害が起きたときに避難することが困難な一人暮らしの高齢者や障がいのある人（災害時避難行動要支援者）は、町の要支援者名簿に登録します。
- 交通ルールやマナーを守ります。
- 周囲の異変に気を配るなど、防犯に対する意識を高めておきます。
- 消費者トラブルにあたり見かけたりしたら、速やかに消費生活センターや消費生活相談窓口等の関係機関に相談します。
- 防犯実働隊や自治会、自主防災組織による見守りやパトロールに参加します。

■地域の取り組み

- 建物等のバリアフリー化に取り組みます。
- 町社会福祉協議会は、災害が起きたときは必要に応じて災害ボランティアセンターを運営します。
- 地域や社会福祉施設などで防災訓練や防災教育を行います。
- 防犯実働隊や各地区の自主防災組織による見守りやパトロールを行います。
- 各自主防災組織において、避難支援活動や安否確認に必要な情報を提供し、障がい者を災害から守ります。

■町の取り組み

①安全・安心な地域づくりの推進

- 公共建築物への点字表示による案内板の整備や障がいのある人用のトイレの設置を推進します。
- 歩道の整備や段差の解消、交差点の改良、車椅子利用者用駐車スペースの確保等を推進します。
- 地域公共交通計画の策定を通じ、利用者ニーズに合ったさざんか号およびわたりん号の運行等を推進します。
- 在宅で生活する心身に障がいのある人に対し、社会参加の支援としてタクシー利用料金の一部やガソリン代を助成することにより、社会参加を促進します。
- 一人暮らし高齢者に緊急通報システムを貸与することにより、緊急時の不安解消を図ります。



②空き地・空き家・耕作放棄地などの適正管理や活用の推進

- 小規模から始めたい新規就農者などが住居や農地を取得・借受しやすい体制を整え、定住促進に資する遊休農地の有効利用を検討します。
- 十分なテレワークの環境が整わない町民に向けた、空き家や公共施設の空き室を活用したコワーキングスペースや個室のワークスペース、サテライトオフィスの整備・提供など、町内にいながら多様で柔軟な働き方が選択できる仕組みや場の提供を検討します。

③防災対策と災害時支援体制の強化

- 消防団や婦人防火クラブ、自主防災組織等の維持・運営を支援します。
- 各種防災関係機関との密接な連携を図りながら、連絡調整・役割分担のあり方について検討し、体制整備を進めます。
- 災害の発生時またはその発生が予想される場合の避難の際に、より円滑かつ安全に避難できるよう、避難場所および避難経路の確保と周知徹底を図ります。
- 防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域や社会福祉施設などにおいて、適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導・啓発します。
- 災害時避難行動要支援者情報登録制度、緊急時の情報提供体制の整備を推進します。
- 支援を必要とする人を災害から守るため、災害時避難行動要支援者情報登録制度の実施と、支援対象者に対する登録への働きかけやヘルプカードの配付を行います。
- 福祉避難所の設置と災害時避難行動要支援者の個別支援計画の作成を行います。

④防犯対策と交通安全の推進

- 犯罪情勢に応じ、特殊詐欺被害防止や子どもの犯罪被害防止等必要な対策を講じます。
- 警察や防犯協会等の関係機関と連携し、交通安全意識の啓発や交通安全教育、防犯教育等の推進に努めます。
- 講習会などを通じて、障がいのある人を含めた地域住民の防犯意識の向上を図ります。
- 悪質商法などによる高齢者や障がいのある人の被害を未然に防止するための消費者教育、情報提供体制の強化を図ります。
- 高齢者や障がいのある人等が不当な訪問販売などの被害に遭わないようにするための消費生活相談などの支援体制の充実を図ります。
- 関係機関との連携のもと、広報紙やパンフレット等の活用、消費者教室や出前講座の開催を通じて消費者教育・啓発、消費生活情報の提供を進め、消費者意識の高揚と知識の向上を促進します。
- 相談支援事業所、障がい福祉サービス事業者、地域の支援者である民生委員・児童委員やボランティア団体などに消費生活相談、権利擁護事業などの周知と理解を図ります。
- 交通事故の未然防止および歩行者の安全を確保するため、町道の整備を推進します。
- 交通安全教室・交通安全研修について、開催時の交通情勢等を踏まえた内容の向上を図ります。
- 犯罪の防止と罪を犯した人々の更生について理解を深め、関係機関・団体および地域住民とそれぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築くため、7月を強調月間として「社会を明るくする運動」を展開します。

【具体的な取り組み例】

取り組み	担当
亘理町コワーキングスペース事業	企画課
交通安全思想の普及徹底（春・秋の交通安全運動の実施、新入学児童の交通教室開催、ステップアップ作戦の実施、薄暮時の交通事故防止街頭指導、年末年始の交通事故防止街頭啓発、交通安全活動団体への助成、交通安全研修の実施、交通安全指導隊等による交通安全活動の推進等）	総務課
消費生活相談員設置事業	町民生活課
防犯対策（全国地域安全運動の実施、防犯灯設置等工事、防犯灯電気料金の一部負担、防犯灯維持管理費助成、防犯協会等への助成、防犯実働隊による地域防犯の推進等）	総務課
地域公共交通計画の策定	企画課
町民乗合自動車運行委託（さざんか号、デマンド型乗合タクシー「わたりん号」等）	企画課
社会を明るくする運動の実施	福祉課
緊急通報システム整備事業	長寿介護課
防災キャンプ事業	生涯学習課
子ども見守り隊事業	生涯学習課
青少年育成推進事業	生涯学習課
福祉タクシー利用助成事業	福祉課
自動車等燃料費助成事業	福祉課
交通安全施設整備事業（カーブミラー、警戒標識の設置）	都市建設課
自主防災組織育成補助金	総務課
遊休農地の有効利用に向けた検討	農林水産課 農業委員会 企画課
働き方や学び方の変化に対応した労働者等への支援に向けた、空き家や公共施設の空き室の活用	企画課 町民生活課 商工観光課
災害ボランティアセンターの運営（災害発生時）	町社会福祉協議会

第2部 亶理町再犯防止推進計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

犯罪や非行をした人は、安定した就労や住まいの確保が難しい、薬物やアルコール等の依存症を抱えている、身寄りがないなど、さまざまな課題を抱えているケースがあります。

そのような状況の中で犯罪や非行から立ち直ろうとしても、仕事や住まいを確保できず経済的に不安定な生活に陥ってしまう、地域社会から孤立してしまう、情報が得られず適切な支援につながらないなどの理由から、再犯に至る人も少なくありません。

全国の刑法犯により検挙された再犯者の人員は平成8年(81,776人)以降増加傾向で推移してきましたが、平成18年(149,164人)をピークとして減少に転じ、令和2年(89,667人)には平成18年から39.9%減となっています。一方、初犯者の人員は、平成12年(205,645人)以降増加傾向で推移してきましたが、平成16年(250,030人)をピークとして減少に転じ、令和2年(92,915人)には平成16年から62.8%減となっています。初犯者が再犯者を上回るペースで減少したことから、再犯者率は平成9年以降上昇を続け、令和元年にはわずかに低下したものの、令和2年は49.1%となっており、再犯防止対策は安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けた重要な取り組みのひとつとなっています。

本町においても「亘理町再犯防止推進計画」を策定し、犯罪や非行をした人の地域での生活と社会復帰を支え、町民が犯罪の被害に遭うことを防ぎ、誰もが安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

このことは、「亘理町地域福祉計画」が目指す地域共生社会の実現とも共通する方向性であることから、本計画と一体的に策定することとしました。

国等の動き

刑事司法関係機関のみならず、国・地方公共団体・民間が一丸となって取り組むことが必要であるため、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行、平成29年12月に「再犯防止推進計画」が策定され、都道府県および市町村における地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

令和4年6月に成立した刑法などの一部改正法において、更生や犯罪予防に向けて保護観察所が住民や関係機関に必要な援助を行う「地域援助」が更生保護法に位置づけられました。これを先取りする形で、令和4年10月から、保護観察所から委託された地域の福祉団体にコーディネーターを設置し、満期釈放者の孤立を防ぐための支援機関のネットワークを構築する「更生保護地域連携拠点事業」の取り組みが一部地域で開始されました。

宮城県の動き

令和2年3月に、罪を犯した人や非行をした人等が社会において孤立することなく、社会を構成する一員として復帰し地域に定着できるように支援し、再犯を防止するとともに、県民が犯罪被害を受けることなく安全で安心して暮らせる社会の実現を目的して、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「宮城県再犯防止推進計画」を策定しました。



2 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定しています。

【再犯の防止等の推進に関する法律】

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

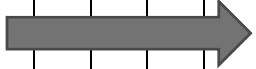
(2) 関連計画との関係

本計画は、本町の最上位計画である「第5次亘理町総合発展計画」後期基本計画が示す「協働のまちづくり」の推進方策に基づき、地域福祉を具体化するための方向性を示す計画である「亘理町地域福祉計画」を上位計画として、本町の保健福祉関連計画やその他のまちづくりに関連する他分野の計画等との整合を図るとともに、「宮城県再犯防止推進計画」などとの連携も踏まえた計画となっています。

3 計画の期間

計画期間は、「亘理町地域福祉計画」に準拠し令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等によっては、計画期間内であっても必要に応じて見直しを検討するものとします。

計画名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
亘理町再犯防止推進計画（R5～R9）												

4 再犯防止に関する制度の動向

再犯防止推進計画に係わる制度の動向は、おおむね以下のような内容となっています。

(1) 再犯防止に関する制度の動向

- 国において、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇していることから、「再犯防止」が大きな課題となっていました。安全・安心に暮らせる社会の実現を目指し、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年12月に公布・施行されました。
- この法律では、国および地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められており、平成29年12月に再犯防止推進計画が閣議決定されました。
- 令和4年6月に成立した刑法などの一部改正法により、更生や犯罪予防に向けて保護観察所と住民や関係機関に必要な援助を行う「地域援助」が更生保護法に位置づけられました。

(2) 国の再犯防止推進計画の5つの基本方針

国の再犯防止推進計画における5つの基本方針は以下の通りです。

- ①「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ②刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成



(3) 国の再犯防止推進計画の7つの重点課題

国の再犯防止推進計画における7つの重点課題は以下の通りです。

①就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進等

②保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討等

③学校等と連携した修学支援等

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援等

④特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施等

⑤民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し等

⑥地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進等

⑦関係機関の人的・物的体制の整備

第2章 現状と課題

1 統計からみる現状

(1) 検挙人員の初犯・再犯について

○検挙人員は減少傾向にありますが、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は、おおむね横ばい状態となっています。

○再犯者率は、どの区分においても50%を超えるものがほとんどです。

○亘理警察署は、亘理町と山元町を管轄しています。検挙総数は他の区分同様減少傾向にあります。再犯者率は令和元年を除き60%を超えていて、全国・宮城県内より高い傾向にあります。

検挙人員		総数	初犯者	再犯者	再犯者率
令和元年	全国	172,197	85,245	86,952	50.5%
	宮城県内	2,858	1,364	1,494	52.3%
	亘理警察署	37	24	13	35.1%
令和2年	全国	164,678	81,294	83,384	50.6%
	宮城県内	2,640	1,254	1,386	52.5%
	亘理警察署	35	11	24	68.6%
令和3年	全国	159,692	79,883	79,809	50.0%
	宮城県内	2,440	1,159	1,281	52.5%
	亘理警察署	21	8	13	61.9%

資料：法務省 仙台矯正管区

(注1) 警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人員に関して警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものを基に仙台矯正管区が作成したもの(少年データを除く。)

(注2) 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有するものを言う。

(注3) 犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。



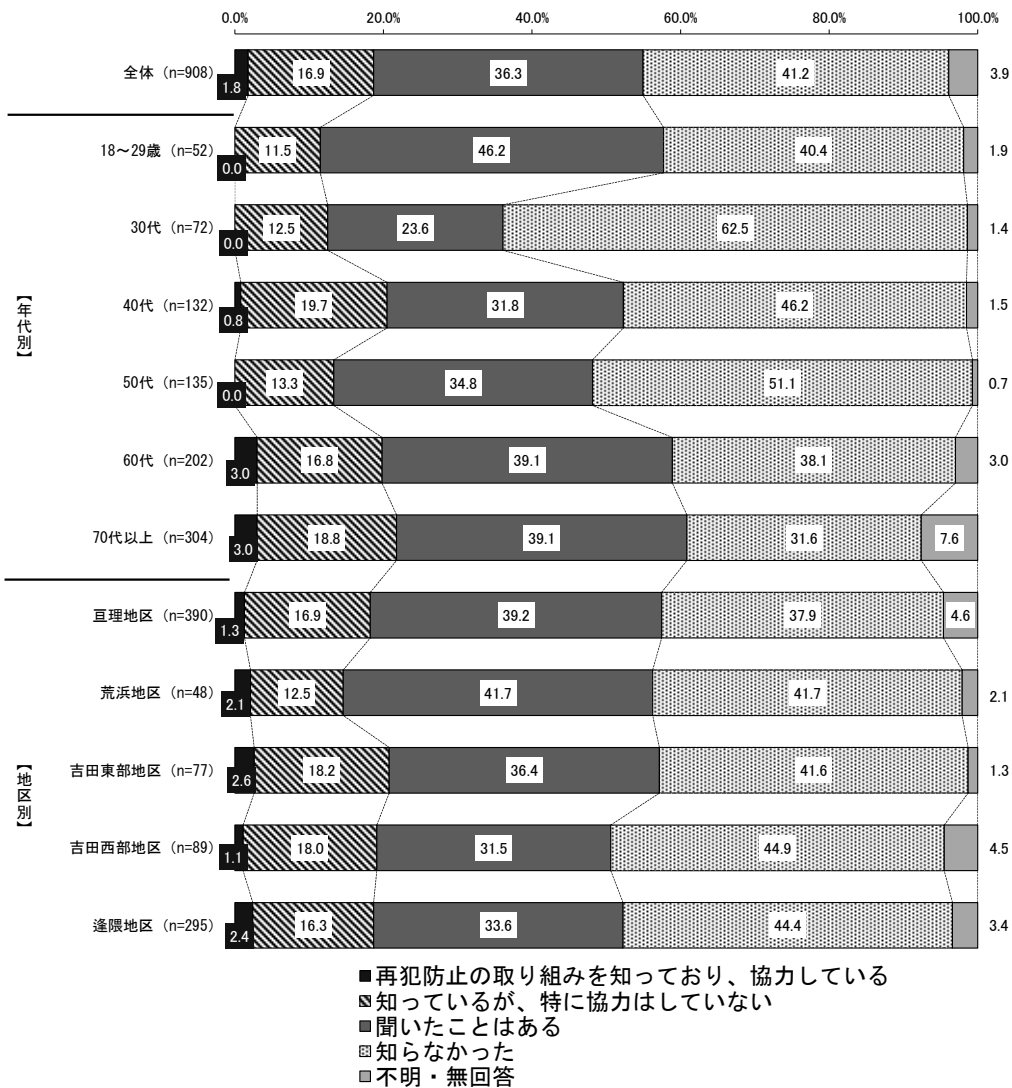
2 町民アンケート調査・団体ヒアリング調査結果からみる現状

(1) 再犯防止の取り組みの認知度

○再犯防止の取り組みの認知度については、「知らなかった」が41.2%と最も多く、次いで「聞いたことはある」が36.3%、「知っているが、特に協力はしていない」が16.9%となっています。
○年代別にみると、18～29歳で「聞いたことはある」が4割台半ば、30代で「知らなかった」が6割台前半とそれぞれ他の年代に比べて多くなっています。

問 45 あなたは再犯防止の取り組みについて知っていますか。

【町民アンケート】



－課題（再犯防止の取り組みの認知度）－

・再犯防止の取り組みについて、知っており協力している人は1.8%、知っているが特に協力はしていない人は16.9%と認知度は低いことから、今回策定する「再犯防止推進計画」に基づき、認知度の向上を図ることが必要となっています。

3 町の施策

【具体的な取り組み例】

取り組み	担当
社会を明るくする運動 ・社会を明るくする運動の周知・啓発 ・作文コンテストの募集・選考 ・事業所への協力依頼 ・ミニ集会の開催	福祉課 保護司会 更生保護女性会
青少年育成推進協議会の開催 街頭巡回指導並びに環境浄化活動	青少年育成推進協議会 青少年育成推進指導員
青少年健全育成対策事業 ・亘理地区少年補導員協会等による非行防止啓発活動 ・文化、スポーツ等コミュニティ活動 ・青少年活動指導者の育成	教育総務課 生涯学習課 総務課
更生保護団体等の活動支援 ・活動費補助金事業 ・活動場所の提供	福祉課
協力雇用主への支援	財政課

4 課題

(1) 再犯防止の取り組みの認知度の向上と理解の促進

再犯防止の取り組みの認知度は低い状況にあります。犯罪や非行をした人が立ち直り、地域の中で町民とともに支え合い暮らしていくことができるよう、町民に対する理解の促進の取り組みが必要です。

(2) 罪を犯した人が自立して生活できる環境づくり

検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は半数を超えて高い状況にあります。犯罪や非行をした人が立ち直るために関係機関、団体と連携することが必要です。また、再び犯罪や非行をしてしまうことを防ぐため、適切な医療や支援につなげる必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

地域福祉計画の基本理念である「地域で支え合うまちの実現」の実現を目指し、再犯防止の推進に係る取り組みを推進していきます。

▶再犯防止の推進

宮城県では令和2年3月に「宮城県再犯防止推進計画」を策定し、犯罪や非行をした人が、社会で孤立することなく、社会を構成する一員として復帰し地域に定着できるように支援し、再犯を防止するとともに、県民が犯罪被害を受けることなく安全で安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

本町における再犯防止の取り組みの認知度や再犯防止の取り組みに協力しているとする割合は、まだまだ低い状況にあることから、町民への再犯防止の取り組みの周知に加え、国・県の動向に対応し、犯罪や非行をした人が孤立することなく地域に定着できるよう、更生保護団体等と連携し、地域社会における継続的な支援を推進します。

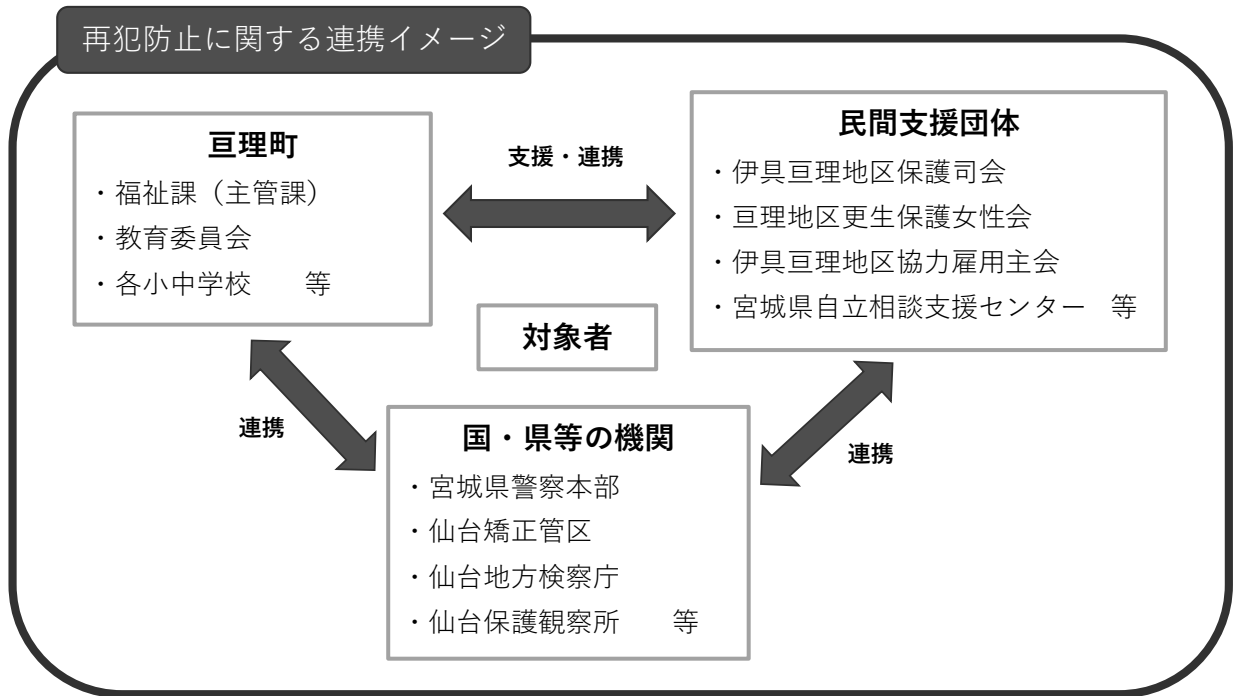
第4章 施策の展開

基本施策1 町民の関心と理解の醸成に向けた周知・啓発

- 犯罪や非行をした人等の更生や再犯防止の取り組みへの町民の関心と理解を深めるため、「社会を明るくする運動」や毎年7月の「再犯防止啓発月間」等の取り組みを通じた周知・啓発を図ります。
 - 担い手不足が課題となっている保護司の活動について、積極的な周知・啓発を図り、担い手不足の解消に努めます。
 - 薬物乱用による影響と未然防止の重要性について、小中学校、高等学校等における薬物乱用防止の周知・啓発を図ります。
- ※（P92 に記載の国の重点課題③⑤関連事業）

基本施策2 関係機関、団体との連携の推進

- 更生保護サポートセンターや保護司、更生保護女性会等の更生保護団体等の活動支援を行います。
 - 国や県、刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体等と連携し、再犯防止に係る取り組みを推進します。
- ※（P92 に記載の国の重点課題⑤⑥関連事業）



【巨理町再犯防止推進団体 一覧】

1	巨理警察署	13	巨理町内各小中学校
2	巨理町議会	14	巨理山元商工会
3	伊具巨理地区保護司会	15	巨理町民生委員児童委員協議会
4	巨理町教育委員会	16	社会教育委員
5	巨理町内各中学校区校外指導委員会	17	巨理町内各婦人会
6	巨理ライオンズクラブ	18	巨理町青少年推進指導員
7	巨理地区更生保護女性会	19	巨理ロータリークラブ
8	伊具巨理地区協力雇用主会	20	巨理町シニアクラブ連合会
9	巨理町母子福祉協議会	21	巨理町身体障害者福祉協会
10	巨理町社会福祉協議会	22	巨理地区少年補導員
11	巨理町区長会	23	薬物乱用防止指導員
12	巨理高等学校		

基本施策3 罪を犯した人の自立支援の推進

○犯罪や非行をした人等の社会復帰を支え、再犯を防ぐため、就労や住居の確保、保健医療・福祉サービスの提供等、一人ひとりの状況に応じた支援や相談体制の構築と、適切な支援につなげるための情報の周知を行います。

※（P92 に記載の国の重点課題①②③⑤⑦関連事業）

第3部

巨理町成年後見制度利用促進基本計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等の要因により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える重要な制度ですが、実際の利用者数は支援を必要としている人数に比べて少ない状況となっています。

成年後見制度利用支援事業は、「第5次巨理町総合発展計画」後期基本計画の中で、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って活躍できるよう、重点的に推進する事業のひとつとして挙げられています。

市町村計画を策定するにあたっては、地域包括ケアや虐待防止といった権利擁護関連の既存の仕組みに加え、地域共生社会の実現に向けた支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なネットワークを構築する取り組みを進めていく必要があるとされています。

このことは、「巨理町地域福祉計画」が目指す地域共生社会の実現とも共通する方向性であることから、本計画と一体的に策定することとしました。

国等の動き

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第12条第1項の規定に基づき、平成29年3月に、平成29年度から令和3年度までを計画期間とする「成年後見制度利用促進基本計画」を定め、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用や、各地域における相談窓口の整備、判断能力が不十分な人と適切な支援をつなげる地域連携の仕組みの整備を推進して来ましたが、その一方で、後見人等が本人の意思を尊重しないケースや、成年後見制度そのものや相談先の周知が不十分といった課題もあります。

令和7年には団塊の世代が後期高齢者となり、認知症高齢者が増加することが見込まれている中、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援のニーズも併せて増加すると見込まれており、適切に対応できる体制の整備が急務となっています。

そうした状況を受け、国では、令和4年3月に、令和4年度から令和8年度を計画期間とする「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。同計画では、市町村の主な役割として、協議会および中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに加え、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援等が明記されています。

宮城県の動き

県では令和3年3月に策定した「第8期みやぎ高齢者元気プラン」において、「自分らしく生きるための権利擁護」の取り組みとして「市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての計画策定」や「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備づくり」の支援を行うとしています。



2 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定しています。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 関連計画との関係

本計画は、本町の最上位計画である「第5次巨理町総合発展計画」後期基本計画が示す「協働のまちづくり」の推進方策に基づき、地域福祉を具体化するための方向性を示す計画である「巨理町地域福祉計画」を上位計画として、本町の保健福祉関連計画やその他のまちづくりに関連する他分野の計画等との整合を図るとともに、宮城県の成年後見制度の利用促進に関する施策が位置づけられている「第8期みやぎ高齢者元気プラン」などとの連携も踏まえた計画となっています。

3 計画の期間

計画期間は、「巨理町地域福祉計画」に準拠し令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等によっては、計画期間内であっても必要に応じて見直しを検討するものとします。

計画名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
巨理町成年後見制度利用促進基本計画 (R5～R9)												

4 成年後見制度に関する制度の動向

成年後見制度に関する制度の動向は、おおむね以下のような内容となっています。

(1) 成年後見制度の主な内容

- 「成年後見制度」とは、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える有効な手段です。
- 成年後見制度は「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類に分かれます。

	法定後見制度	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)が本人を法律的に支援する制度。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務(本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務)の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度
申立手続	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある。	① 本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約(任意後見契約)を締結 → この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ② 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等 [※] の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。	全件で選任される。

資料：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況(令和4年8月)」

※後見監督人等：法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人 任意後見制度における任意後見監督人



(2) 法定後見制度の概要

○法定後見制度の概要は以下の通りです。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注1）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法第13条第1項所定の行為（注2）（注3）（注4）	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法第13条第1項所定の行為の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上（注2）（注3）（注4）	同上（注2）（注4）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1）	同左（注1）
制度を利用した場合の資格などの制限	株式会社の取締役等（注5）（注6）		

資料：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況（令和4年8月）」

- （注1）本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。
- （注2）民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。
- （注3）家庭裁判所の審判により、民法第13条第1項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。
- （注4）日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。
- （注5）これまで、各種の法律において、本制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、上記権利を制限する規定は削除されました。
- （注6）令和元年に「会社法の一部を改正する法律」等が成立し、成年被後見人及び被保佐人も株式会社の取締役に就任できることとなりました。もっとも、取締役等は、その資質や能力等も踏まえて株主総会で選任されるため、取締役等への就任後に判断能力が低下して後見開始の審判を受けた場合には、一旦はその地位を失うこととされており、再び取締役等に就任するためには、改めて株主総会の決議等の所定の手続を経る必要があります。

(3) 成年後見制度の動向

- 成年後見制度が十分に利用されていない状況であったため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月に施行されました。
- この法律では、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。
- この法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」、令和4年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

(4) 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方は以下の通りです。

- (1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
- (2) 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等
 - ①後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の特性を理解した上で、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ②法定後見制度の後見類型は、終了原因が限定されていること等により、実際のニーズにかかわらず、一時的な法的課題や身上保護上の重要な課題等が解決した後も、成年後見制度が継続することが問題であるとの指摘や、一時的な利用を可能として、より利用しやすい制度とすべきとの指摘などがある。これを踏まえ、成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ③成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。
 - ④本人の人生設計についての意思を反映・尊重できるという観点から任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めるとともに、本人の意思、能力や生活状況に応じたきめ細かな対応を可能とする補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること。
 - ⑤安心かつ安全に成年後見制度を利用できるようにするため、不正防止等の方策を推進すること。
- (3) 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり



(5) 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策は以下の通りです。

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - ①成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透
 - ②様々な分野における意思決定支援の浸透
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - ①家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進
 - ②後見人等に関する苦情等への適切な対応
 - ③適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等
 - ④適切な後見人等の選任・交代の推進等に関するその他の取組
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
 - ①後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及等
 - ②家庭裁判所の適切な監督に向けた取組
 - ③専門職団体や市民後見人を支援する団体の取組
 - ④地域連携ネットワークによる不正行為の防止効果
 - ⑤成年後見制度を安心して利用できるようにするための更なる検討
 - (4) 各種手続における後見事務の円滑化等
- 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(6) 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画において優先して取り組む事項

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画において優先して取り組む事項は以下の通りです。

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

第2章 現状と課題

1 町民アンケート調査・団体ヒアリング調査結果からみる現状

(1) 成年後見制度に関する取り組みの認知度

①各種制度の認知度

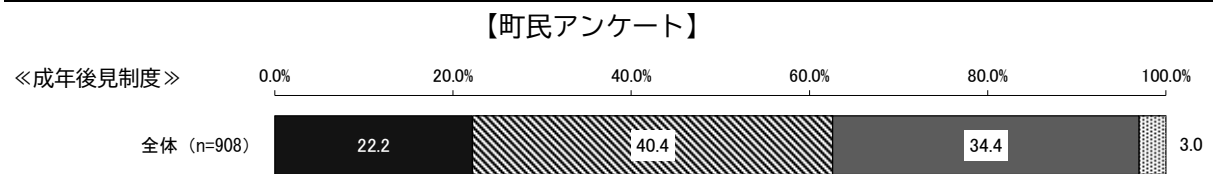
○成年後見制度の認知度については、「言葉は聞いたことがある」が40.4%と最も多く、次いで「知らない」が34.4%、「内容を知っている」が22.2%となっています。

○市民後見人の認知度については、「知らない」が68.8%と最も多く、次いで「言葉は聞いたことがある」が22.2%、「内容を知っている」が5.7%となっています。

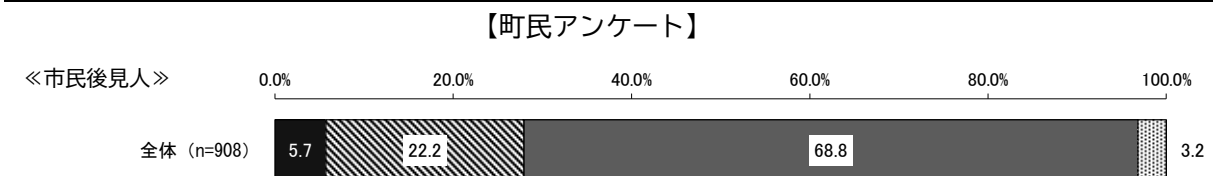
○町民の成年後見制度に対する認知度については、「あまり高くない」が57.7%、次いで「高くない」が38.5%、「どちらかといえば高い」が3.8%となっています。

○対面聞き取り調査では、一般住民の認知度は低く、利用事例は数件との意見が挙げられています。

問 28 成年後見制度の内容について知っていますか。

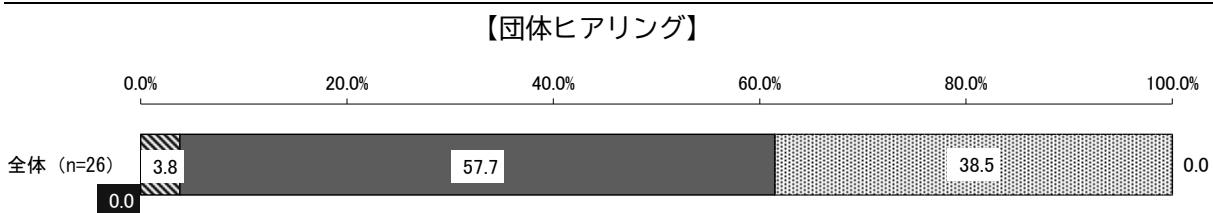


問 28 市民後見人の内容について知っていますか。



■ 内容を知っている □ 言葉は聞いたことがある
 ■ 知らない □ 不明・無回答

問 14 町民の成年後見制度に対する認知度は高いと感じますか。



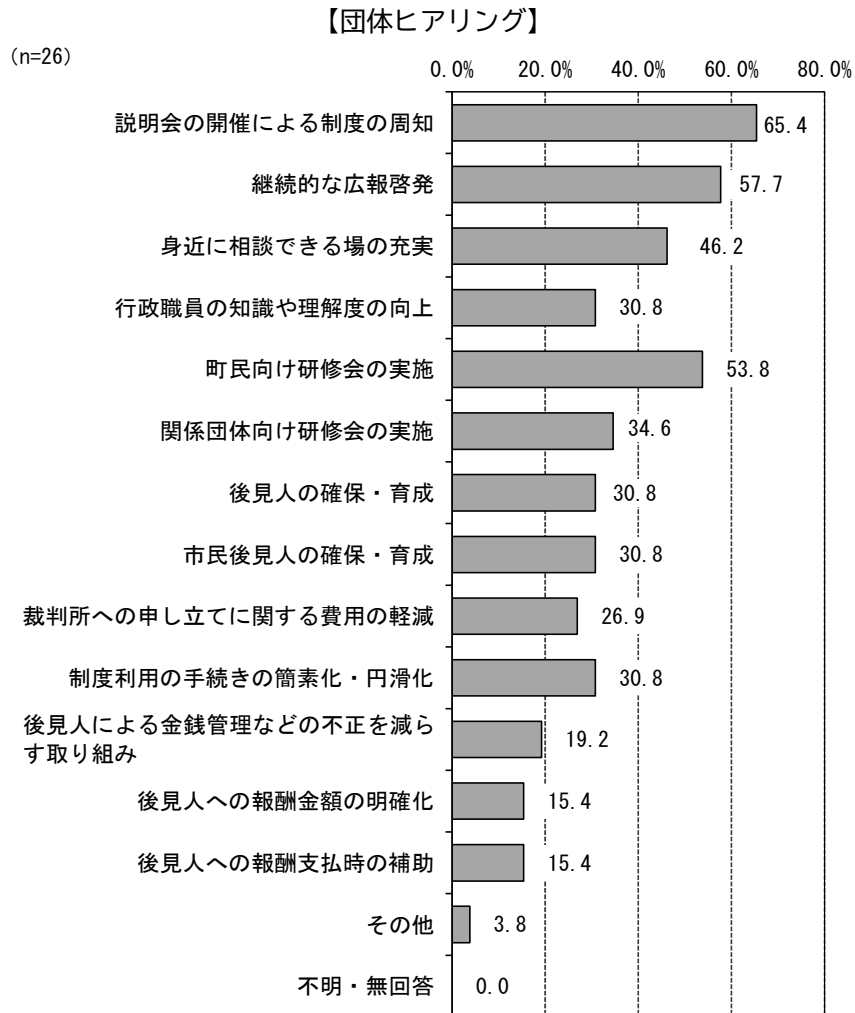
■ 高い □ どちらかといえば高い
 ■ あまり高くない □ 高くない
 ■ 不明・無回答



○成年後見制度の充実・促進を図る上で必要な取り組みについては、「説明会の開催による制度の周知」が65.4%、次いで「継続的な広報啓発」が57.7%、「町民向け研修会の実施」が53.8%となっています。

○対面聞き取り調査では、説明会等での周知が必要との意見が挙げられています。

問15 成年後見制度の充実・促進を図る上で、どのような取り組みが必要だと思いますか。



－課題（各種制度の認知度）－

- ・生活困窮者支援制度を内容まで知っている人は28.6%、成年後見制度では22.2%、市民後見人では5.7%といずれも認知度は低く、特に市民後見人については68.8%が知らないと回答しています。
- ・関係団体の視点でも町民の成年後見制度の認知度は低いという認識で、利用事例は数件にとどまることから、今回策定する「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、認知度の向上を図ることが必要となっています。
- ・成年後見制度の充実・促進を図る上では、説明会や研修会を通じた制度の周知、継続的な広報啓発、身近な相談先の充実が必要となっています。
- ・支援が必要な人をはじめ、全ての人が必要な支援を受けられるよう、各種制度の情報提供を充実し、認知度の向上を図ることが必要となっています。

2 課題

(1) 成年後見制度の認知度の向上と適切な利用の推進

成年後見制度や市民後見人などの認知度は低い状況にあります。支援を必要とする人の意思を尊重しながら、本人に代わって財産や権利を守るための制度である成年後見制度や市民後見人に加え、法人後見について継続的に周知を図るなど、制度の適切な利用につなげる取り組みが必要です。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

地域福祉計画の基本理念である「地域で支え合うまちの実現」の実現を目指し、成年後見制度の利用促進に係る取り組みを推進していきます。

▶成年後見制度の利用促進

本町の町民の3分の1は高齢者であり、今後、認知症などによって支援を必要とする人が増えることも想定されます。保健・医療・福祉・司法を含めた関係機関の連携を強化し、支援を必要とする人が安心して制度を利用できるよう周知を図り、本人に寄り添った相談対応と本人の意思や希望を尊重した支援を進めます。

第4章 施策の展開

基本施策1 成年後見制度に対する理解促進

- 基幹相談支援センター主催で成年後見制度研修会を開催し、制度の周知および権利擁護の普及啓発を行います。
- 成年後見制度に関する町民向けの講座を開催し、制度の周知と適正な利用を図ります。
- 町社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知啓発を行います。
- 本町や関係団体の職員といった支援関係者を対象とした研修を行い、成年後見制度の理解促進を図ります。

基本施策2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化と中核機関の設置

(1) 地域連携ネットワークの強化

- 地域連携ネットワークの役割である「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した貢献活動を支援する体制の整備」の3つを念頭に置きながら、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体による連携の強化を図ります。

(2) 権利擁護支援チームの整備・運営

- 権利擁護支援を必要とする人を後見人等とともに支えるため、後見人等と本人に関わりの深い地域、保健・福祉・医療の関係者等がチームを形成して本人を見守る体制づくりを推進します。
- 既存の医療や福祉等のサービス調整や支援を行う体制には、必要に応じて法律・福祉の専門職や後見人等を加え、適切に本人の権利擁護が図られるようにします。

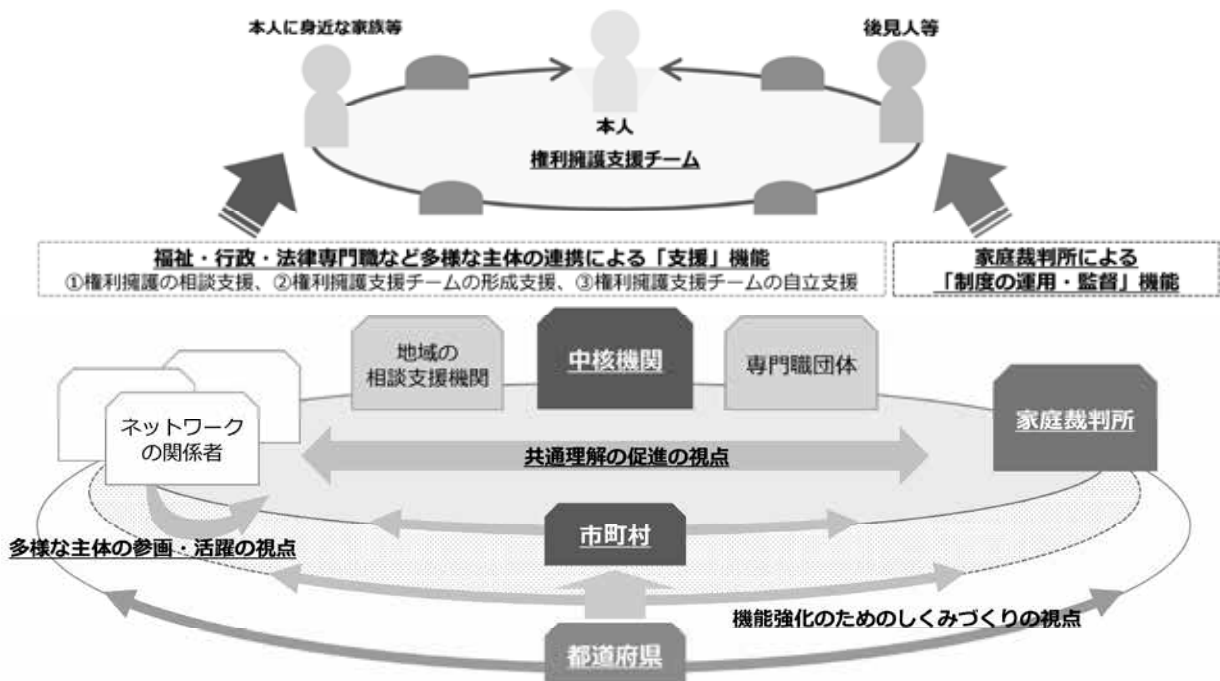
(3) 協議会の整備・運営

- 権利擁護支援チームへの適切な支援体制の整備や成年後見制度の利用の有無に関わらず困難な事例にも適切に対応できる体制の整備、多職種間でのさらなる連携の強化を目的に、専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める協議の場として、「(仮称)成年後見制度利用促進連携協議会」を設置します。

(4) 中核機関の整備・運営

- 地域連携ネットワークの中核機関として「(仮称) 亶理町権利擁護支援センター」を設置します。
- 中核機関では、福祉関係者や各専門職団体と連携を図り、権利擁護に関する多種多様な相談への対応、本人を中心としたチーム支援、成年後見人等候補者の調整・推薦など、多岐にわたる事業を実施します。

【権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ】



資料：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」



基本施策3 任意後見制度の利用促進

- 権利擁護支援を必要とする人の意思を反映・尊重するため、周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人が選任されることなど、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取り組みとして、制度の周知や相談体制の整備を推進します。

基本施策4 町長申立の適切な実施

- 町長申立に関する事務を迅速に処理できる体制を整備します。
- 身寄りのない人や頼れる身寄りのない人への支援において、適切に町長申立を実施します。
- 虐待等の事案については、積極的に町長申立を活用します。

基本施策5 成年後見制度利用支援事業（助成制度）の推進

- 成年後見制度利用支援事業の対象として広く低所得者を含めることや、町長申立以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用および報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、適切な内容について検討します。

基本施策6 後見人等の担い手の確保・育成

- 成年後見を必要とする方が適切に利用できるよう、後見人の育成と活用を推進します。
- 町社会福祉協議会における法人後見受任に向けた協議を推進します。
- 親族後見人や市民後見人、法人後見等の後見業務の担い手への相談対応や支援を行います。
- 定期的な研修の開催を通じて、後見人の役割の理解促進と資質の向上を図ります。
- 成年後見人等候補者になり得る各関係団体に対し、制度の重要性の啓発を図り、各関係団体における人材育成につなげます。

第4部 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

(1) 町民参加による地域福祉の推進

町民一人ひとりが自身も地域の重要な担い手の一員であることに気づき、積極的に地域の活動に参画する意識づくりと環境づくりを推進していきます。

(2) 地域との協力体制の構築

地域福祉を推進するにあたっては、地域との連携・協力が欠かせません。地域福祉に関わる町社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体等との連携の強化を図るとともに、町内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進していきます。

(3) 庁内の推進体制

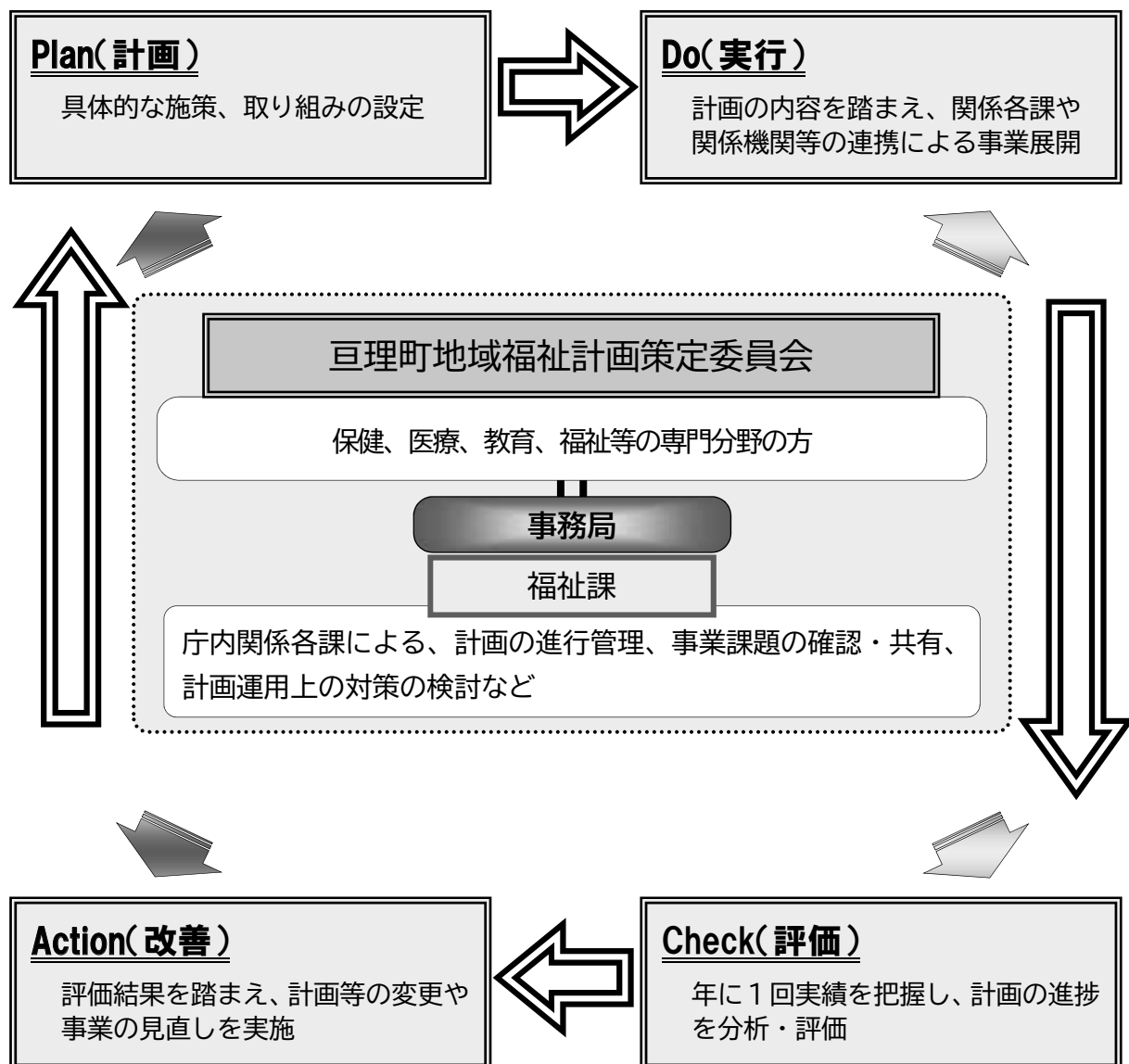
地域福祉を推進するにあたっては、全庁的な取り組みが必要であることから、「地域福祉計画策定検討会」が中心となり、関係各課の横断的な連携を図ります。また、職員一人ひとりが横断的な連携や情報共有を図る意識を持って、地域における切れ目のない支援を推進するために、地域が抱えるニーズを把握し、関連施策や取り組みを着実に進めます。

2 計画の進捗管理

(1) 計画の進捗管理と評価

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について定期的な調査・把握を行い、達成状況をチェックする必要があります。そのため、分野別に実施状況を把握、点検し、PDCAサイクルを確実に実行し、計画の着実な推進を図ります。

計画の進捗については、各種団体や学識経験者などで構成される「地域福祉計画策定委員会」や外部のアドバイザー等において、管理および評価を行う予定です。



※計画の進捗管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画に沿った「実行」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法をさしています。

第5部 資料編

1 巨理町地域福祉計画策定委員会

(1) 設置要綱

令和3年12月20日

告示第132号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき策定する巨理町地域福祉計画(以下「計画」という。)に関する事項について幅広く意見を聴取するため、巨理町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 福祉事業を行う者
- (4) 行政関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

**(2) 委員名簿**

No	団体種別	団体名	委員氏名	備考
1	学識経験者	東北福祉大学	森 明人	委員長
2		亶理町校長会	川口 嘉夫	
3	福祉関係団体の代表者	亶理町民生委員児童委員協議会	岡崎 正利	副委員長
4		宮城県社会福祉協議会	及川 一之	
5		亶理町身体障害者協会	菊地 清	
6		亶理町社会福祉協議会	川端 康裕	
7	福祉事業を行う者	社会福祉法人日就会	阿部 久美子	
8		逢隈保育園	渡辺 裕子	
9		亶理ありのまま舎	金子 仁	
10	行政関係者	宮城県仙台保健福祉事務所岩沼支所	砂金 理佳	
11		子育て世代包括支援センター	星 香	
12	町長が必要と認める者	亶理郡医師会	山田 紀広	
13		伊具亶理地区保護司会亶理分会	武者 傳太郎	
14		逢隈地区まちづくり協議会	南條 広	

2 計画の策定経過

開催年月日	会議名	内容
令和4年 6月29日	第1回巨理町地域福祉計画策定委員会	(1) 委嘱状交付 (2) 委員長・副委員長の選出 (3) 地域福祉計画の策定にあたって (4) 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定に向けて」(森准教授講演)
令和4年 7月1日	第1回巨理町地域福祉計画策定検討会	(1) 地域福祉計画とは (2) 計画策定スケジュール (3) 住民アンケート質問項目の精査について
令和4年 8月10日	第2回巨理町地域福祉計画策定検討会	(1) 巨理町地域福祉計画の策定にあたって (2) 計画策定スケジュール (3) 計画の骨子案および施策整理シートについて
令和4年 9月21日	第2回巨理町地域福祉計画策定委員会	(1) 地域福祉計画(骨子案)について (2) その他
令和4年 11月7日	第3回巨理町地域福祉計画策定検討会	(1) 巨理町地域福祉計画の地域生活課題の洗出し (2) 再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画の骨子案について
令和5年 1月27日	第3回巨理町地域福祉計画策定委員会	(1) 巨理町地域福祉計画(素案)について
令和5年 2月3日	第4回巨理町地域福祉計画策定検討会	(1) 巨理町地域福祉計画(原案)について
令和5年 2月4日 ~2月17日	パブリックコメントの実施	
令和5年 2月20日	第4回巨理町地域福祉計画策定委員会	(1) 巨理町地域福祉計画(原案)について

3 用語集

アウトリーチ	支援を必要とする人の所へ積極的に出向いてアプローチし、必要なサービスや支援、人などにつながるよう相談援助を行うこと。
アセスメント	課題分析などと訳される。利用者が直面している生活上の問題・課題（ニーズ）や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、必要なサービスの提供や援助に先立って行われる一連の手続きのことをいう。
With コロナ	「新型コロナウイルスとの共存・共生」という意味で使われる。
SNS	インターネットにより社会的なつながりを築くサービス。Twitter や LINE、Instagram などがそれにあたる。ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略。
基幹相談支援センター	障がい者などの相談支援等を総合的に行う、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。
後見監督人	後見人が行う事務を監督するために、家庭裁判所によって選任された人。
コーディネーター	いろいろな要素を統合したり調整したりして、ひとつにまとめ上げる係や職業。
コワーキングスペース	事業者間で作業拠点を共用する空間。各利用者の作業スペースであるとともに、利用者同士の交流の場ともなる。
サテライトオフィス	事業者自らが設置するテレワークのための拠点。
市民後見人	弁護士や司法書士などの資格を持たない、市町村等の研修を修了した、親族以外の市民による成年後見人等で、市町村等の支援をうけて後見業務を適正に担う。
重層的支援体制整備事業	さまざまな分野の支援機関や制度を活用しながら、複雑化・複合化したニーズに包括的に対応、支援していく取り組み。
情報アクセシビリティ	アクセシビリティとは、「利用のしやすさ」のことで、年齢や身体的能力にかかわらず、情報資源を利用しやすいこと。
スクールカウンセラー	臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童や生徒および保護者、教職員に相談・支援を行う専門職のこと。

スクールソーシャルワーカー	常に子どもに寄り添い、毎日の生活におけるさまざまな悩みやいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などに対し、事態を解決すべく支援することや、状況によっては教員も支える専門職。
全世代型社会保障	年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、それぞれの人生のステージに応じて、必要な保障がバランスよく提供されることを目指すもの。
ダブルケア	ひとりの人やひとつの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面すること。
超高齢社会	65歳以上の人口の割合が全人口の21%を占めている社会。
DX	デジタル・トランスフォーメーション(Digital Transformation)の略で、ICT(情報通信技術。Information and Communication Technologyの略。)の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
テレワーク	「ICT(情報通信技術)を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」のことで、本拠地のオフィスから離れた場所で、ICTを使って仕事をする事。
ニッポン一億総活躍プラン	政府が推進する半世紀後の未来においても1億人の国民を維持し、国民それぞれが活躍している社会の理想像を描いたビジョンである「一億総活躍社会」を実現するための計画。
8050問題	80代の親が50代の子どもの世話をすること(例えば子どもが無職やひきこもりの場合)。
ファシリテーター	会議やミーティングなど議論や意見交換の行われる場で、参加者たちの話の内容を整理したり、意見が活発に出るように発言を促進したりする進行役のことをいう。
フードドライブ・パントリー事業	いただきものや買いすぎなど、開封されないまま家庭で眠っている食品を集め、食べることに困っている人に提供する事業。
フレイル	加齢により心身が老い衰えた状態。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見等になること。
マネジメント	経営などの管理をすること。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。



ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
レスパイト	英語で「一時中断」「小休止」「猶予」などを意味する言葉で、介護においては、「介護する側が一時的に介護を離れて、リフレッシュすること」を指す。
ワークライフバランス	仕事と生活を調和させること。

亶理町地域福祉計画

亶理町再犯防止推進計画

亶理町成年後見制度利用促進基本計画

令和5年3月

編集・発行	亶理町 福祉課 社会福祉班 〒989-2393 宮城県亶理郡亶理町字悠里1番地 TEL：0223-34-1111（代表）
-------	--

